令和3年第1回定例会

嬬恋村議会会議録

令和3年3月2日 開会 令和3年3月11日 閉会

嬬 恋 村 議 会

令和3年第1回嬬恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月2日)

○議事日程
○本日の会議に付した事件
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名3
○事務局職員出席者
○開会及び開議の宣告 4
○議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○会議録署名議員の指名4
○会期の決定
○諸般の報告
○行政報告
○報告第1号の上程、説明、質疑1 1
○報告第2号の上程、説明、質疑12
○報告第3号の上程、説明、質疑
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決15
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決18
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決29
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決3 1
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決3 2
○議案調査について33
○日程の変更について33
○議案第2号~議案第8号の一括上程、説明・・・・・・・・・・・34
○日程の変更について45
○議案第9号~議案第16号の一括上程、説明、質疑45
○予算審査特別委員会の設置、付託について72
○議案第17号の上程、説明73

○議案第18号の上程、説明	. 7	3
○議案第19号の上程、説明	. 7	4
○議案第20号の上程、説明	. 7	4
○議案第21号の上程、説明	. 7	5
○議案第22号の上程、説明	. 7	5
○議案第23号の上程、説明	. 7	6
○議案第24号の上程、説明	. 7	7
○議案第25号の上程、説明	. 7	7
○議案第 2 6 号の上程、説明	. 7	8
○議案第27号の上程、説明	. 7	8
○議案第28号の上程、説明	. 7	9
○議案第29号の上程、説明	. 7	9
○議案第30号の上程、説明	. 8	0
○議案第31号の上程、説明	. 8	0
○議案第32号の上程、説明	8	1
○議案第33号の上程、説明	. 8	1
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	. 8	1
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	. 8	3
○請願書、陳情等の委員会付託について	. 8	4
○議員派遣の件について	. 8	5
○休会について	8	5
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 8	6
第 2 号 (3月8日)		
○議事日程······	. 8	7
○本日の会議に付した事件	. 8	8
○出席議員	. 8	8
○欠席議員	. 8	8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8	8
○事務局職員出席者	. 8	8

○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8	9
○議事日程の報告	8	9
○令和2年度嬬恋村各会計補正予算についての質疑、一括討論、採決	8	9
○予算審査特別委員会報告についての一括討論、採決	9	6
○議案第17号の質疑、討論、採決	1 0	0
○議案第18号の質疑、討論、採決	1 0	1
○議案第19号の質疑、討論、採決	1 0	2
○議案第20号の質疑、討論、採決	1 0	3
○議案第21号の質疑、討論、採決	1 0	8
○議案第22号の質疑、討論、採決	1 0	9
○議案第23号の質疑、討論、採決	1 0	9
○議案第24号の質疑、討論、採決	1 1	2
○議案第25号の質疑、討論、採決	1 1	3
○議案第26号の質疑、討論、採決	1 1	3
○議案第27号の質疑、討論、採決	1 1	4
○議案第28号の質疑、討論、採決	1 1	5
○議案第29号の質疑、討論、採決	1 1	5
○議案第30号の質疑、討論、採決	1 1	6
○議案第31号の質疑、討論、採決	1 1	8
○議案第32号の質疑、討論、採決	1 1	9
○議案第33号の質疑、討論、採決	1 1	9
○休会について	1 2	0
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2	0
第 3 号 (3月11日)		
○議事日程	1 2	1
○本日の会議に付した事件	1 2	1
○出席議員	1 2	1
○欠席議員	1 2	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2	1

○事務局職員出席者·······122
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議事日程の報告
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決1 2 :
○請願書、陳情書等の審査報告について
○一般質問
土 屋 幸 雄 君
佐 藤 鈴 江 君
伊 藤 洋 子 君
大久保 守 君
上 坂 建 司 君194
○閉会中の継続審査申出について197
○閉議及び閉会の宣告198
○署名議員

令和3年第1回定例村議会

(第 1 号)

令和3年第1回嬬恋村議会定例会会議録

議 事 日 程(第1号)

令和3年3月2日(火)午前10時01分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について(工事請負契約の金額の変更)
- 日程第 6 報告第 2号 専決処分の報告について(工事請負契約の金額の変更)
- 日程第 7 報告第 3号 専決処分の報告について(工事請負契約の金額の変更)
- 日程第 8 承認第 1号 令和2年度嬬恋村一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認について
- 日程第 9 承認第 2号 令和2年度嬬恋村一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認について
- 日程第10 承認第 3号 物品(草刈専用車)売買契約の専決処分の承認について
- 日程第11 発委第 1号 嬬恋村議会会議規則の一部改正について
- 日程第12 議案第 1号 嬬恋村功労者待遇について
- 日程第13 議案第 2号 令和2年度嬬恋村一般会計補正予算(第13号)
- 日程第14 議案第 3号 令和2年度嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第 4号 令和2年度嬬恋村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第 5号 令和2年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第 6号 令和2年度嬬恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第 7号 令和2年度嬬恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第 8号 令和2年度嬬恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第 9号 令和3年度嬬恋村一般会計予算について
- 日程第21 議案第10号 令和3年度嬬恋村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第11号 令和3年度嬬恋村介護保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第12号 令和3年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計予算について

議案第13号 令和3年度嬬恋村簡易水道事業特別会計予算について 日程第24 日程第25 議案第14号 令和3年度嬬恋村上水道事業会計予算について 議案第15号 令和3年度嬬恋村公共下水道事業特別会計予算について 日程第26 議案第16号 令和3年度嬬恋村農業集落排水事業特別会計予算について 日程第27 日程第28 議案第17号 嬬恋村議会議員及び嬬恋村長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の制定について 日程第29 議案第18号 嬬恋村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化 のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について 日程第30 議案第19号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加 及び規約の変更について 日程第31 議案第20号 嬬恋村課設置条例の一部改正について 日程第32 議案第21号 嬬恋村小口資金融資促進条例の一部改正について 日程第33 議案第22号 嬬恋村国民健康保険条例の一部改正について 日程第34 議案第23号 嬬恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正について 日程第35 嬬恋村介護保険条例の一部改正について 議案第24号 日程第36 議案第25号 嬬恋村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部改正について 日程第37 議案第26号 嬬恋村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部改正について 日程第38 議案第27号 嬬恋村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の全部改正について 日程第39 議案第28号 嬬恋村学校開放施設使用料条例の一部改正について 日程第40 議案第29号 嬬恋村総合グランド設置及び管理に関する条例の一部改正につい $\overline{}$ 日程第41 議案第30号 嬬恋村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部改正について 日程第42 議案第31号 指定管理者の指定について(嬬恋自然休養村) 日程第43 議案第32号 指定管理者の指定について(嬬恋村デイサービスセンター)

日程第44 議案第33号 嬬恋村辺地総合整備計画の変更等について

日程第45 議案第34号 工事請負契約の変更について

日程第46 議案第35号 工事請負契約の締結について

日程第47 請願書、陳情書等の委員会付託について

日程第48 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番 黒岩敏行君 2番 土屋 圭吾君

3番 石野時久君 4番 上坂建司君

5番 佐藤鈴江君 6番 土屋幸雄君

7番 松 本 幸 君 8番 黒 岩 忠 雄 君

9番 伊藤洋子君 10番 大久保 守君

11番 羽生田 宗 俊 君 12番 大 野 克 美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栄 君 村 長 熊川 副村 長 加藤 康治 君 教 育 崇 明 君 長 地田功一君 総務課長 黒 岩 総合政策課長 佐 藤 幸光君 税務課長 滝 澤 文 彦 君 住民福祉課長 熊 川 真津美 君 建設課長 滝 沢 勇 司 君 農林振興課長 横沢貴博君 観光商工課長 地 田 繁君 教育委員会 熊川武彦君 上下水道課長 宮崎 忠 君 事務局長 地 域 交 流 推 進 室 長 会計管理者 宮 﨑 由美子 君 宮崎 貴 君

事務局職員出席者

議会事務局長 土屋和久 書 記 宮崎 剛

開会 午前10時01分

◎開会及び開議の宣告

○議長(松本 幸君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達して おりますので、令和3年第1回嬬恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(松本 幸君) 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(松本 幸君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、黒岩忠雄君、伊藤洋子さんを指名いたします。

◎会期の決定

○議長(松本 幸君) 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から3月11日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松本 幸君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月11日までの10日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(松本 幸君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査報告書12月から2月分及び定期監査の結果についてを 受理いたしましたので、配付のとおり報告します。

また、本職において決定した議員派遣の結果並びに12月定例会以降の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

最後に、2月24日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保 守君登壇〕

○議会運営委員長(大久保 守君) 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、2月24日委員会を開催し、当局から村長、副村長、総務課長の出席により、 令和3年第1回議会定例会の運営について協議いたしました。

第1回議会定例会の会期は3月2日から11日までの10日間とし、一般質問の通告期限は8日正午までと決定いたしました。

提出予定案件は、報告3件、承認3件、議案35件です。主な内容としては、各会計の令和2年度3月補正予算並びに令和3年度当初予算、指定管理者の指定、辺地総合整備計画の変更、工事請負契約の締結、それから、村条例の制定や一部改正等が予定されております。また、村議会会議規則の一部改正について審議を予定しています。

また、当局から提出議案並びに議題としている案件の説明を行いたいとの要望があり、2 日の全員協議会において行うことと決定しました。

なお、令和3年度予算の審議については、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、 3月3日、4日に行うことを決定いたしました。

請願・陳情等については、請願1件、陳情1件、要望1件の提出がありました。協議の結果、請願・陳情文書表を配付のとおり付託いたしました。

次に、各常任委員会は3月8日の本会議終了後に開催することと決定しました。また、11 日に行われる議会一般質問について、申合せにより、12月と同様に一問一答方式で行うこと に決まりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(松本 幸君) 日程第4、行政報告を行います。

村長から、行政報告を行うための発言が求められておりますので、これを許可します。 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 令和3年の3月議会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。 現在、嬬恋村では、台風19号、令和元年東日本台風の対策本部と新型コロナウイルス感染 症対策本部ということで、対策本部が2つ立ち上がっております。

そんな中ですけれども、国内政治におきましては、本日決定すると衆議院を通過すると思われますけれども、国の予算につきましては106兆6,000億円ということで、プラス第3次補正予算19兆円足しますと、135兆円の予算ということになると思われますが、衆議院の優越で、本日決まれば4月1日からは予算が成立するということでございます。

群馬県のほうにおきましては、7,650億円ということで、現在予算審議が行われております。

当村におきましては、本年の3月本議会におきまして、村の予算、一般会計76億3,300万円、また特別会計が37億8,000万円ということで、一般会計、特別会計合わせまして114億1,333万円の予算を上程させていただいております。

慎重審議、ご指導いただきまして、私ども当局側は説明責任を十二分に果たし、慎重審議、 ご指導いただきながら、ご議決賜りますよう、よろしくお願いしたいと思っております。

なお、現在嬬恋村では、昨年議会の承認を得ました第6次の嬬恋村総合計画並びに第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略、年度を合わせるために1年ずれておりましたものを一つにして、年度を合わせて、現在その計画に基づいて行政を執行しておるところでございます。それに合わせて、予算のほうも編成してきたということでございます。

まず、国内の状況ですけれども、第1次産業、基幹産業でありますキャベツにつきまして は、種まきがぼちぼち始まってきておるという状況かと思われます。今年も労働力の確保に しっかり努めて、基幹産業をフォローしてまいりたいと思っております。予算審議の中で、 またご説明させていただきたいと思っております。

第2次産業に関してでございますが、特に台風災害の復興・復旧事業が現在佳境に入ってきております。国道144号につきましては、県のほうにも確認してありますが、今年の末までに完成するということで承っております。

なお、地域、特に田代地区の皆様方から強い要望がありまして、一日も早く、半分でもいいから、片側交通でもいいから道を開けていただきたいと強い要望がございまして、県のほうにも引き続き、国道144号につきましては、お願いをしておるところでございます。

また、主要地方道であります東御嬬恋線につきましては、現在、大手の企業が工事をこの 冬、真冬でございますけれども、毎日ダンプカーが走り、毎日生コン車が走っておって、雪 の中でございましたが、毎日工事を進捗していただいておるところでございます。こちらに つきましても、県のほうに確認しておりますが、令和3年度以内には何とか90%、95%ぐ らいを目標に、復旧・復興に努めるという状況でございます。

なお、1級河川吾妻川につきましては、渇水期に工事をやるというのが原則でございまして、今、皆さん見てもらえば分かるとおりでございます。嬬恋村内における吾妻川の下流から上流から、全てのところで工事が始まってきております。一日も早く安心・安全のために、1級河川についても、今後も引き続き、国のほうへ県のほうへお願いしてまいりたいと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、第2次産業の中における土木建設関係の業者の皆様方には、特 段のご理解とご協力をいただきながら、事業の推進に努めてまいりたい、こう思っておると ころでございます。

第3次産業の関係でございます。これはまさに、コロナとウィズコロナのど真ん中にあるわけでございますが、担当のほうのデータを調べさせてある中によりますと、10月、11月、12月全体で、対前年比で入り込み客数が、令和元年度が38万9,000人、それが令和2年度現在でございますが、26万5,000人ということで、12万5,000人ほど少ないという状況であります。パーセントでいいますと、対前年で68%という入り込み状況でございます。

引き続き、群馬県のほうにも、また国のほうにも、いろんな組織を通じながら、しっかり お願いしてまいりたいと思っておりますが、アフターコロナに向かって、GoToトラベル、 あるいはGoToイート、こういうものについて、しっかり国のほうにお願いをしてまいり たいと考えておるところでございます。 産業関係は大体そんな状況でございますけれども、予算編成の中で産業政策を盛り込んで ございますので、しっかりと議論を皆さんとしてまいりたい、こう思っております。

続きまして、コロナの関係でございます。

2月28日に国のほうは、緊急事態宣言一部解除ということでございます。現在は1都3県のみ緊急事態宣言ということで、3月7日まで、それまでには、今週政府のほうがどうするかの判断を下すと思われますけれども、昨日、東京都のほうも、感染者数が100人台に落ちてきているという状況でございますが、引き続き緊張感を持って、我が村においても、コロナに感染しない、コロナを感染させない、うつさない、こういう対策をしっかりと講じてまいりたいと思っております。

なお、群馬県におきましては、2月27日に県のレベルを4からレベル3に引き下げたわけ でございます。引き続き群馬県内、私どもは直接、県のほうからの制限は受けておりません でしたけれども、不要不急の外出禁止等の面においては、我が村も同じ対策を取ってきてお りますので、しっかりとまた県とも連携をしながら対応してまいりたいと思っております。

なお、今、私どもでは、1月20日にワクチン接種の対策室を設置いたしました。現在、2 月17日より全国にファイザーワクチンが、医療従事者4万人に既に接種が開始されております。

2月10日には、我が村においては区長会を開かせていただきまして、各地区に、65歳以上の方々のワクチンを接種するか否かの集計を取らせていただいております。区長さんはじめ、各地区の伍長さんには多大な無理を言って、お願いをしておるわけですが、数字が今出てきておるところでございます。まだ全部ではございませんけれども、現在の状況は、約2,500名前後の65歳以上が受けたいという回答が来ております。

まだ、一部の地区の回答及び、浅間高原の郵便で出したところの回答がございませんけれども、おおむね今日あるいはあしたあたりには、65歳以上でワクチン接種を受けたいという方が確定してくると思われますので、それに基づきまして、県のほうとも、また吾妻保健所とも連携をしながら、しっかりとワクチン対策を練ってまいりたいと、こう思っておるところでございます。

4月12日より、65歳以上の高齢者3,600万人への接種を開始すると政府は申しております。また、4月26日の週より、全国の市町村へワクチンを配布すると申しております。また、6月末日までに65歳以上の高齢者全員が2回接種する分のワクチンを配布するまでは、公にされておるところでございます。

国・県の情報をしっかりと確認しながら、我が村のまず65歳以上の方々に対して、迅速に、 また誤りなきように、接種希望者に対しましては、しっかりとワクチン接種を行ってまいり たい、こう思っておるところでございます。

なお、接種希望者には、回答いただければ、クーポン券を担当のほうから発送するという 手順になっておりまして、何月何日あなたはどこでワクチン接種を受けてくださいという段 取りが組める状況にはなってくると思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、ワクチンをいかに正確に早く希望者に接種するかが、今日の最 重要課題だと思っておるところでございます。しっかりと対応してまいりたいと思います。

今後、ワクチン関係では、吾妻郡町村会、あるいは群馬県町村会を通して、国あるいは県のほうに、GoToトラベル、GoToイート関係の要請、今までもしてきておりますけれども、さらに、アフターコロナの対策をしっかりと要請してまいりたいと考えておるところでございます。

新たな時代が、アフターコロナを考えますと、非常にダイナミックに社会が変わっておるという認識を持っております。現在、Zoomでのオンライン会議等が、毎週毎週、何回か会議をしております。離れて仕事をするテレワークが現在提唱されておりまして、嬬恋村においても同じ状況かと思っております。今後は、新たなアフターコロナに向かって、嬬恋村がどうあるべきか、これに向かって、しっかりと議会の皆さんとも協議をしながら、未来のため、子供たちの健やかな成長のために、しっかりと対策を取ってまいりたいと、こう考えております。

特に21世紀は、「ゆりかごから墓場まで」という福祉社会の実現を目指していきたいと考えております。加速度的に今、少子化の現象がございます。昨年1年間の嬬恋村のお亡くなりになった方は141名、出生した方は34名でございます。141名の34名ということであります。嬬恋村全体で子供が30人台しか生まれないという現実がございます。

なお、政府のほうの統計では、本年度の出生者、まだ数字はもちろん出ておりませんが、 見通しとして、80万人を割るのではないかという推測が新聞報道でも流れておるところでご ざいます。そのような少子化が目の前に迫っておる中で、どうあるべきかをしっかりと見据 えて政策の遂行を行ってまいりたい、こう思っております。

地域の住民、あるいは介護事業者、あるいは医療機関、あるいは各地区の区長さん、あるいはボランティア団体、このようなもろもろの組織が一体となって、地域全体で取り組むことが必要だと思っております。

また、子供につきましては、出産から育児まで切れ目のない支援を目指してまいりたいと 思っております。誰もが安心して暮らせる村づくりのために、議会の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。

令和3年度の今後の主な行事予定につきましてでございますが、3月30日に群馬県内の聖 火ランナーが走る予定になっております。3月31日、草津町のほうに、案内状が私のところ にも来ておりまして、聖火が走るという予定になっております。草津町の湯畑周辺及び八ッ 場ダム周辺を走るということであります。

我が村におきましては、元オリンピック選手銀メダリストであります黒岩敏幸様に、県の ほうにもお願いをして、一部区間を聖火ランナーとして走っていただく予定になっておると ころでございます。

東京オリンピックにつきましては、メディアもいろいろ話題がありましたけれども、予定では7月23日から8月8日の間、東京オリンピック、7月31日につきましては、第40回のつまごい祭り、8月17日、18日、これは地震火山地質こどもサマースクールということで、ジオパーク関連で、日本火山学会等のサマースクールが嬬恋で予定されております。8月24日から9月5日、これは東京パラリンピックが予定されております。

9月12日、第16回のキャベチューが予定されております。9月30日から10月1日、第30回火山砂防フォーラムが嬬恋村で開催される予定になっております。10月6日から8日でございますが、第43回全国土地改良群馬大会が行われ、嬬恋村には10月6日に視察団が訪れるという予定になっております。

なお、11月2日、3日につきましては、嬬恋村文化祭が予定されております。

なお、これらの予定につきましては、まだ暫定的な部分もございますけれども、現状では、 アフターコロナ、緊急、国のほうの動向を確認しながら、アフターコロナについて開催する、 変更になる場合があるかもしれませんけれども、現在の予定では、本年度主な行事としては 以上のような状況になっております。

ここのところ、コロナウイルスあるいは災害、自然災害等体験しておるわけでございますけれども、人口問題、人口問題という言葉があるわけですが、人間という言葉はもっと重要だなと、大切だなということを最近常々思っておるところでございます。人口も大切だけれども、人間はもっと大切だと、こう思っております。

また、嬬恋村には都会にはない自然があります。自然や人間がいかに今、重要な時代を迎えておるか、そして、人々の絆、これも大切だと思っております。人間、自然、そして人々

の絆を大切にしながら、嬬恋村の地域力をより発展させるべく、考えてまいりたいと思って おります。

かいつまんで申しましたが、議会の皆さんとも連携を図り、地域との連携も図り、各種団体との連携も図り、村民と一体となって未来への嬬恋村の構想を着実に前進させるために、 しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上申し上げまして、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(松本 幸君) これで行政報告は終わりました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長(松本 幸君) 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について(工事請負契約の金額の変更)を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 報告第1号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分することのできる事項の指定(昭和60年議決第1号)に基づきまして専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

担当より説明をさせますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

〇議長(松本 幸君) 上下水道課長。

[上下水道課長 宮﨑 忠君登壇]

〇上下水道課長(宮﨑 忠君) 報告第1号の詳細説明をさせていただきます。

次ページをご覧ください。

令和2年専決第12号、専決処分書。

専決処分事項。

- 1、処分事項、工事請負契約の変更です。
- 1、処分内容。
- 1、工事名、下水道災害復旧事業令和元年災第733号、嬬恋村水質浄化センター災害復旧

工事です。

2、契約金額、変更前、金9,460万円。変更後、金9,605万2,000円です。

工事場所、嬬恋村大字芦生田地内。

契約の相手方、嬬恋村大字三原875番地、渡辺建設株式会社、代表取締役、渡辺栄志様です。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

- ○9番(伊藤洋子君) この金額の変更の直接の理由は何だったんでしょうか。例えば部品とか、どこか余分な工事が行われたとか、その辺について説明をお願いします。
- 〇議長(松本 幸君) 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮﨑 忠君登壇〕

〇上下水道課長(宮崎 忠君) 変更理由について説明させていただきます。

災害の査定を申請する際には、詳細に測量ができない面がありまして、実際に現地に工事、 本工事につきましては、のり面工ですが、凸凹により、のり面工の面積の増加、また、排水 路の細かな取り回しの変更などが主な変更理由となっています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長(松本 幸君) 日程第6、報告第2号 専決処分の報告について(工事請負契約の金額の変更)を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 報告第2号の提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分することのできる事項の指定(昭和60年議決第1号)に基づきまして専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

担当より詳細説明をさせますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

〇議長(松本 幸君) 上下水道課長。

[上下水道課長 宮﨑 忠君登壇]

〇上下水道課長(宮﨑 忠君) 報告第2号の詳細説明をさせていただきます。

次ページをご覧ください。

令和3年専決第5号、専決処分書。

専決処分事項。

- 1、処分事項、工事請負契約の変更です。
- 1、処分内容。

工事名、下水道災害復旧事業令和元年災第734号、吾妻川西窪下水道水管橋災害復旧工事です。

- 2、契約金額、変更前、金1億5,785万円。変更後、金1億5,904万9,000円です。
- 3、工事場所、嬬恋村大字西窪地内です。
- 4、契約の相手方、嬬恋村大字芦生田223番地1、丸栄建設株式会社、代表取締役、丸山博文様です。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

- **〇9番(伊藤洋子君)** 先ほどと同じように、この金額変更の直接の変更理由を教えていただければと思います。
- 〇議長(松本 幸君) 上下水道課長。

[上下水道課長 宮﨑 忠君登壇]

〇上下水道課長(宮崎 忠君) 変更の詳細理由について説明させていただきます。

本工事につきましては、水管橋の橋脚を1基取り壊し、造り直す工事と、上部の水管橋を 2径管造り直す工事を実施しています。橋脚の工事の際に、壊した際に、基礎を設置する面 の強度を測る試験を平板載荷試験といいますが、この試験の計上を今回させていただきました。

また、掘削する際に、想定以上に湧水が発生いたしましたので、この水処理を併せて計上させていただき、変更させていただいたところです。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長(松本 幸君) 日程第7、報告第3号 専決処分の報告について(工事請負契約の金額の変更)を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、上坂建司君の退場を求めます。

[4番 上坂建司君退場]

○議長(松本 幸君) 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 報告第3号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分することのできる事項の指定(昭和60年議決第1号)に基づきまして専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

担当より詳細説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

〇議長(松本 幸君) 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

〇建設課長(滝沢勇司君) それでは、報告第3号の詳細説明をさせていただきます。

資料1枚はぐっていただきたいと思います。

専決処分事項。

- 1、処分事項、工事請負契約の変更。
- 1、処分内容。

- 1、工事名、令和2年度村道芦生田向原線法面補修工事。
- 2、契約金額、変更前、金6,435万円。変更後、金6,495万5,000円。
- 3、工事場所、嬬恋村大字芦生田地内。
- 4、契約の相手方、吾妻郡嬬恋村大字芦生田410-2、上坂建設株式会社、代表取締役、 上坂真理様です。

この工事は、道路ののり面の補修工事でありまして、場所については、芦生田の県道嬬恋 応桑線の常林寺さんの手前から向原方面へ向かう村道になります。こののり面の吹きつけが 老朽化しておりまして、ここについて吹きつけ工事を新たに行って、のり面の安定を図るという工事になっております。

主な変更の内容としては、入札後、現地の詳細な測量をした結果、吹きつけ数量が一部増 えたという増加になっております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(松本 幸君) 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

上坂建司君の入場をお願いします。

[上坂建司君入場]

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第8、承認第1号 令和2年度嬬恋村一般会計補正予算(第11号) の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

- **〇村長(熊川 栄君)** 承認第1号の提案理由を説明させていただきます。
 - 一般会計補正予算(第11号)は、補正額2,200万円を追加し、歳入歳出総額を99億9,935

万1,000円とするものでございます。

内容としましては、夏期の道路管理に必要となる草刈り車購入のため、補正予算を編成したものであり、議会を招集し、その議決を経る時間的余裕がないことから、嬬恋村一般会計補正予算(第11号)の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

〇議長(松本 幸君) 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長(黒岩崇明君) それでは、令和2年度嬬恋村一般会計補正予算(第11号)の詳細 説明をさせていただきます。

3ページ目の補正予算書をご覧いただきたいと思います。

令和2年度嬬恋村一般会計補正予算(第11号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億9,935万1,000円といたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額2,200万円の増としております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

8款土木費、1項土木管理費、2目機械管理費、補正額2,200万円の増としております。 以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

大久保議員。

着席のままお願いします。

- **〇10番(大久保 守君)** 草刈り機購入ということで、実際でしたら、いつもでしたら、購入するのに2,000万円以上の金額ですから、いつもでしたら、随意契約じゃないですよね。 入札でしたんですか。その点はどうだったんですか。
- 〇議長(松本 幸君) 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

- ○建設課長(滝沢勇司君) 入札で行いました。
- **〇10番(大久保 守君)** そうすると、通常ですと、議会には入札の経緯をいつもかけていると思うんですが、今回はないんでしょうか。
- 〇議長(松本 幸君) 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

- **〇建設課長(滝沢勇司君)** すみません、この後、承認第3号ですかね、物品の購入ということで説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- **〇10番(大久保 守君)** 3号で出てくるわけね。はい、分かりました。すみません。
- ○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。 黒岩忠雄議員。
- ○8番(黒岩忠雄君) この草刈り機を買うに当たりまして、今まで、パノラマラインですか、あそこは何名かの皆さんが草を刈っていたわけですよね。それで、その人たちの仕事がなくなるというか、その辺の関係は、村長、どういう見方というか、どうなっているのか、その辺をちょっと細かく教えていただきたいと思います。
- 〇議長(松本 幸君) 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長(滝沢勇司君) 今まで建設課のほうで、3人の方が臨時職員として草刈りしていただいたんですが、その方については引き続き、令和3年度についてもお願いして、草刈り機については、約2名ぐらいの職員が必要ということで、その関係も人事配置をお願いしているところです。

以上です。

- 〇議長(松本 幸君) 黒岩忠雄議員。
- **〇8番(黒岩忠雄君)** そうすれば、今までアルバイトというか、臨時で雇っていた人たちには、影響ないということでよろしいんですね。
- 〇議長(松本 幸君) 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

- ○建設課長(滝沢勇司君) 変更ありません。よろしくお願いします。
- ○8番(黒岩忠雄君) はい、分かりました。
- ○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

伊藤議員。

- ○9番(伊藤洋子君) 今の質問の関連ですけれども、この3名の方と2名の方は、会計年度 職員なんでしょうか。その点をお聞かせください。
- 〇議長(松本 幸君) 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

〇建設課長(滝沢勇司君) まだ草刈り機のほうの職員については、確定がされていない予定 なんですが、会計年度任用職員の方を中心にお願いできればなというふうには考えております。

以上です。

○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、承認第1号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第9、承認第2号 令和2年度嬬恋村一般会計補正予算(第12号) の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 承認第2号の提案理由を説明させていただきます。

令和2年度一般会計補正予算(第12号)の専決処分についてでございますが、補正額 4,592万8,000円を追加し、歳入歳出総額を100億4,527万9,000円とするものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策として、村内飲食店及び宿泊業者に対する支援及び新型コロナウイルスワクチン接種に対応するため、補正予算を編成したものであり、議会を招集し、その議決を経る時間的余裕がないことから、嬬恋村一般会計補正予算(第12号)の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして本案を提出するものでございます。 ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

〇議長(松本 幸君) 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長(黒岩崇明君) それでは、令和2年度嬬恋村一般会計補正予算(第12号)について詳細説明をさせていただきます。

3ページ目をご覧いただきたいと思います。補正予算書になります。

令和2年度嬬恋村一般会計補正予算(第12号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,592万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,527万9,000円といたします。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目衛生費国庫補助金、補正額292万5,000円の増額でございます。説明欄ですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として292万5,000円としております。

続いて、20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額4,300万3,000 円でございます。これについては、財政調整基金からの繰入れを予定しております。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予備費、補正額292万8,000円の増額でございます。 説明欄でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として292万8,000 円を見ております。これについては、事務的な経費を見ておるということでございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、補正額4,300万円の増額でございます。説明

欄ですが、新型コロナウイルス感染症対策事業4,300万円として、主な事業としては、18節の新型コロナウイルス感染防止対策村内宿泊事業者支援金として2,000万円、それから、新型コロナウイルス感染症等対策村内飲食店事業者等支援金として2,000万円を見ております。 以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

佐藤鈴江議員。

- ○5番(佐藤鈴江君) 7ページの18節の新型コロナウイルス感染症防止対策の村内宿泊業者 支援金と新型コロナウイルス感染症等対策村内飲食店事業者等の「等」なんですけれども、 これは飲食店だけではなくて、卸売、納入業者とか、そういったところも含めての対応とい う、そのような規則というかはできているんでしょうか。
- 〇議長(松本 幸君) 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

〇観光商工課長(地田 繁君) 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

両、飲食店、また宿泊に関しましての規則は当然できております。また、この「等」ということに関しましては、この目的といたしまして、それぞれ商工会、観光協会、話をさせていただきながら、会員の勧誘も含めてということでさせていただいております。

ただし、やはり理由をもって、そういった方々が会員にならないということに関しまして、 実際のところは、会員外でも申込みを受けるというような形で取っております。

佐藤議員がおっしゃるとおりに、その他の業種に関してとなりますと、今現在、全職種ということの部分での「等」ということではない形ではなっております。

○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番(伊藤洋子君) 私は幾つか質問をさせていただきます。

これは村長にお聞きしたいんですけれども、経緯として、1月8日にまず全員協議会がありました。それで、1月19日専決ということで、1月21日に議会、私たち議員にファクスが来ました。それで、自分も観光の関係の仕事をしているので、観光協会からメールが来ましたのが1月22日です。そうすると、それで3月までの申請ということで、私は議長のほうにも言いましたけれども、このような、今コロナを一番村民も、行政も、そして私たち議会も大事に考えなくちゃいけないときに、この4,590万円というお金を動かすのに、もっと多

くの意見を聞くべきじゃないかというふうに私はすごく思ったわけです。

だから、村長にお聞きしたいんですけれども、まず期間として、私たちは議員としては、本当にいつでも時間を割こうという気持ちでいるし、行政だってそうだと思うんです。そのときに、このような大事なことを時間がないということで片づけた、そういうことで専決にしたということで、その辺の村長の思いをお聞きしたいし、今、佐藤議員からも発言がありましたけれども、私は多くの業種の皆さんに聞いたら、やっぱり同じ商工会員なのに、どうしてこんなふうに不公平になるのか。50万円とゼロだったら、本当に納得がいかないと思うんですよね。

そして、これの財源は国の交付金です。だから、私は全ての業種にやるのが、国の交付金の目的からして、それが望ましいと思うんです。そういうことも村長のほうからは出されなくて、50万円と20万円で4,000万円を組んだ。そういうところで、村長のこれに至った経緯をきちんと報告していただいて、私は村民に報告したいと思いますので、よろしくお願いします。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 伊藤洋子議員の質問にお答えをさせていただきます。

これを専決処分するにつきましては、議長並びに副議長並びに産建の委員長にも事前に連絡をさせて、了解を取りました。また、商工会長並びに観光協会長とも、事前に集中的に議論をしました。

なお、商工会の事務局長並びに観光協会の事務局長も同席の上、本当に緊急に困っている んだという話があって、個人的なことは私は一々申しませんけれども、実際、飲食業、台風 以降、全然使っていない、ある地域においては、ほとんど区の役員会も全然使っていない。 忘年会も新年会も謝恩会も全然やっていないというようなことがあって、既にやめた方もい らっしゃいます。また、私もやめざるを得ないというのが、2件ほど電話もありました。そ ういう状況の中で、コロナと因果関係のあるところに重点的に配分する、それは当然のこと だと思っております。

どんな人間も、どんな事業者も、事業をやる以上は、自分の自己責任が原則だと思っております。しかしながら、特に台風以降、飲食店については、ほとんどもろもろ村内の会議、新年会、忘年会もなしと、役場の新年会、忘年会もないというような状況でございました。そういう意味で、コロナに起因して因果関係がある業種について、公平に平等に、また明ら

かにしながら、その経緯も明らかにしながら、専決処分をしてきております。

ぜひとも伊藤議員、商工会長にも観光協会長にもよく確認していただきたいと思っています。 みんなが議論をした中で、公平・平等にしようということであります。

その後、商工会の行政懇談会もありました。その席には、商工会の理事会ですか、にも私も参加させていただきました。そこには議長と副議長と産建の委員長も同席しておりましたが、そこでもまた違った意味の発言がございました。それについては、今回また議会のほうにも、私のところにも、要望書という形で上がってきておりますので、この要望書については、しかるべく委員会で、しっかりとまた議論をさせていただいて、公平・平等に迅速に、因果関係のある業種、コロナによって影響を受けた業種に対して、早急に公平・平等に、ガラス張りの中で行政は執行してまいりたい。

ぜひとも伊藤議員、商工会長さん、あるいは観光協会長さん、じきじきで結構でございますから。どういう経緯でこうなったのかを、困った業種なんだということで、それを集大成した中で専決処分をしたということでございますので、ぜひとも伊藤議員、今言ったように、商工会長さんにも、また議長さん、副議長さん、産建の委員長さんにも、これは迅速に対応するんで、しっかりと専決処分にさせていただきたいと、こういう報告もしておりましたので、それもしっかり、私だけでなくて、村長が1人で決めるものではございません。これを配布するについても、うちのほうでは条例審査会を開いて、全課長以上が慎重審議をして、こういう手順でこういうふうに規則を変えましょうと、こういう手続まで踏んで、専決処分は処分されておるものでございますので、村長、村長と言いますけれども、私1人ではありません。私は責任は負いますよ、当然ね。でも、伊藤議員には、ぜひとも今言った経緯、商工会長にも観光協会長にも、また事務局もお集まりいただいて、本当に集中的に議論をして、土曜日、日曜日なく議論をした中で決めてきておると、そういうことでございますので、ぜひとも確認をしていただきたいと思っております。

以上です。

〇議長(松本 幸君) 伊藤議員。

○9番(伊藤洋子君) もう一度聞きますけれども、今、村長の答弁に、商工会長、それから、 事務局長、観光協会長と大議論をして決めたというと、その議論はいつやられたのか。その ときに、50万円と20万円で、金額についても意見が何も出なかったのか。

私がいろいろ聞き回っていると、やっぱり同じ飲食業でも、規模に応じてやるのが本当の 公平じゃないかとかという意見も出てきます。そして、今村長が言いましたように、現にほ かの業種も、コロナの起因で困っているということで要望書が出されました。そうすると、 その大議論したときには、商工会長、観光協会長、事務局長からは、そういう意見が全然出 されなかったのか。その大議論した日程を教えていただきたいと思います。その内容では、 そういった問題が出されなかったのか、その点について説明をしていただきたいと思います。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 日程につきましては、今手帳がないんで分かりませんが、はっきりしておりますので、後ほど正確にはお答えをさせてもらいます。

なお、何回も言いますが、私が1人で決めているんじゃなくて、やはり50万円、20万円という金額も、スピーディーに処理しなくちゃならん、それから公平でなくちゃならん、それから、どうやってやったらいいか、商工会、うちのほうの役場の観光商工課が窓口で全部やるのはとても不可能です、時間的にも。したがいまして、商工会には会員がいますので、会員になっていない方は会員を増やすという意味も込めて、会費1,500円ですかね、これも払っていただいて受けるというような話も、その中ではされております。

というのは、公平・平等にしなければならんわけです、公平・平等に。そういう意味で、 ぜひとも伊藤議員さん、商工会長にも。あるいは観光協会長にも、また議会にも事前に連絡 をして、確認を取って専決処分をしておるということでございます。

なお、陳情がまた新たに出たということでございますが、これについては、また担当の委員会でしっかりと審議をしていただき、我々もそれに対応して、しっかり取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いします。

〇議長(松本 幸君) 伊藤議員。

○9番(伊藤洋子君) 答弁漏れですけれども、じゃ、大議論した日は後でお知らせしていただくということで、そのときに50万円とか20万円に対しても何も、議長も含めて、産建の委員長、副議長からも意見も出ないで、商工会長、観光協会長からもそれでよしと、それですんなり50万円、20万円が決まったということで、ほかの業種のことは全然出されなくて決まったというふうに私は捉えていいんですね、その話合いの中で。

そういうふうになっているんでしたら、誰も意見が出ないで、宿泊に20万円、飲食業に50万円で、ああ、それでいいんじゃないかと、大議論の中で決まったというふうに私は捉えていいわけですね。そこだけ確認したいと思います。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) その前に、私どもが議会に一度提案した、宿泊業を守る、スキー場を守る、泊まって嬬恋でスキーをしましょうということで1億円ということで、議会とも議論した経緯がございます。その後、特に飲食業の関係については、以前から非常に大変だと。一昨年の10月12日以降、台風があった以降、忘年会なし、役場の忘年会もなし、各地域の忘年会もなし、新年会もなし、それから消防の新年会もなし、歓送迎会もなし、地域の会議もなしというようなことで、各地域に根づいている食堂さんについては、本当に弱っているという状況を、議員の皆さんもご存じだと思いますが、あと区長会のほうからも、何人かからそういう話を聞いております。区においては、ほとんどやっていないんだと、本当に弱ったなと、大変だなという声を多々聞いておりました。

それから、金額の50万円、20万円については、スピーディーに処理しないと、本当に手 を挙げる方が何人もいらっしゃると、給料も払えないという話もありました。

そこで、飲食業と、特に宿泊業については、GoToトラベルもなくなったということで ございましたので、迅速に公平にガラス張りで、ちゃんと話をして、専決処分をしてきたつ もりでございます。

そういうことで、ぜひとも伊藤議員には、その経緯は別に隠すことは何もございません。 なおかつ、議会の議長、副議長並びに産建の委員長にも、専決でやりたいが、いいでしょう ということで了解を取っておりますので、やましいことは一つもございませんので、ぜひと も伊藤議員にも、商工会長、観光協会長にも、どういう議論したのかを確認していただきた いと、こう思っております。よろしくお願いします。

- ○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。
 羽生田議員。
- ○11番(羽生田宗俊君) この件なんですけれども、宿泊業者を守る支援金という中に、事業者が村民であり、村内在住者(法人)を除くということがあるんですけれども、この法人を除いた理由をお聞かせ願いたいと思います。
- 〇議長(松本 幸君) 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

〇観光商工課長(地田 繁君) 羽生田議員の質問にお答えをさせていただきます。

法人を除くという、その部分に関しましては、大きなホテル関係を考えますと、本社が東京だとか、そういったことになります。そういったものを含めて考えるということで、住民

でないと、法人に関しては住民でなくてもオーケーだということで、法人は除くということ をつけさせて、幅広く対応させていただいたということになります。

- ○11番(羽生田宗俊君) それで、支援対象者が観光協会員及び、村長が特別な事情があると認める施設というのは、どういう施設をいうわけですか。ここに書いてあるんですけれども。その中で、法人を除く中で、村長が特別な事情があると認められるもの、東京に本社がある人もいるかもしれないですけれども、この地域で、やはり法人格を取っている人が多いと思うんですけれども、この扱いはどう、村長が特別な事情があると認めるものと、この支援の中に書いてあるんですけれども、これはどういうことを意味するわけですか。
- 〇議長(松本 幸君) 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長(地田 繁君) 羽生田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは、個人の方でも法人格を取られている事業者さんがおります。個人の方に関しては、 そこの部分は、法人を除くとかという、そういう部分は特には関係なく、個人で事業者を見 させていただいていますので、申請をお受けさせてもらっています。

村長の認めるところということに関しまして、どうしても平成30年の1年間の収入と比べた場合に、それを上回るだけの減収というものが見えない事業者の方も実際にはおり、観光協会長、また商工会長が、その部分を1年間というよりは、実際にはそうでなくても、商工会等、観光協会等でその数字、活動内容、そういった事業内容を見て、1年間でなくても、そういった中で対象にできたらというようなことで要望が出されました。

そういったことも経緯がございまして、そのところの部分は、村長の認めるところで申請 を承認していこうというようなことの、村長が認めるところということで適用させていただ いております。

- 〇議長(松本 幸君) 羽生田議員。
- ○11番(羽生田宗俊君) じゃ、これ申請するのに、やはりこういう文面であると、法人は全て除くというような感じに取られがちなんですけれども、やはりそれは丁寧に、商工会を通してか、観光協会を通して説明されたほうがいいのかなと、そんなふうに思いました。
- 〇議長(松本 幸君) 答弁は。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 実は50万円、20万円と決める過程の中で、当初の基準が、対前年で

30%だったかな、ということで始まったんですが、実は蓋を開けてみたら、嬬恋村内でコロナの感染者が出たといった後については特にひどいという話が、実は飲食店から上がってきたという話を聞いております。

先ほども申しましたように、うちの観光商工課がこれを全部取りまとめるのはとても不可能でありまして、商工会事務局はデータも持っていますし、また観光協会は観光協会のデータも持っていますから、そこのデータを持ちながら、それが公平・平等にいくようにということでお話をしている過程の中で、特にでございますが、飲食業については、村内でコロナウイルス感染者が出たという話が出た以降、うわさが出た以降は、全くお客さんが来なくなったという強い話がございました。それについて、我々事務局が一々、どうなんだ、どうなんだと調査をし尽くすことは、とても不可能だということもありまして、協会の会長及び事務局の判断で、これは急激に確かに落ち込んでいるというものについて、文言上、村長が認めるものと、こういう文言を入れたという経緯がございます。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

〇9番(伊藤洋子君) 先ほどの質疑応答の中で、村長は、伊藤議員、ぜひ認めてくださいと、 そういうふうに言いますけれども、私はこれは、支援をすることには本当に賛成です。

私は実際のところ、村内業者を随分回って歩きました。それで、先ほど村長が言ったように、村内にコロナが発生してからというものは、台風で文化祭とかそういうのもなくなったときに、美容院とか床屋さんも売上げが下がっていました。村内にコロナが発生したら、なおのこと美容院とか床屋さんに来ない、クリーニングもなかなか出てこないというので、そういういろんな業者が困っていました。だから、私は、何とか幅広く支援をしたいという強い思いでおります。そういう意味では、村長、認めてくださいとかじゃなくて、私は支援をしたいという強い気持ちでいますので、そのことをまず述べておきたいと思います。

あと、先ほどの村長は、私の質問で、手帳がないから日程が分からない。それじゃ、日程は後で教えていただきますけれども、そこの中でどんな議論がされたのか。50万円、20万円には何も意見が出なかったのか、ほかの業者のことは出なかったのかという質問をしたけ

れども、そこには答えないで、村長が飲食業は特に大変なんだと、それは私も承知しています。でも、そういう方たちだけじゃなく……、それで、私は2月12日のときにもお話ししましたけれども、同じ商工会員で、夏の祭りのときに花火の寄附をくれと全商工会員に回る、秋の文化祭には景品を出してくれと全商工会員を回る、困ったときは何で飲食と宿泊だけなんだという、そういう意見が出ました。私はその意見は、本当にしかりだと思うんです。

だから、村長が先ほど、公平に平等にと言うなら、どうしてそういうところに村長は目がいかなかったんだろう、そういう強い思いでいますので、その点では私は、村長が言う公平・平等というのは疑問を持ちながらなので、この補正予算には、とてもこのままではできないので、組替えとかしてもらうのをまず要望しておきたいと思います。

それで、答弁の漏れたことは、私はまた商工会とか観光協会長に確認しますけれども、本 当は村長がその場にいたんだから、先ほどのときに答弁するのだと思うんですけれども、村 長は答弁を逃げていたように思いますので、説明不十分、先ほどの行政報告で……

- ○議長(松本 幸君) 伊藤議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。討論ですので、お願い します。
- ○9番(伊藤洋子君) これから言いますので。

だから、私はこれの組替えを要望するとともに、もうちょっときちんとしていただきたい というので、この補正予算の承認については反対をします。

- ○議長(松本 幸君) ほかにご意見ありませんか。 十屋幸雄議員。
- ○6番(土屋幸雄君) 今、いろいろ議論をされておりますけれども、正月明け以降、1都3 県ですか、緊急事態が発生して、嬬恋村もコロナの発生者が出たということで今説明があり ましたけれども、商工会の会員の皆さんは、やっぱり嬬恋村を引っ張っていく経済の団体で、 こういうところが本当に景気が悪くなれば、本当にどうにもならなくなると思うんですよね。 それで、嬬恋の議会としても3月の要望事項で、コロナ対策は専決処分をしてでもよいと いうことの要望を議会一同で村長に出していると思うんです。こういうことを踏まえれば、 コロナ対策はやっぱりそんなに、うんと論議も必要なんだけれども、ある程度時期にしてや らないと、そのとき必要なときに資金が回っていかなければ、本当に嬬恋の飲食店でも、ホ テルの宿泊業で、本当に逼迫してくると思うんです。やっぱりこれ、専決処分で賛成の討論 といたします。
- ○議長(松本 幸君) ほかにございませんか。

佐藤鈴江議員。

○5番(佐藤鈴江君) 私は、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

私も実際に住民の方から相談を受けて、やはり明日の生活費もないというような相談を受けました。これについては、やはり緊急性があるということで判断をさせていただいて、私たち相談をされたときには、そういったところを救済できるためには、早期の対応が必要だろうということで、またこのことをするためには、いろんな規則とか、そういったところも整備をしなければならない、また、それを周知するための期間も必要ということで、賛成という立場で承諾をさせていただきました。

また、今後様々なことで、商工会とその当時に、また商工会等からも他の事業者に対しても、今後村に対して要望していくというお話を聞いております。それに対して、やはり第3次国の補正予算について、令和3年度事業に繰越しをして対応することも可能だというふうにもお聞きしていますので、そういったところで、やはり今回、議会運営委員会にも提出をされました要望書に対しても、真摯に議会としても討論をし、議論をしながら、そういった困った方々に対しては、早急に対応していけるような手段を講じていただきたいというふうに思いますので、私は、本当に困っている人たちに早急に手が届かなければ、倒産したり事業を閉鎖しなければならないという現状を考えたときに、やはり早期に対応する必要があるということで、賛成の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長(松本 幸君) ほかにご意見ありませんか。

大久保議員。

○10番(大久保 守君) 私も賛成の立場で討論させていただきます。

これは、何というんでしょうかね、各商店、また食堂なり、このようにアクリル板ですか、こんなものを張ったりして、このお店がコロナに対して、これだけ努力をしているというようなものを先立ってやってもらうような、そういうお金を出してやるというのが一つの目的ではないかと思っておりますし、そういうことをすることによってお客さんが入るということを、商工会としてもやっていただきたいというようなことで思いがありますので、ぜひともこれは通していただいて、使っていただきたいという思いであります。

以上です。

○議長(松本 幸君) ほかにご意見ございませんか。

黒岩忠雄議員。

○8番(黒岩忠雄君) 私は、賛成の立場で一言言わせてもらいます。

今回のこの補正は、村長の迅速な対応は、誠によかったという評価をしております。やはり困っている人に即手を差し伸べられるということは、何をおいても一番大事じゃないかと思います。幾らうまいことを言ってもお金が届かなければ、やめる、倒産、結局そうなります。今回の村長の対応は非常によかったと評価しております。

以上です。

○議長(松本 幸君) ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ございませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立多数であります。

よって、承認第2号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第10、承認第3号 物品(草刈専用車)売買契約の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 承認第3号の提案理由を説明させていただきます。

議会を招集して、その議決を経る時間的余裕がないため、物品(草刈専用車)売買契約を 専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により本案を提出するもので ございます。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

〇議長(松本 幸君) 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

〇建設課長(滝沢勇司君) 承認第3号 物品(草刈専用車)売買契約の専決処分の承認につ

いて説明させていただきます。

資料を1ページはぐっていただきたいと思います。

下段のところに理由ということで記載されておりますが、夏期の道路管理に必要となる草 刈専用車について、受注生産のため、早期の購入をする必要があるため、緊急に物品売買契 約を行う必要が生じたためとしております。

次のページをご覧ください。

入札の経過表が添付されております。最低入札者は日の丸ディーゼル株式会社さんで、 1,960万円で落札ということで進めさせていただいております。

契約日は令和3年1月29日です。一応、当初の完了工期については年度内の3月26日としておりますが、納期がかかるということで、繰越事業として進めさせていただいております。早期の納入をお願いしていきたいと思います。

以上です。

○議長(松本 幸君) 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

土屋幸雄議員。

- ○6番(土屋幸雄君) 購入車は、ちなみに何トン車を買うのか。4トン車。
- 〇議長(松本 幸君) 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

〇建設課長(滝沢勇司君) 土屋議員のご質問にお答えさせていただきます。

車体は2トン車になります。免許については、普通免許があれば運転できるということでありまして、荷台に草刈りのオプションがついておりまして、そこにもう一人乗っていただいて、草刈りのアームを伸ばして路側の草を刈るというような仕組みになっております。

以上です。

○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、承認第3号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第11、発委第1号 嬬恋村議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、大久保守君。

〔議会運営委員長 大久保 守君登壇〕

○議会運営委員長(大久保 守君) 発委第1号 嬬恋村議会会議規則の一部改正について、 提案理由を説明いたします。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、家庭生活においての諸要因に配慮し、欠席事由の整備をするものとし、出産については、母性保護の観点から、出産に至る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るために、議会への請願手続について、請願者に求められている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第12、議案第1号 嬬恋村功労者待遇についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 議案第1号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

本案におきまして提案する黒岩崇之様は、嬬恋村選挙管理委員会委員を6期24年間、うち4期16年間、委員長職を務められ、長きにわたり地方自治にご尽力された大変功績のある方でございます。

したがいまして、嬬恋村功労者待遇条例第2条に該当されますので、感謝状を贈り、功績 をたたえようとするものでございます。

また、小嶋良一様は、嬬恋村農業委員会委員を公選により5期15年間、区からの推薦により1期3年間、通算で6期18年間、このうち3期9年間、委員長職を務められ、長きにわたり地方自治にご尽力された大変功績のある方でございます。

したがいまして、嬬恋村功労者待遇条例第2条に該当されますので、感謝状を贈り、功績 をたたえようとするものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第1号 嬬恋村功労者待遇については原案のとおり可決されました。

◎議案調査について

○議長(松本 幸君) お諮りいたします。日程第13から日程第44までの各議案につきまして、本日は提案のみとさせていただき、議案の審議は8日に行うこととし、本日から7日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松本 幸君) 異議なしと認めます。

よって、日程第13から日程第44までの議案は議案提出のみとし、本日から7日まで議案調査といたします。

◎日程の変更について

○議長(松本 幸君) お諮りいたします。日程第13から日程第19までは、いずれも令和2年度補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第13から日程第19までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松本 幸君) 異議なしと認めます。

◎議案第2号~議案第8号の一括上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第13から日程第19までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 議案第2号 令和2年度嬬恋村一般会計補正予算(第13号)から議案第8号までの各特別会計補正予算について提出をさせていただきましたが、私のほうからは、議案第2号 令和2年度嬬恋村一般会計補正予算(第13号)の概要を説明させていただき、詳細及び各特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

一般会計では、歳入歳出予算から5億360万2,000円を減額し、総額95億4,167万7,000円とするものでございます。今回の補正予算は、年度末における各事業の実績に伴う補正が主な内容となっておりますが、除雪経費等につきましては増額の補正をさせていただいております。

まず、歳入では、各交付金及び地方交付税について、額の確定に伴いまして、それぞれ補 正をさせていただきました。

国・県支出金につきましては、事業費の確定に伴い、補助金等の額が確定したことによる ものでございます。

歳出では、事業費の確定などにより、不足額及び不用額について、それぞれ増減を補正させていただきました。

続いて、繰越明許費については、国の補正予算に伴うもののほか、年度末までに事業の完了を見込めないものについて、予算の特例措置として行うものでございますが、詳細については、第2条に示してありますとおり、20事業について予算を繰り越して実施するものでございます。

本補正予算の概要は以上となります。大変雑駁ではございますが、提案理由とさせていただきます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(松本 幸君) 初めに、議案第2号 令和2年度嬬恋村一般会計補正予算(第13号) について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長(黒岩崇明君) それでは、議案第2号 令和2年度嬬恋村一般会計補正予算(第 13号)の詳細説明をさせていただきます。

令和2年度嬬恋村一般会計補正予算(第13号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億360万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億4,167万7,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費については5ページ、それから、第3条の地方債の補正については6ページでご説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

繰越明許費になります。

繰越明許費に関わる事業の中で、災害に関わる事業が4事業ございます。災害関連では7億4,108万6,000円としております。全体の合計では20事業となり、12億1,217万4,000円となります。

続いて、6ページをお願いいたします。

第3表の地方債の補正になります。

1ですが、1については、新たに地方債を起こすものでございます。

2については、事業費の実績により補正をするものとして、補正後としては4億5,490万円を見ております。

7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書で、主な款について説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1款村税、補正額3,121万円の増でございます。

2款の地方譲与税から13款の交通安全対策特別交付金までは、県からの交付金額決定によるものでございます。

16款国庫支出金、補正額1億1,975万3,000円の減でございます。

17款県支出金2,761万円の減でございます。

20款繰入金2億7,346万3,000円の減でございます。

8ページをお願いいたします。

23款村債です。 2億4,074万円の減でございます。

歳入合計では5億360万2,000円の減で、歳入の合計としては95億4,167万7,000円となります。

続いて、歳出です。

次のページになります。

款と主な補正額の順でご説明をさせていただきます。

- 2款総務費、補正額7,779万6,000円の減でございます。
- 3款民生費2,376万1,000円の減でございます。
- 4款衛生費2,415万5,000円の減。
- 7款商工費4,835万2,000円の減。
- 10款教育費6,218万4,000円の減。
- 11款災害復旧費 2 億7,979万7,000円の減です。

歳出合計では5億360万2,000円の減とし、合計は95億4,167万7,000円とするものでございます。

財源の内訳の合計でございますが、国庫支出金については1億4,736万3,000円の減です。 地方債2億6,184万円の減、その他については3,478万1,000円の減、一般財源としては 5,961万8,000円の減となります。

次に、歳入歳出の主な内容についてご説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

歳入になります。

歳入の1款村税です。個人と法人の合計で、補正額として1,370万円の増となります。

- 2項固定資産税、これについては補正額3,050万円の増としております。
- 6款の入湯税、補正額1,299万円の減となります。

12ページをお願いいたします。

12款地方交付税、1項地方交付税、補正額1億2,181万3,000円の増でございます。

続いて、14ページお願いいたします。

16款の国庫支出金、1項国庫負担金でございます。3目の災害復旧費国庫負担金では、補 正額が1億1,019万1,000円の減となります。計としては1億989万1,000円の減です。

続いて、2項の国庫補助金です。3目土木費国庫補助金2,211万円の減でございます。こ

れについては、説明欄にもありますが、社会資本整備総合交付金(除雪)分の減によるものと、次のページの防災安全交付金の減額によるものとしております。

15ページをお願いいたします。

5目総務費国庫補助金、補正額1,752万5,000円の増でございます。これについては、説明欄ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として2,110万3,000円を見ております。国庫補助金の計でございますが、986万2,000円の減でございます。

17ページをお願いいたします。

17ページ下段になりますが、20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、 補正額1億9,456万3,000円の減でございます。

続いて、16目愛する嬬恋基金の繰入金、補正額7,890万円の減でございます。合計では2 億7,346万3,000円の減となります。

続いて、20ページをお願いいたします。

歳出になります。

下段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額719万6,000円の減でございます。主な内容として、次の21ページの下段のところにあります説明欄ですが、新型コロナウイルス感染症対策事業、特別定額給付金がございましたが、それの279万5,000円の減を確定した数字が出ましたので、減としております。

続いて、22ページをお願いいたします。

6目の企画費です。補正額4,823万7,000円の減としております。

主なものとして、24ページをお願いいたします。

24ページの下段の説明欄ですが、ふるさと納税管理事業として、2,718万8,000円の減としております。これは寄附者の減少によるものです。

27ページをお願いいたします。

27ページのところですが、地方創生推進交付金事業として、12節ジオパーク拠点施設機 能強化委託金として、841万9,000円の増としております。

28ページをお願いいたします。

28ページですが、12目ふるさと創生事業です。補正額1,091万7,000円の減です。説明欄でございますが、バラギ温泉センターの運営事業として、同じく1,091万7,000円の減としております。

続いて、32ページをお願いいたします。

32ページ、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費695万1,000円の減です。主なものとしては、説明欄の高齢者温泉保養事業でございますが、これが300万円の減としております。

続いて、38ページをお願いいたします。

38ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目の農業振興費、補正額1,388万6,000円の減でございます。主な事業は、説明欄のほうの3つ目の丸ですかね、「野菜王国・ぐんま」強化対策総合事業として、818万8,000円の減としております。

次の39ページをお願いいたします。

39ページ、5目の農地費でございます。補正額291万3,000円の減としております。主な事業としては、説明欄の県営事業の負担金800万円の増。

それから、40ページをお願いいたします。

40ページの説明欄上段部分ですが、小規模農村整備事業995万円の減としております。

次の6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費1,240万9,000円の増でございます。 主な事業として、次の41ページの説明欄の下段のほうですが、森林経営管理事業として、 1,161万円の増としております。その内容としては、24節になりますが、森林環境譲与税の 基金積立金を939万6,000円の増としております。

47ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費2,929万円の減でございます。主な事業としては、説明欄の道路改築事業として、2,460万円の減としております。

次に、52ページをお願いいたします。

52ページです。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額1,454万4,000円の減としております。主な内容は、説明欄ですが、中学校管理事業、一番上のところですが、1,457万3,000円の減、それから、嬬恋中学校防災・減災省エネルギー設備導入事業業務委託、内容としては、12節になりますが、1,250万円の減によるものでございます。

57ページをお願いいたします。

57ページ、10款教育費、6項保健体育費、2目保健体育施設ですかね、479万5,000円の増としております。説明欄右のほうですが、社会体育館維持管理事業として600万円を見ております。これについては、14節の旧鎌原小プール改修工事(ゲートボール場)の600万円を増としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 次に、議案第3号 令和2年度嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

〇住民福祉課長(熊川真津美君) それでは、議案第3号 令和2年度嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について説明させていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ965万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,258万9,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書、まずは歳入ですけれども、第3款国庫支出金82万7,000円の増、第4款県支出金52万円の減、第6款繰入金412万5,000円の減、第7款繰越金1,347万円の増、合計で965万2,000円の増となります。

4ページをご覧ください。

歳出ですが、第4款共同事業拠出金1,000円の増、第6款保険事業費550万円の減、第7款基金積立金1,355万4,000円の増、第9款諸支出金159万7,000円の増、歳出合計で965万2,000円の増となっております。

歳入の主なものを説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

第6款繰入金、第2項基金繰入金、第1目基金繰入金412万5,000円の減。

第7款繰越金、第1項繰越金、第2目その他繰越金1,347万円の増、これは令和元年度からの繰越金となっております。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第6款保険事業費、第1項保険事業費、第3目特定健康診査等事業費550万円の減額、これにつきましては、新型コロナウイルスの影響により特定健診の受診者が減少したために、 大幅な減額となりました。

第7款基金積立金、第1項基金積立金、第1目基金積立金1,355万4,000円、これにつきましては、国民健康保険基金に積立てをさせていただくものです。

以上で、令和2年度国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろし くお願いします。 ○議長(松本 幸君) 次に、議案第4号 令和2年度嬬恋村介護保険特別会計補正予算(第2号)について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

〇住民福祉課長(熊川真津美君) 議案第4号 令和2年度嬬恋村介護保険特別会計補正予算 (第2号) について説明させていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,739万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,102万2,000円とし、介護サービス勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,849万9,000円とするものです。

初めに、事業勘定から説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書、歳入ですが、第3款国庫支出金2,631万4,000円の減、第4 款支払基金交付金3,178万1,000円の減、第5款県支出金1,251万1,000円の減、第8款繰入 金2,556万6,000円の減、第9款繰越金1億1,356万5,000円の増、合計で1,739万3,000円の 増額となります。

4ページをご覧ください。

歳出ですが、総務費195万6,000円の減、第2款保険給付費6,000万円の減、第4款地域支援事業費42万6,000円の増、第6款基金積立金7,892万3,000円の増、合計で1,739万3,000円の増となります。

歳入につきましては、給付費の決算見込に伴う国等からの補助金などの減額が主なものと なっております。

次に、歳出ですけれども、9ページをご覧ください。

第1款総務費、第3項介護認定審査会費、第1目認定調査等費195万6,000円の減。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、希望する人には職権で介護認定の期間を延長したことにより、認定調査数が減少したためです。

第2款保険給付費、合計で6,000万円の減、決算見込みによるものです。

10ページをご覧ください。

第4款地域支援事業、第2項包括的支援事業・任意事業費、第3目権利擁護事業費42万円の増額、これにつきましては、成年後見制度利用促進のパンフレット代と成年後見制度利用

支援事業の助成金が増となっております。

続きまして、介護サービス勘定について説明させていただきます。

15ページをご覧ください。

歳入ですが、サービス事業費70万円の減、合計で70万円の減となっております。

歳出ですが、第1款事業費が70万円の減となっております。

以上で、令和2年度介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 次に、議案第5号 令和2年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

[住民福祉課長 熊川真津美君登壇]

〇住民福祉課長(熊川真津美君) 続きまして、議案第5号 令和2年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ675万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ1億6,280万9,000円とするものです。

3ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書、歳入ですが、第1款後期高齢者医療保険料605万円の減、第2款広域連合支出金591万1,000円の減、第4款繰入金79万3,000円の増、第5款諸収入441万1,000円の増となり、合計で675万7,000円の減額となります。

4ページをご覧ください。

歳出ですが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金525万7,000円の減、第4款保険事業費150万円の減、合計で675万7,000円の減額となっております。

歳入の主なものにつきまして説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料605万円の減額、実績見込みによる減額です。

第2款広域連合支出金、第2項広域連合負担金、第1目高齢者の保険事業・介護予防等の一体的事業費負担金591万1,000円の減ですが、これにつきましては、次の6ページの第5款の受託事業収入のほうに変更させていただきました。

6ページをご覧ください。

歳入につきまして、第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連

合納付金につきましては525万7,000円の減、広域連合からの指定の金額となっております。 第4款保険事業費150万円の減ですが、国保会計同様、新型コロナウイルス感染症の影響 により、特定健診の受診者数が減少したためです。

以上で、令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろ しくお願いします。

〇議長(松本 幸君) 次に、議案第6号 令和2年度嬬恋村簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号) について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮﨑 忠君登壇〕

〇上下水道課長(宮崎 忠君) 議案第6号 令和2年度嬬恋村簡易水道事業特別会計補正予 算(第3号) について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ783万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,840万8,000円とするものでございます。

また、繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、3ページの第2表繰越明許費により、第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、一般管理費2,053万4,000円でございます。

また、地方債の補正、第3条、地方債の変更は、4ページの第3表地方債補正により、限度額を7,000万円とするものでございます。

7ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節一般会計繰入金83 万4,000円の減額ですが、歳出の減額に伴う調整でございます。

第9款村債、第1項特別地方債、第1目衛生費、第1節簡易水道事業債700万円の減額で すが、起債対象事業の工事費減額によるものでございます。

8ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費、第10節事業費150万円の減額 補正につきましては、現在までの施設修繕費を精査した結果に基づくものでございます。

14節工事費500万円の減額補正につきましても、現在までの工事費を精査した結果に基づ

く減額によるものでございます。

第15節原材料費150万円の減額につきましても、同じく定期交換量水器の単価がもくろみより低下したことによる減額でございます。

第18節負担金、補助及び交付金9万6,000円の計上ですが、大前橋架替工事に伴う水道管 添架の負担金を計上させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 次に、議案第7号 令和2年度嬬恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮﨑 忠君登壇〕

〇上下水道課長(宮崎 忠君) 続きまして、議案第7号 令和2年度嬬恋村公共下水道事業 特別会計補正予算(第3号)について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237万円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,580万2,000円とするものでございます。

また、繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、3ページの第2表繰越明許費により、第1款下水道費、第2項下水道事業費、公共下水道事業1,000万円でございます。

また、地方債の補正、第3条、地方債の変更は、4ページの第3表地方債補正により、限度額を3,050万円とするものでございます。

7ページをご覧ください。

歳入について説明をさせていただきます。

第3款第1項国庫補助金、第1目下水道事業費国庫補助金101万円の増額ですが、防災・ 安全交付金事業に伴う増額でございます。

第6款第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金214万円の減額ですが、事業の精算 に伴う減額でございます。

第9款第1項村債、第1目下水道債350万円の増額ですが、さきの防災・安全交付金事業 に伴う増額でございます。

8ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費35万円の増額ですが、第18節市

町村総合事務負担金の精算による増額でございます。

第2項下水道事業費、第1目公共下水道事業費202万円の増額ですが、第12節公共下水道 ストックマネジメント他実施設計業務委託料の増額でございます。

第2款災害復旧費、第1項災害復旧費、第1目災害復旧費ですが、14節の災害復旧工事費から10節へ29万3,000円流用させていただいたことによる補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 次に、議案第8号 令和2年度嬬恋村農業集落排水事業特別会計補正 予算(第2号)について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 宮﨑 忠君登壇]

〇上下水道課長(宮崎 忠君) 次に、議案第8号 令和2年度嬬恋村農業集落排水事業特別 会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出それぞれ78万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,589万1,000円とするものでございます。

また、地方債の補正、第2条、地方債の変更は、3ページの第2表地方債補正により、限度額を280万円とするものでございます。

6ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第3款国庫支出金、第1項農集排事業国庫補助金、第1目農集排事業国庫補助金22万5,000円の増額ですが、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備事業の事業費増加に伴う補助金の増額でございます。

第4款県支出金、第1項県補助金、第2目浄化槽市町村整備事業県補助金93万円の減額で すが、県費補助金の精算による減額でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金48万7,000円の増額ですが、 浄化槽事業の精算に伴う増額でございます。

第9款村債、第1項村債、第1目下水道債100万円の増額ですが、特定地域生活排水処理 事業、浄化槽事業の事業費精算に伴う増額でございます。

7ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款農業集落排水事業費、第1項業務管理費、第2目管渠管理費、第10節需用費、電気料ですが、71万円の増額ですが、マンホールポンプ電気料の精算による増額です。12節委託料、マンホールポンプ点検23万円の増額でございます。実績に伴います。

第3目処理場管理費、第10節需用費、修繕費48万円の減額ですが、修繕費の実績に伴う 減額、第12節汚泥処分委託料の実績による13万2,000円の増額でございます。

第2項農業集落排水事業費、第2目個別排水整備事業費、第14節浄化槽設置工事費65万円の増額ですが、実績による増額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 休憩いたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 零時59分

◎日程の変更について

〇議長(松本 幸君) 再開いたします。

お諮りいたします。日程第20から日程第27までは、いずれも令和3年度予算関係の関連 議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第20から日程第27までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松本 幸君) 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第9号~議案第16号の一括上程、説明、質疑

○議長(松本 幸君) 日程第20から日程第27までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 議案第9号 令和3年度予算、提案理由を説明させていただきます。

令和3年度予算編成においては、健やかな成長を支える子育で・高齢社会対策の推進、防災・減災対策の充実・強化、持続可能な地域社会づくりを3本の柱とし、これらを着実に推進することとした予算編成となります。また、新型コロナウイルス感染症対策としても、村民の健康を守り、産業振興等に重点を置く予算といたしました。

令和3年度嬬恋村一般会計予算総額は76億3,309万円で、予算規模は、令和2年度当初と 比べましてマイナス2.1%の減となります。

主な歳入についてでございますが、まず村税収入ですが、固定資産税では、評価替えによる下落及びコロナウイルス対策による軽減により減少見込みとなります。また、コロナウイルスによる影響を加味し、入湯税においても減少見込みとさせていただいております。

村民税においては、農家所得等の増加を見込み、増額としております。村税全体では、対前年マイナス3.9%減の16億7,791万円を見込みました。

地方交付税については、国から示されている地方財政対策等を参考にし、対前年5.1%増 の22億7,000万円としております。

臨時財政対策債は、交付税の増額を見込んだことから、前年よりマイナス5.6%減額の1 億7,000万円としたところでございます。

また、財政調整基金につきましては、令和3年度に必ず実施しなければならない各事業予算に充当するため、6億1,720万円を取り崩すこととし、当初予算に計上することといたしました。

臨財債を除く村債については、4億1,600万円を計上しております。主たるものは、災害 復旧事業及び道路改良等に充当するための起債となります。

続いて、令和3年度に実施する施策について説明させていただきます。

まず、健やかな成長を支える子育て・高齢社会対策の推進でありますが、スクールバス運営に要する経費として1億6,884万円、福祉・医療費給付事業6,002万円、保育所運営経費として5,189万円を計上してあります。その他、GIGAスクールへの対応を行うとともに、保護者負担軽減対策及び英語検定受験料補助金等についても引き続き予算措置してあります。

続いて、防災・減災対策の充実・強化では、橋梁整備事業に2億645万円、村道維持・新

設・改良に4億2,272万円を計上してあります。

また、令和元年度の台風19号による災害復旧として、公共土木施設災害復旧費に3億9,900万円、農林水産施設災害復旧費に1,580万円、社会教育施設災害復旧費に6,380万円を計上させていただきました。

続きまして、持続可能な地域社会づくりでは、地方創生推進交付金及び過疎・山村地域振興事業において、国の補助金を活用し、事業を実施してまいります。

また、公共交通対策事業として2,075万円を計上してあります。環境保全型農業の推進や 観光振興事業にも、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策としては、国庫補助金を最大限に活用し、ワクチン接種や 農業労働力確保等の予算を計上させていただきました。

本予算に基づき、諸施策を効果的に執行することにより、人口減少を抑制し、嬬恋村で豊かな暮らしができ、全村民が健康で活躍できる社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。村議会の皆様、村民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

大変雑駁ではありますが、提出議案の概要の一端についてご説明申し上げました。何とぞ 慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、一般会計の詳細及び各特別会計、公営企業会計につきましては、各担当課長から説明させていただきますので、併せてよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長(松本 幸君) 最初に、議案第9号 令和3年度嬬恋村一般会計予算について、詳細 説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長(黒岩崇明君) それでは、議案第9号 令和3年度嬬恋村一般会計予算の詳細説明をさせていただきます。

令和3年度一般会計予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ76億3,309万円と定めます。

第2条、債務負担行為から第5条、歳出予算の流用については、地方自治法で定めるものとなります。

次に、歳入歳出についてご説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で、概要について説明をさせていただきます。

まず、歳入です。

各款について、本年度予算額の主なものを申し上げます。参考として、前年度予算額との 比較をご覧ください。

1 款村税、本年度予算額16億7,791万9,000円、それから、11款地方交付税22億7,000万円、15款国庫支出金8億9,718万8,000円、19款繰入金7億5,910万4,000円、次のページになりますが、22款村債5億8,600万円、歳入合計76億3,309万円、比較でございますが、前年度予算額の比較で1億6,591万円の減額となります。

次に、歳出です。

次の10ページをお願いいたします。

歳出の款と本年度予算額で説明をさせていただきます。

まず、1 款議会費8,006万1,000円、2 款総務費10億9,721万4,000円、3 款民生費11億6,286万1,000円、4 款衛生費6億2,110万1,000円、5 款労働費156万3,000円、6 款農林水産業費7億6,192万円、7 款商工費2億653万7,000円、8 款土木費11億3,872万7,000円、9 款消防費3億5,560万9,000円、10款教育費9億8,859万9,000円、11款災害復旧費4億9,460万円、12款公債費7億1,429万8,000円、14款予備費1,000万円、歳出合計76億3,309万円、前年度との比較でございますが、1億6,591万円の減となります。

財源内訳です。

国庫支出金14億2,087万9,000円、地方債4億1,600万円、その他財源4億3,342万9,000円、一般財源53億6,278万2,000円になります。

次に、歳入歳出の主な内容についてご説明いたします。

次の11ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款村税、1項村民税、1目の個人と2目法人税の計で6億7,674万6,000円、比較ですが、前年度の比較になりますが、3,641万3,000円の増となります。

2款固定資産税と国有資産等所在市町村交付金の計で8億5,085万9,000円、比較ですが、7,180万9,000円の減となります。

12ページをお願いいたします。

中段の6項入湯税になります。6項入湯税、1目入湯税、本年度が5,025万1,000円、比較ですと、3,804万円の減となります。

14ページをお願いいたします。

14ページ中段の7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、本年度予算額ですが、2億円、比較として2,500万円の増としております。

15ページをお願いいたします。

9款自動車税環境性能割交付金、自動車税環境性能割交付金、本年度700万円、比較として1,082万1,000円の減となります。

下段の5項新型コロナウイルス感染症地方税減収補塡特別交付金、1目新型コロナウイルス感染症、本年度4,189万円、これは今年度のみですので、比較は4,189万円としております。

16ページをお願いいたします。

中段部の11款地方交付税、1項地方交付税、本年度22億7,000万円、比較として1億 1,000万円の増額です。

19ページをお願いいたします。

19ページ、下段の15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1億8,102万6,000円、比較ですが、624万9,000円の増としております。

20ページをお願いいたします。

2目衛生費国庫負担金3,836万1,000円、比較で3,673万3,000円の増としております。説明欄のところを見ていただきますと、感染症予防接種の負担金が3,643万2,000円としております。

それから、3目災害復旧費国庫負担金2億8,448万4,000円、比較で2億7,179万4,000円 の減としております。これについては、公共土木施設災害復旧費負担金を見ております。

それから、4目教育費国庫負担金103万3,000円、比較ですと1億5,026万7,000円の減と してありますが、これについては、運動公園ののり面工事等がなくなったことによる減額と なっております。

その下の2項国庫負担金ですが、次の21ページをお願いいたします。

21ページの5目総務費国庫補助金1億491万8,000円、比較ですが、7,379万9,000円の増でございます。これも説明欄のところで、主なものがありますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として9,000万円の増としております。

それから、8目衛生費国庫補助金3,362万8,000円、比較ですが、これについては、前年度はございませんので、同じく3,362万8,000円の増としております。説明欄で、新型コロ

ナウイルスワクチン接種体制確保事業の補助金として3,362万8,000円を見ております。

25ページをお願いいたします。

25ページの16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、本年度4,372万4,000円、比較ですが、363万円の増としております。主な増額として、これについては、説明欄にありますが、衆議院議員選挙の事務委託金として931万9,000円としております。

27ページをお願いいたします。

下段の19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金6億1,720万3,000円、比較ですが、3億3,156万5,000円の増としております。

7目振興開発基金繰入金、本年度2,660万円、比較ですが、2,660万円の増としております。

16目愛する嬬恋基金繰入金、これについては、本年度1億円、比較としては3,770万円の減としております。

30ページをお願いいたします。

30ページは、21款諸収入、5項雑入になります。4目雑入、本年度8,725万4,000円、比較ですが、2,650万8,000円の増、主な増額として、32ページをお願いいたします。

32ページの説明欄ですが、地域通貨券の売上金3,000万円を見ております。

32ページ下段の22款村債、1項村債です。6目臨時財政対策債、本年度予算額1億7,000万円、比較で1,000万円の減としております。

次のページをお願いいたします。

10目災害復旧事業1億2,200万円、比較ですが、3億2,260万円の減としております。

11目過疎対策事業債1億5,900万円、比較ですが、8,270万円の増としております。

計で 5 億8,600万円、比較ですが、 2 億7,024万円の減としております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

43ページをお願いいたします。

43ページ、2款総務費、1項総務管理費、6目の企画費、今年度予算額3億9,673万8,000円、比較で1億615万3,000円の増としております。

主な事業として、51ページをお願いいたします。

51ページ上段になりますが、地域おこし協力隊の運営事業として4,846万5,000円としております。

それから、53ページをお願いいたします。

53ページ下段のほうになりますが、鎌原観音堂周辺整備事業として1,459万円を見ております。

56ページをお願いいたします。

56ページですが、嬬恋村地域通貨券発行事業として3,250万円としております。

66ページをお願いいたします。

66ページ、2款の総務費、4項選挙費でございます。8目衆議院議員選挙として、本年度 1,042万2,000円を見ております。比較も1,042万2,000円の増としております。

続いて、74ページをお願いいたします。

74ページ、3款民生費、1項社会福祉費、3目の老人福祉費になります。本年度2億3,856万2,000円、比較で623万円の増としております。主なものとして、事業としては、説明欄にありますが、介護保険特別会計への操出金として1億4,036万4,000円を見ております。

80ページをお願いいたします。

8款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度4,139万1,000円、比較ですが、389万2,000円の増としております。主な事業として、説明欄にありますが、子育て支援拠点事業として655万1,000円、それから、次のページの子育て世代包括支援センター事業484万2,000円としております。

次に、86ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度2億4,480万円、比較ですが、8,703万2,000円の増としております。主な事業として、88ページをお願いいたします。

説明欄のところになりますが、新型コロナウイルスワンクチン接種体制確保事業として7,006万6,000円としております。主な事業として、12節ワクチン接種委託料3,643万2,000円としております。

96ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費 1 億1, 188万7, 000円、比較で4, 409万3,000円の増としております。

主な事業として、98ページをお願いいたします。

説明欄のところですが、農産物振興事業として585万円、これについては、14節の木工センター冷蔵庫改修工事270万円等を見ております。それから、18節のところで、下段の農産物直売所利用促進事業補助金として150万円を見ております。

それから、100ページをお願いします。

100ページの下段の5目農地費4億9,845万6,000円、比較として1,762万8,000円の増としております。主な事業として、102ページをお願いいたします。

102ページの農地耕作条件改善事業として1億4,700万円としております。これについては、干俣獣害柵設置費の工事費を見ております。

103ページをお願いいたします。次のページですね。

6 款農林水産業費、林業費、1 目林業振興費6,438万6,000円、比較で3,300万円の増としております。主な事業として、105ページをお願いいたします。

105ページの説明欄のところですが、林道維持管理事業1,962万8,000円としております。 主なものは林道工事費1,500万円、106ページをお願いいたします。

森林環境譲与税基金の積立金418万6,000円を見ております。

続いて、109ページをお願いします。

109ページ、7款の商工費です。1項商工費、3目観光費1億1,510万7,000円、比較で 558万5,000円の増としております。主な事業として、110ページをお願いいたします。

説明欄の下段のところになりますが、観光施設整備事業として3,440万円としております。 主なものとして、111ページ、次のページですが、12節の遊歩道維持管理委託料221万5,000 円、それから設計委託料の344万円、これについては、観光案内所の改修のための設計委託 を見ております。それから、14節の観光施設工事として1,910万円を見ております。主なも のは、たまだれの滝のつり橋の復旧工事等を見ております。

119ページをお願いいたします。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路維持費 3 億1,570万6,000円、比較ですが、9,037万3,000円の増としております。

次の120ページをお願いいたします。

主な事業として、上から14節です、村道工事費として1億8,000万円を見ております。主な事業としては、村道の維持管理事業として、舗装補修等の工事を見ております。

124ページをお願いいたします。

9款の消防費、1項消防費、3目消防施設費1億1,065万7,000円、比較として793万5,000円の増としております。主な事業として、次のページの説明欄になりますが、詰所の建築費として6,100万円、これについては、大笹と鎌原の詰所の建て替えを見ております。それから、17節の消防自動車購入費2,530万円、これについては、第4分団、干俣のポンプ

車を購入する予算としております。

133ページをお願いいたします。

下段の10款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費、本年度1億9,071万5,000円、比較ですが、1億4,087万円の増としております。主なものとして、134ページ、次のページになりますが、説明欄の下段の右の2段目の14節小学校工事費として2,965万5,000円を見ております。これについては、小学校の職員室のエアコンの設置工事を見ております。

137ページをお願いいたします。

137ページ、同じく下段のほうで、小学校統合事業として9,500万円を見ております。これについては、旧東小学校の解体として、体育館とプールの解体工事を見ております。

139ページをお願いいたします。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額5,424万6,000円、比較ですが、1億186万6,000円の減としております。

主な事業としては、140ページをお願いいたします。

説明欄の14節嬬恋中学校工事費1,755万6,000円、中学校の職員室のエアコンの設置工事を見ております。

154ページをお願いいたします。

154ページ、10款教育費、5項社会教育費、6目資料館運営費、本年度予算3,206万5,000円、比較で1,904万円の増としております。

主な事業として、156ページをお願いいたします。

説明欄のところですが、鎌原観音堂周辺整備事業として1,474万円を見ております。

162ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、1目社会教育施設災害復旧費6,380万円、比較で1億9,720万円の減としております。説明欄ですが、災害復旧事業、これは運動公園の災害復旧工事を6,380万円としております。

続いて、11款災害復旧費、4項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目総務災害復旧費、本年度予算額1,600万円、比較で354万円の減としております。説明欄ですが、被災者住宅改修補助金として250万円、被災者事業持続化補助金として250万円、被災者生活再建支援事業、災害復旧になりますが、1,100万円を見ております。

以上、簡単ではございますが、令和3年度嬬恋村一般会計予算についての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 次に、議案第10号 令和3年度嬬恋村国民健康保険特別会計予算について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

〇住民福祉課長(熊川真津美君) それでは、議案第10号 令和3年度嬬恋村国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億967万1,000円、直営診療所施 設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,729万円と定めるものでございます。

それでは、事業勘定から説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

まず、歳入ですが、第1款国民健康保険税4億3,936万4,000円、第2款使用料及び手数料ゼロ、第3款国庫支出金1,000円、第4款県支出金9億8,288万8,000円、第5款財産収入1万5,000円、第6款繰入金8,712万9,000円、第7款繰越金1,000円、第8款諸収入27万3,000円、合計で15億967万1,000円、前年度と比べまして5,141万円の減となっております。5ページ、歳出ですが、第1款総務費931万6,000円、第2款保険給付費9億5,570万6,000円、第3款国民健康保険事業費納付金5億68万6,000円、第6款保健事業費3,691万3,000円、第7款基金積立金1万5,000円、第8款公債費1,000円、第9款諸支出金503万4,000円、第10款予備費200万円、合計で15億967万1,000円、前年度比5,141万円の減額となっております。

歳入の主なものについて説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、合計で4億3,936万4,000円、前年度比4,174万5,000円、これにつきましては、昨年度税率の改正を行った影響となりまして減となります。

続きまして、7ページをご覧ください。

第4款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金9億8,288万7,000円、前年度比2,359万7,000円の減となります。

9ページをご覧ください。

第6款繰入金、第2項基金繰入金、第1目基金繰入金1,199万1,000円、令和2年度は基

金の繰入れを計上しておりませんでしたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により税収減を見込み、その補塡として、基金からの繰入れを予定しております。

続きまして、歳出の主なものについて説明させていただきます。

13ページ、14ページになりますが、第2款保険給付費、第1項療養諸費、合計で8億3,310万円、前年比2,102万円の減でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で受診を控えたり、薬剤の長期処方が行われることにより、給付費の減少が考えられます。

16ページをご覧ください。

第3款国民健康保険事業納付金でございますが、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分合わせて5億68万6,000円、前年比3,528万8,000円の減となります。

17ページ、保健事業、第1項保健事業費、第2目疾病予防費894万4,000円、前年比120万9,000円の増となります。令和3年度より、人間ドックの助成金を一律2万3,000円にさせていただきたいと考えております。

また、第3目特定健康診査等事業費2,629万2,000円、前年比278万8,000円の増、今まで集団健診のときに一部自己負担をお願いしておりました心電図検査を自己負担なしで実施したいと考えております。

第4目歯科保健事業154万7,000円、前年度比65万6,000円の増、この事業につきましては 令和2年度新規事業でありまして、初年度の実績を踏まえ、対象年齢を拡大し、多くの方に 受診していただきたいと考えております。対象者は、国保加入者の20歳から70歳の5歳刻 みの方で、村内3つの歯科医院にご協力をいただく予定となっております。

次に、直営診療所勘定について説明させていただきます。

23ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、まず歳入につきまして、第6款財産収入6,000円、第8款繰入金2,228万5,000円、第10款諸収入1,500万円、合計で3,729万1,000円、前年度比17万3,000円の増となっております。

24ページ、歳出ですが、総務費3,729万1,000円、前年度比17万3,000円の増となっております。これにつきましては、診療所の玄関ポーチの修繕を実施するための増額となっております。

以上で、令和3年度国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお 願いします。 ○議長(松本 幸君) 次に、議案第11号 令和3年度嬬恋村介護保険特別会計予算について、 詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

〇住民福祉課長(熊川真津美君) 続きまして、議案第11号 令和3年度嬬恋村介護保険特別 会計予算について説明させていただきます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億2,137万6,000円、介護サービス勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,123万5,000円と定めるものでございます。

初めに、介護事業勘定から説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

歳入歳出事項別明細書になります。

まず、歳入ですが、第1款保険料2億1,328万円、第3款国庫支出金2億3,737万9,000円、第4款支払基金交付金2億6,378万8,000円、第5款県支出金1億4,585万7,000円、第6款財産収入5万円、第8款繰入金1億6,101万8,000円、第9款繰越金1,000円、第10款諸収入3,000円、合計で10億2,137万6,000円、前年度比63万3,000円の減額となっております。

4ページ、歳入でございますが、総務費1,221万4,000円、保険給付費9億4,040万円、第4款地域支援事業費6,590万7,000円、第6款基金積立金5万円、第7款予備費200万円、第8款諸支出金80万5,000円、合計で10億2,137万6,000円、前年度比63万3,000円の減額となっております。

歳入の主なものについて説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料2億1,328万円、前年度 比533万1,000円の減、これにつきましては、保険料の引下げを考えていることによる減額 になります。

次に、歳出について説明させていただきます。

ページ飛びますが、13ページをご覧ください。

第2款保険給付費につきましては、今年度等の実績を見込み、計上させていただいております。

次に、16ページになりますが、第4款地域支援事業、第2項包括的支援事業・任意事業費、

第3目権利擁護等事業費43万4,000円、前年度比40万4,000円の増となっております。これ につきましては、成年後見制度の利用支援に係る費用を計上させていただきました。

18ページをご覧ください。

第8目認知症総合支援事業費としまして、111万円を計上させていただきました。前年度 比40万8,000円の増となります。これにつきましては、認知症に対する相談件数が増加して いることから、相談体制の強化、認知症の理解促進を図りたいと考えて、増額となっており ます。

またページ飛びまして、すみません、次に、介護サービス勘定について説明させていただきます。

28ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入、第1款サービス収入570万円、第2款繰入金1,553万5,000円、合計で2,123万5,000円、前年度比373万6,000円の増となっております。

歳出につきまして、第1款事業費2,123万5,000円、前年度比373万6,000円の増となって おります。

歳入の主なものですけれども、30ページにあります第2款繰入金、一般会計繰入金が 1,553万5,000円で、前年度比373万6,000円となっております。

歳出につきましては、31ページの事業費の第1項居宅介護予防支援事業費としまして 1,699万8,000円、前年度から53万4,000円の増となっております。

また、第2項介護予防日常生活支援総合事業費としまして、第1目介護予防ケアマネジメント事業費が423万7,000円、前年度比320万2,000円の増となっております。これにつきましては、ケアマネさん1人を会計年度任用職員として雇用させていただいていることによるものです。

以上で、令和3年度介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(松本 幸君) 次に、議案第12号 令和3年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計予算について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長(熊川真津美君) それでは、議案第12号 令和3年度嬬恋村後期高齢者医療

特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,828万円と定めるものでございます。 それでは、3ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書です。

第1款後期高齢者医療保険料1億2,449万1,000円、第2款広域連合支出金80万円、第4款繰入金4,146万円、第5款諸収入1,152万8,000円、第6款繰越金1,000円、合計で1億7,828万円、前年度比1,108万1,000円の増となっております。

4ページ、歳出ですが、第1款総務費907万9,000円、第2款後期高齢者医療広域連合納付金1億6,092万6,000円、第3款諸支出金60万1,000円、第4款保健事業費647万4,000円、第5款予備費120万円、合計で1億7,828万円、前年度比1,108万1,000円の増額となっております。

歳入の主なものについて説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、特別徴収分、普通徴収分、 滞納繰越分合わせて1億2,449万1,000円、前年度比585万3,000円の増となっております。

第2款広域連合支出金80万円、前年度比20万円の増額、内容としましては人間ドックの 補助金分になります。

第2項広域連合負担金、第1目高齢者の保健事業・介護予防等の一体的事業の負担金が 350万円減額となっておりますが、これにつきましては、7ページにあります第3項の受託 事業収入のほうの歳入になっております。

6ページをお願いします。

第4款繰入金、一般会計繰入金、一般会計から事務費等の繰入金で261万7,000円の増となっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

先ほども説明しましたが、第3項受託事業収入、第1目受託事業収入1,092万1,000円、 前年度比591万1,000円の増額となっております。これにつきましては、高齢者の保健事業 と介護の一体化の実施事業の受託事業費と特定健診の受託事業費の合計額となっております。 続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費719万5,000円、前年度比328万

1,000円の増となっております。これにつきましては、後期高齢から受託しております高齢者の介護の一体化実施の人件費をこちらのほうで計上させていただきました。

続きまして、10ページをご覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金1億6,092万6,000円、前年度比727万2,000円の増額、これにつきましては、広域連合からの指定の金額によるものです。

11ページをご覧ください。

第4款保健事業、第1項保健事業費、第2目疾病予防費647万4,000円、前年度比40万6,000円の増額となっております。これにつきましては、啓発用のパンフレットの印刷代と人間ドック補助金の増額によるものです。

以上で、令和3年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。よ ろしくお願いします。

○議長(松本 幸君) 次に、議案第13号 令和3年度嬬恋村簡易水道事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 宮﨑 忠君登壇]

〇上下水道課長(宮崎 忠君) 議案第13号 令和3年度嬬恋村簡易水道事業特別会計予算に ついて説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億7,192万円とするものでございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金2,645万円、第2款使用料及び手数料8,245万5,000円、第4款県支出金200万円、第6款繰入金3,701万8,000円、第7款繰越金1,425万7,000円、第8款諸収入34万円、第9款村債1億940万円でございます。

歳出の主な項目としまして、2ページをご覧ください。

第1款衛生費2億914万4,000円、第2款災害復旧費660万円、第3款公債費5,597万6,000 円、第4款予備費20万円でございます。

6ページをご覧ください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目衛生費分担金ですが、2,645万円と、前年比2,645万円の増額です。万座簡易水道工事の分担金、西窪舗装工事の負担金、鹿沢地区

の女ヶ渕沢災害砂防工事に伴う県からの補償金を計上させていただきました。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目簡易水道使用料ですが、8,245万5,000 円と、前年比159万2,000円の増額でございます。2年度実績見込みによるものでございま す。

第4款県支出金、第1項県補助金、第1目衛生費県補助金200万円を見込みました。簡易 水道施設整備の県補助金でございます。

次に、7ページをご覧ください。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが、3,701万 8,000円と1,225万1,000円の減額を見込みました。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金でございますが、1,425万7,000円で、前年 比710万4,000円の増額でございます。

第8款諸収入、第3項雑収入、第1目雑収入は34万円を計上いたしました。

第9款村債、第1項特別地方債、第1目衛生費は1億940万円で、前年比4,540万円の増額です。

9ページをご覧ください。

歳出の主な内容について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費2億914万4,000円で、6,341万9,000円の増額です。一般管理費の主なものを説明させていただきます。右の説明欄の丸のついている職員人件費は1,023万8,000円、一般管理費は7,119万6,000円です。内訳として、会計年度任用職員給料178万1,000円ほか、手当を計上させていただきました。

10ページをご覧ください。

第10節の電気料534万6,000円、揚水ポンプなどの電気料です。施設修繕費989万5,000円、 漏水修理やメーター器の交換費用などです。第12節公営企業会計移行事務委託料671万円で す。

11ページをご覧ください。

第15節定期交換用量水器652万7,000円、第18節簡易水道工事補助金1,500万円、簡易水道整備事業の第14節簡易水道施設工事費1億2,320万円、各簡易水道の工事費を計上させていただきました。

第2款災害復旧費、第1項衛生施設災害復旧費、第1目簡易水道施設災害復旧費660万円 は、田代簡易水道の災害復旧工事費を計上させていただきました。 12ページをご覧ください。

第3款公債費、第1項公債費は合計5,597万6,000円と、前年比232万6,000円の増額となっております。

第4款予備費は20万円と、昨年と同様でございます。

13ページの地方債の現在高、14ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 次に、議案第14号 令和3年度嬬恋村上水道事業会計予算について、 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮﨑 忠君登壇〕

〇上下水道課長(宮崎 忠君) 続きまして、議案第14号 令和3年度嬬恋村上水道事業会計 予算について説明させていただきます。

初めに、第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数5,436戸、年間総配水量186万トン、1日平均配水量5,096トン、1日最大配水量7,473トン、主な建設改良工事といたしまして本管布設替工事でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、水道事業収益は1億8,783 万5,000円でございます。支出の水道事業費用は1億7,455万3,000円でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入につきましては1,000 万円を予定しています。資本的支出につきましては9,958万1,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,958万1,000円につきましては、 過年度分損益勘定留保資金から補塡をいたします。

次に、第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費2,482万5,000円、第6条の棚卸資産の購入限度額は1,475万3,000円でございます。

3ページをご覧ください。

収益的収入の主なものを読ませていただきます。

第1款水道事業収益は1億8,783万5,000円、前年比82万9,000円の減額です。第1項営業費用、第1目給水収益を1億7,918万8,000円とし、前年比108万円の減額です。

また、第2項営業外収益、第6目の長期前受金戻入を756万7,000円とし、前年比9,000円 の減額でございます。 4ページをご覧ください。

第1款水道事業費用は1億7,455万3,000円、前年比1,295万2,000円の増額です。第1項 営業費用、第1目配水及び給水費が1億1,018万2,000円で、前年比2,041万9,000円の増額 でございます。

4ページ下段、委託料のメーター検針委託料415万8,000円、その他委託料479万8,000円で、配水池の清掃費用などを計上させていただきました。

5ページをご覧ください。

使用料のシステム委託料211万9,000円、会計システムの使用料です。修繕費の管路・施設等修繕費605万円、量水器交換費727万9,000円、路面復旧費としまして合計2,266万円、材料費の定期交換用量水器1,436万6,000円でございます。第2項営業外費用、第3目消費税及び地方消費税につきましては600万円で、2年度実績に基づく金額とさせていただきました。

6ページをご覧ください。

資本的収入につきましては、第1項資本剰余金、第3目工事負担金1,000万円で、芦生田 地区建設改良工事に伴う負担金収入です。

資本的支出につきましては、9,958万1,000円を見込みました。前年比266万3,000円の増額でございます。

主な支出は、第1項建設改良費、第3目構築物配水部門で、工事設計委託料、配水管布設 工事費の合計6,115万円でございます。

また、第2項企業債償還金、第1目企業債償還金を3,433万1,000円計上させていただきました。

7ページをご覧ください。

令和3年度上水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

一番下の行、右下になりますが、資金期末残高の予定が 4 億6, 294万3, 565円でございます。

次に、8ページをご覧ください。

給与費明細ですが、職員数は2年度と同数の4名の予算となっています。

11ページをご覧ください。

令和3年度上水道事業会計予定貸借対照表でございますが、右側下段の固定資産合計13億7,577万1,615円です。

12ページをご覧ください。

右側の上、流動資産合計 5 億6,956万4,129円でございまして、資産合計19億4,533万5,744円でございます。

次に、12ページ中ほどからの負債の部でございますが、13ページの6繰延収益、右側上から3段目の負債合計4億5,908万542円でございます。

資本の部では、8剰余金合計、右側下から3段目の7億8,807万1,796円、資本合計14億8,625万5,202円、負債資本合計は19億4,533万5,744円でございます。

14ページから17ページにかけまして、2年度の予定損益計算書並びに予定貸借対照表ですので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、上水道事業会計の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 次に、議案第15号 令和3年度嬬恋村公共下水道事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 宮﨑 忠君登壇]

〇上下水道課長(宮崎 忠君) 議案第15号 令和3年度嬬恋村公共下水道事業特別会計予算 について説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億1,713万5,000円で ございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金50万1,000円、第2款使用料及び手数料6,498万5,000円、第3款 国庫支出金700万円、第6款繰入金2億1,909万7,000円、第7款繰越金700万円、第9款村 債1,855万円でございます。

歳出の主な項目としまして、2ページをご覧ください。

第1款下水道費8,581万3,000円、第3款公債費2億3,122万2,000円、第4款予備費10万円でございます。

6ページをご覧ください。

歳入の主な内容について説明いたします。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目下水道事業費分担金ですが、50万1,000 円と、前年と同額です。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目下水道使用料ですが、6,498万5,000円

と、前年比13万2,000円の増額でございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業国庫補助金ですが、700万円と、 前年比600万円の減額でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが、2億 1,909万7,000円と、前年比836万8,000円の減額です。

7ページをご覧ください。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は700万円と、昨年と同様の計上でございます。

第9款村債、第1項村債、第1目下水道債は1,855万円と、前年比555万円の増額でございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳出の主な内容について説明させていただきます。

第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費は1,844万5,000円と、前年比318万9,000円の増額です。増額の要因としましては、1名分の人件費が増加したことが主な要因でございます。

9ページをご覧ください。

第2目管渠管理費は1,273万4,000円で、前年比26万1,000円の減額です。第10節の電気料468万円、施設修繕費299万5,000円、第12節マンホールポンプ点検・管渠調査委託料410万9,000円が主なものでございます。

第3目処理場管理費は2,646万9,000円で、前年比62万円の増額です。第10節の電気料453万6,000円、施設修繕費406万円、第12節処理場維持管理委託料1,188万円が主なものでございます。

10ページをご覧ください。

第1款第2項下水道事業費、第1目公共下水道事業費は2,816万5,000円で、前年比322万円の減額です。第12節公共下水道ストックマネジメント他実施設計業務委託料2,555万円、第14節下水道工事費250万円が主なものでございます。

第3款公債費、第1項公債費、第1目元金2億46万6,000円と、前年比243万4,000円の減額です。

11ページをご覧ください。

第2目利子3,075万5,000円で、前年比657万8,000円の減額です。

第4款予備費は10万円と、昨年と同額でございます。

12ページの地方債、13ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、公共下水道事業特別会計の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 次に、議案第16号 令和3年度嬬恋村農業集落排水事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮﨑 忠君登壇〕

〇上下水道課長(宮崎 忠君) 続きまして、議案第16号 令和3年度嬬恋村農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億772万6,000円でございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金700万2,000円、第2款使用料及び手数料6,052万3,000円、第3 款国支出金472万5,000円、第4款県支出金189万円、第6款繰入金1億1,222万3,000円、第 7款繰越金700万円、第9款村債1,435万1,000円でございます。

歳出の主な項目としまして、2ページをご覧ください。

第1款農業集落排水事業費1億658万6,000円、第2款公債費9,554万円、第3款予備費10万円、第4款災害復旧費550万円でございます。

6ページをご覧ください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目集落排水事業費分担金600万1,000円で、550万円の増額でございます。鹿沢地区の女ヶ渕沢災害砂防工事に伴う県からの補償金が増加の要因です。

第2目個別排水事業、個別排水整備事業費分担金100万1,000円で、前年同額でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目集落排水使用料ですが、4,374万1,000 円と、前年比9万6,000円の増額でございます。

第2目の個別排水使用料は1,678万2,000円と、25万2,000円の増額です。

次に、第3款国庫支出金、第1項農集排事業国庫補助金、第1目農集排事業国庫補助金 472万5,000円で、前年同額でございます。

7ページをご覧ください。

第4款県支出金、第1項県補助金、第2目浄化槽市町村整備推進事業県補助金189万円で、 前年同額でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが、1億 1,222万3,000円で、前年比166万2,000円の減額です。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は700万円で、昨年と同額でございます。 8ページをご覧ください。

第9款村債、第1項村債、第1目下水道債1,435万1,000円で、前年比1,255万1,000円の 増額です。浄化槽設置工事関係及び公営企業会計移行事務関係でございます。

次に、歳出の主な内容について説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

第1款農業集落排水事業費、第1項業務管理費、第1目総務管理費は1,187万5,000円で、 前年比92万9,000円の減額です。令和2年度に実施した料金システム変更の委託費の減額が 主な要因でございます。

10ページをご覧ください。

第2目管渠管理費は1,180万9,000円で、前年比272万7,000円の増額です。主なものは、 第10節の施設修繕費377万6,000円、第12節マンホールポンプ点検環境調査委託料445万円で ございます。

第3目処理場管理費は2,672万円と、前年比71万1,000円の増額です。主なものは、第10 節の電気料が799万2,000円、施設修繕費が339万8,000円、第12節処理場維持管理委託料963 万6,000円、11ページの汚泥処分委託料343万2,000円でございます。

第1款農業集落排水事業費、第2項農業集落排水事業費、第1目集落排水事業費2,071万1,000円で、対前年1,228万円の増額でございます。増額の主な要因は、第12節農業集落排水台帳整備業務委託料に1,913万4,000円計上させていただきました。今後、公営企業会計へ移行するための台帳整備などの費用です。第14節の工事費150万円は、公共ます新設工事などの費用です。

第2目個別排水整備事業費は3,547万1,000円で、前年比171万6,000円の増額です。主な ものは、第10節施設修繕費200万円、第11節汚泥引抜清掃料1,229万2,000円、第12節浄化槽 保守管理委託料が1,118万4,000円、第14節浄化槽設置工事費が945万円でございます。

12ページをご覧ください。

第2款公債費、第1項公債費では、合計9,554万円と、526万8,000円の減額となっております。

第3款の予備費につきましては、10万円で昨年と同額でございます。

13ページをご覧ください。

第4款災害復旧費、第1項災害復旧費、第1目災害復旧費550万円でございます。鹿沢地区の女ヶ渕沢災害砂防工事に伴う農業集落排水の管路布設替工事費でございます。

14ページの地方債の残高、15ページ以降の給与費明細書につきましては後ほどご覧いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 以上で、令和3年度予算に関する当局の説明は終わりました。

ただいまから総括質疑を行います。

質疑は総括的質疑に限り行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

〇9番(伊藤洋子君) 座ったままで失礼いたします。

それでは、令和3年度予算案について総括質疑を行わせていただきます。

まず、1つ目として、先日示された予算案に大きな目標として、持続可能な地域社会を目指してを掲げ、3つの柱として、健やかな成長を支える子育で・高齢社会対策の推進、2つとして、防災・減災対策の充実・強化、3つ持続可能な地域社会づくりを挙げています。これら4つの項目に対する村長の思いと、具体的に何を行っていくのか、それぞれの項目について、予算にはどう示されているのか、幾つか具体例を挙げて説明をお願いいたします。

あわせて、来年度の施策において、村長は何を重点、俗に目玉とか言いますけれども、取り組むのか、強い思いを述べてください。

また、この4月は、介護保険制度の見直しの年と聞いておりますが、今後も安心して介護を受けられるように保険料と使用料を引き上げないでほしいと考えますが、見通しについてお聞かせください。先ほどの予算の説明では、介護保険料が引き下げられるようですが、そうしたことについて、経緯を説明できればと思います。

2つ目、新型コロナ感染の問題が起こって1年以上たっていますが、いまだに世界中の課

題になっております。この問題を収束するためには、私としては、感染を広げないようにすることが大事と考えておりますが、村長はコロナ対策で何を大事に取り組むのか、考えをお聞かせください。また、そのためには、嬬恋村としての取組はどのように進めるのか、プロセス及び内容について説明をお願いいたします。

以上、大きく2点について、明快な説明をよろしくお願いします。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 伊藤議員の予算に対する総括質疑につきましてお答えをさせていただきます。

第1点目でございますが、予算案の大きな目標として、3つの柱に対する各項目について の予算はどう示されているかというご質問でございました。

令和3年度予算、3本の柱に関連する施策についてでございますが、2月12日の全員協議会で説明させていただきましたとおり、健やかな成長を支える子育て・高齢社会対策の推進につきましては、福祉医療費給付事業6,002万1,000円、高齢者温泉保養事業につきまして1,902万8,000円、福祉バス運行事業につきまして1,205万5,000円、高齢者福祉タクシー事業につきまして15万円、子育て支援拠点事業655万1,000円、子育て世代包括支援センター事業484万2,000円、東部保育所運営事業5,189万8,000円、学童保育所運営事業1,915万2,000円、母子保健推進事業1,661万7,000円、スクールバス運営事業1億6,884万7,000円、英語検定受験料補助金109万5,000円、放課後子ども教室推進事業182万6,000円を計上しております。

続きまして、防災・減災対策の充実・強化でございますが、橋梁整備事業 2 億645万円、 村道維持・新設改良事業 4 億2,272万3,000円、災害対策事業1,780万円、消防施設整備事業 1 億1,065万7,000円、農林水産施設災害復旧費1,580万円、公共土木施設災害復旧費 3 億 9,900万円、文教施設災害復旧費6,380万円、簡易水道施設災害復旧費660万円を計上してお ります。

続きまして、持続可能な地域社会づくりについてでございますが、過疎・山村振興地域振興事業2,555万9,000円、スマートシティ推進事業391万5,000円、SDGs推進事業35万円、公共交通対策事業2,075万1,000円、地方創生推進交付金事業1,410万1,000円、環境保全型農業推進事業396万9,000円、嬬恋村野菜集出荷施設補修費補助事業1,000万円、観光振興事業2,099万1,000円、商工業活性化対策事業2,025万4,000円となります。

続きまして、介護保険に関連する介護保険制度の見直しの年と聞いておりますが、今後も安心して介護を受けられるように保険料と利用料を引き上げないでほしいとの考えについての見通しについてお聞かせくださいというご質問でございますが、安心して介護を受けられるよう保険料と利用料を引き上げないようにしてほしいが、見通しについてはというご質問ですけれども、2月12日に開催されました全員協議会で、令和3年度予算案についての説明時に、介護保険料について、減額の方向で計画を策定中である旨、触れたところでございますが、2月25日に開催されました第2回嬬恋村高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定委員会におきまして、委員の皆様から、第8期の計画について、正式にご承認をいただいたところでございます。その計画の中で、第8期、令和3年度から令和5年度の保険料について、基準額を5,500円とさせていただいております。第7期介護保険料の基準額は5,700円でしたので、結果、月額で200円、年額で2,400円の減額となります。

今回の保険料減額については2つの要因があり、1つは、給付費の伸びが低く抑えられていること、2つ目は、基金の保有額が増加したことによるものだと考えております。住民の皆さんがご自分の健康状態に関心を持たれ、要介護状態にならないよう気をつけて生活をされている結果が、給付費の伸びを抑えることにつながったと考えておるところでございます。

また、令和2年度末の基金の額は、2億5,000万円ほどになる予定でございます。今後に おきましても、必要な方には必要なサービス給付ができるよう、また要介護状態にならない よう介護予防事業にも力を入れながら、保険料が増額にならないよう事業運営を行いたいと 考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、嬬恋村高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画につきましては、現在、最終校 正を行っておりますので、完成しましたらば、議員の皆様をはじめ、関係するところに配付 をさせていただく予定でございます。

続きまして、新型コロナ感染の問題でございますが、まず、令和3年度において取り組む 事業といたしましては、国が進めております新型コロナウイルスに対するワクチン接種が最 優先だと思っております。予算額といたしましては、第4款衛生費、第1項保健衛生費に、 新型コロナウイルスワクチン接種事業といたしまして、7,000万円ほど計上させていただき ました。内容は、ワクチン接種に係る委託料と体制整備に係る種々の費用です。

これらにつきましては、全額国の補助金、負担金で賄われます。しかしながら、ワクチンの入荷が不透明なことから、ワクチン接種開始時期について明確な日程がお示しできない状況にございます。国では、4月26日の週から、全国の市町村に行き渡るようにワクチン配布

をするということでございますが、どのくらいのワクチンが配布されるのか示されておらない状況でございます。

嬬恋村では、65歳以上の対象者が3,500人、その7割の方が接種を希望されたと想定しますと、約2,500人になり、その方が2回接種すると5,000回になります。1日100人接種するとすると、50日かかる計算でございます。しかし、国では、2回目の接種は3週間後に行うということを推奨しておりますので、1日当たり120人以上接種しないと、3週間後に2回目の接種ができない状況でございます。このような状況を踏まえ、接種体制についての詳細は現在検討しておるところでございますが、医師、看護師といった医療従事者の確保が課題だと考えております。

現在、櫻井先生、国保診療所の伊瀬知先生をはじめ、西吾妻福祉病院、吾妻郡医師会のご協力をいただき、接種ができるめどが立ったときにはスムーズに進められるよう、体制を整えているところでございます。

また、国では、6月末までには全市町村の高齢者のワクチン2回接種分の量を配布するとの見解を示しておりますが、今後におきましても、国・県の動向を見ながら対応していく予定でございます。

高齢者の2回接種が終了した後は、基礎疾患のある方、高齢者施設従事者、16歳以上64歳以下の対象者と接種順位が国から示されておりますので、順次体制を整えて進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、ワクチンの持続効果が検証されていないため、ワクチンを接種した場合でも、現在感染予防対策としてお願いしています3密を避ける、マスクの着用、手洗い、うがい、手指消毒については継続して、村民の方にもご協力いただくよう周知していく予定でございます。これに関連する予算は、ワクチン接種と同様、第4款衛生費、第1項保健衛生費に、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして400万円ほど計上させていただいております。財源につきましては、一般財源で対応させていただいております。

また、あってはならないことだと思いますが、台風等の自然災害に備えて、避難所での感染対策も必要かと思います。この対策の費用につきましては、特段計上しておりませんが、 令和2年度に準備したものがありますので、当面はこの備蓄品で対応する予定でございます。

これからも感染防止対策を実施し、村内で感染が発生した場合でも拡大しないよう体制を 整えてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

- 〇議長(松本 幸君) 伊藤議員。
- ○9番(伊藤洋子君) 大体、予算書に沿って説明をしていただいたんですけれども、一つ、村長がその中でも、今年は何を重点として取り組むかと、そこら辺の強い思いというのでは説明していただいていないんですけれども、その1点についてお願いするのと、それから、先ほど村長から説明がありました、私も医師とか看護師さんの体制は、本当に接種をするときにどのようにしていくのかと、その辺の体制は十分に、西吾妻病院と診療所等で、この人数をやっていくのに、1日100人の体制でやっていくのに十分になっているのかがちょっと心配なんですけれども、その辺について、もう一度説明をお願いしたいのと、それから、利用料のほうは、保険制度で決まっているから下げるということは難しいのか、そこら辺も、利用料も随分負担になっていると思いますので、そこは無理だったら無理で、返答いただければと思いますけれども、それについてお願いします。

それから、村長の説明でもあって、私もそれは思っているんですけれども、ワクチン接種をしても予防はしなければいけないというので、これまでの3密とかマスクはやらなくちゃいけないというふうに聞いておりますので、その予算として400万円という説明でしたけれども、これはもしかしたら、そこに私の考えは、感染予防がまず大事という考え方が多いんですけれども、それでなければ経済も考えられないので、その辺で感染予防のほうが重点かなと思うので、先ほど述べた400万円で足りないときには、十分にまた補正を組むとかするかどうかについてもお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 予算の総括質疑ということでございますが、それに関連する範囲ということで、若干お答えをさせていただきたいと思います。

重点項目は何かということでございました。これは、今現在、災害対策本部が2つあるということであります。まず第一に、何といっても復旧・復興、まずその次、重点的に2つの対策本部のもう一つ目、ワクチン接種をいかに迅速にスムーズにやるか、これにまずは尽きると思っております。

しかしながら、中長期で見ますと、未来の子供たちが安心して暮らせるSDGsの社会、 持続可能な社会、これを目指した予算となっておると思っております。各論のところで、予 算特別委員会等で具体的な話をさせていただけたらと思っております。

その他の質問におきましては、ぜひとも総括質疑という立場ではなくて、一般質問でお願

いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(松本 幸君) 伊藤議員の再々質問を許可します。
- ○9番(伊藤洋子君) 私は総括質疑の村長の答弁に対して答えたので、これを総括質疑でやり取りできると思ってお話ししたわけですけれども、それで、今お話しされたことには、やっぱり村長は答弁したわけですから、答えられると思っているんですけれども、それは無理なんでしょうか。
- 〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 総括質疑で再質問、再々質問をやっていると、全く一般質問の意味もなくなると、こう思います。ほかの議員の意見もあると思いますので、ぜひとも議会のほうでも議論をしていただけたらと思います。

以上です。

○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で総括質疑を終わります。

◎予算審査特別委員会の設置、付託について

○議長(松本 幸君) お諮りいたします。議案第9号から議案第16号については、議員12 名全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと 思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松本 幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第16号については、議員12名全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第28、議案第17号 嬬恋村議会議員及び嬬恋村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 議案第17号の提案理由を説明させていただきます。

嬬恋村議会議員及び嬬恋村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございます。

本案につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月に施行されたことに伴いまして、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様に、選挙運動用自動車の借上代と選挙ポスター作成代の一部を公費負担するよう拡大することと併せて、町村議会議員選挙においても、ビラ頒布が解禁となったため、ビラ作成代の一部も公費負担できるようになりました。

このことから、公費負担できるようにするための条例を各町村において制定する必要がありますので、本条例を新規に制定するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第18号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第29、議案第18号 嬬恋村地域経済牽引事業の促進による地域 の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題 といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 議案第18号の提案理由を説明させていただきます。

地域経済牽引事業を行う事業者に対して、固定資産税の課税の特例を定めることにより、地域経済牽引事業の促進を図り村の経済基盤の強化を図るため、条例を制定したいので、本

案を提出するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第19号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第30、議案第19号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 議案第19号の提案理由を説明させていただきます。

群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和3年4月1日から沼田市、安中市、甘楽町、長野原町、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、西吾妻環境衛生施設組合、邑楽館林医療事業組合、西吾妻福祉病院組合及び吾妻環境施設組合が、令和3年12月24日から富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合が加入することについて、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本案を提出するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第20号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第31、議案第20号 嬬恋村課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 議案第20号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

既に議会のほうには、嬬恋村の課設置につきまして、以前もご報告を申し上げて、承認を 得つつ来ておるところでございます。

本案につきましては、行政組織は住民から見て分かりやすい組織の在り方が求められているという観点と人員の配置の効率化という観点から、組織の在り方を再考し、事務分掌を見直すことによって、より効率的な組織体制づくりを行う必要がございます。そのことにより、住民サービスの向上につなげていくことができると考えております。

このようなことから、本村における課の設置と業務内容について見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第21号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第32、議案第21号 嬬恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 議案第21号の提案理由を説明させていただきます。

群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部改正により借換制度が継続されることに伴う条例 改正でございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第22号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第33、議案第22号 嬬恋村国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 議案第22号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条文を改めるものでございます。

嬬恋村国民健康保険条例の次の部分に当たります。附則第3項中「(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症)」を「(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国が世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改めるものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第23号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第34、議案第23号 嬬恋村福祉医療費支給に関する条例の一部 改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 議案第23号の提案理由を説明させていただきます。

群馬県福祉医療費助成金交付要綱等の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改めるものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第24号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第35、議案第24号 嬬恋村介護保険条例の一部改正についてを 議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 議案第24号の提案理由を説明させていただきます。

嬬恋村介護保険条例の一部を改正するものでございます。介護保険法の定めにより、3年 ごとに財政運営期間における保険料率を見直し、条例においてこれを定めることとされてい るため、当村における介護保険料の改定をしようとするものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第25号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第36、議案第25号 嬬恋村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 議案第25号の提案理由を説明させていただきます。

嬬恋村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例が ございますが、この一部を改正するものでございます。

提案理由を申し上げます。

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)」の改正に伴いまして、条例の一部を改正しようとするものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第26号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第37、議案第26号 嬬恋村指定地域密着型介護予防サービスの 事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたしま す。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 議案第26号の提案理由を説明させていただきます。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護 予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働 省令第36号)の改正に伴いまして、条例の一部を改正しようとするものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第27号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第38、議案第27号 嬬恋村指定介護予防支援等の事業の人員及 び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の全部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 議案第27号の提案理由を説明させていただきます。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の改正に伴いまして、嬬恋村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例に構成を合わせ、全部を改正するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第28号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第39、議案第28号 嬬恋村学校開放施設使用料条例の一部改正 についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 議案第28号の提案理由を説明させていただきます。

学校再編に伴い、学校名及び施設名の一部を改正するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第29号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第40、議案第29号 嬬恋村総合グランド設置及び管理に関する 条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 議案第29号の提案理由を説明させていただきます。

嬬恋浅間寮の設置に伴い弓道場を解体したため、変更するものでございます。

慎重審議、ご指導いただき、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第30号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第41、議案第30号 嬬恋村放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 議案第30号の提案理由を説明させていただきます。

放課後児童健全育成事業の実施について、国の放課後児童健全育成事業実施要綱が改正されたことに伴いまして、必要な事項を定めるものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第31号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第42、議案第31号 指定管理者の指定について(嬬恋自然休養村)についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 議案第31号の提案理由を申し上げます。

嬬恋自然休養村につきまして、現在締結しておる協定が令和3年3月31日で期限を迎えることとなります。嬬恋自然休養村につきましては、千代田区からの譲渡の際に、平成28年から10年間は宿泊等のサービスを継続する取決めとなっており、令和3年4月1日以降についても運営を行う必要があることから、現在指定管理をお願いしている第一観光開発株式会社を指定管理者として指定させていただくものとなります。

慎重なるご審議を賜りまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第32号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第43、議案第32号 指定管理者の指定について(嬬恋村デイサービスセンター)についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 議案第32号につきまして、提案理由を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項に基づきまして、社会福祉法人嬬恋村社会福祉協議会を指 定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第33号の上程、説明

○議長(松本 幸君) 日程第44、議案第33号 嬬恋村辺地総合整備計画の変更等について を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 議案第33号の提案理由を申し上げます。

田代辺地、干俣辺地及び今井辺地について、生活環境の向上を図るため、辺地総合整備計画を変更及び策定するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第45、議案第34号 工事請負契約の変更についてを議題といた します。 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 議案第34号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年嬬恋村条例第12号)第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議、ご指導をいただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上 げます。

〇議長(松本 幸君) 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

- ○教育委員会事務局長(熊川武彦君) それでは、議案第34号 工事請負契約の変更について、 詳細説明をさせていただきます。
 - 1、工事名、嬬恋村運動公園災害復旧工事。
 - 2、契約金額、変更前、金 2 億7,744万2,000円。 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金2,522万2,000円。変更後、金 2 億9,262万2,000円。 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金2,660万2,000円。
 - 3、工事場所、嬬恋村大字大笹地内。
 - 4、契約の相手方、佐田建設株式会社、群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7、代表取締役社長、土屋三幸様です。

本工事につきましては、台風19号災害によります災害復旧工事となりますが、今回につきまして、南側に当たります斜面の崩れているところがございますので、そちらのほうも本工事に含めまして契約変更するものが主な内容となっております。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第46、議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題といた します。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 議案第35号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年嬬恋村条例第 12号)第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

慎重審議、ご指導をいただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上 げます。

〇議長(松本 幸君) 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

- **〇建設課長(滝沢勇司君)** 議案第35号 工事請負契約の締結について説明させていただきます。
 - 1、工事名、令和元年度農地農業用施設災害復旧事業、中島地区(504)2工区災害復日工事。
 - 2、契約金額、金5,643万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額513万円。
 - 3、工事場所、嬬恋村田代地内。
 - 4、契約の相手方、佐田建設株式会社、群馬県前橋市元総社町1-1-7です。

工事の場所についてですが、田代地内のパノラマラインと小在池川が交差する上流側の農 道になります。 主な工事の内容としては、橋梁工が1基と路肩の復旧工ということで進めております。 裏面をご覧ください。

入札の経過がついておりますので、ご覧ください。よろしくお願いします。

○議長(松本 幸君) 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番(伊藤洋子君) すみません、単純なことで。

契約の相手方に代表取締役名を入れないのは何か訳があるんでしたでしょうか。すみません、単純な質問で。

〇議長(松本 幸君) 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

- **〇建設課長(滝沢勇司君)** すみません、議案書の作成の様式が、以前、代表取締役が入っていない書式を使っていたもので、建設課の提出した分について記入がされておりません。 以上です。
- ○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第35号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎請願書、陳情等の委員会付託について

○議長(松本 幸君) 日程第47、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。 会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、所管の 常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長(松本 幸君) 日程第48、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになって おりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これ にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松本 幸君) 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員派遣をすることに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員派遣について、変更が生じた場合は、 本職に一任することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松本 幸君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣については、変更が生じた場合は本職に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長(松本 幸君) 以上をもって、本目の目程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、7日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松本 幸君) 異議なしと認めます。

よって、あしたから7日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(松本 幸君) 本日はこれにて散会いたします。 お疲れさまでした。

散会 午後 3時05分

令和3年第1回定例村議会(第2号)

令和3年第1回嬬恋村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和3年3月8日(月)午前10時00分開議

- 日程第 1 令和2年度嬬恋村各会計補正予算について
- 日程第 2 予算審査特別委員会報告について
- 日程第 3 議案第17号 嬬恋村議会議員及び嬬恋村長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第18号 嬬恋村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化 のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第19号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加 及び規約の変更について
- 日程第 6 議案第20号 嬬恋村課設置条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第21号 嬬恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第22号 嬬恋村国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第23号 嬬恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第24号 嬬恋村介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第25号 嬬恋村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第26号 嬬恋村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第27号 嬬恋村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の全部改正について
- 日程第14 議案第28号 嬬恋村学校開放施設使用料条例の一部改正について
- 日程第15 議案第29号 嬬恋村総合グランド設置及び管理に関する条例の一部改正につい て
- 日程第16 議案第30号 嬬恋村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第17 議案第31号 指定管理者の指定について(嬬恋自然休養村)

日程第18 議案第32号 指定管理者の指定について(嬬恋村デイサービスセンター)

日程第19 議案第33号 嬬恋村辺地総合整備計画の変更等について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番 黒 岩 敏 行 君 2番 土 屋 圭 吾 君

3番 石野時久君 4番 上坂建司君

5番 佐藤鈴江君 6番 土屋幸雄君

7番 松 本 幸 君 8番 黒 岩 忠 雄 君

9番 伊藤洋子君 10番 大久保 守君

11番 羽生田 宗 俊 君 12番 大 野 克 美 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 熊川 栄 君 副村 長 加藤 康治 君 育 崇 明 教 長 地 田 功 一 君 総務課長 黒 岩 君 総合政策課長 佐藤 幸光君 税務課長 滝 澤 文 彦 君 住民福祉課長 熊 川 真津美 君 建設課長 滝沢 勇 司君 農林振興課長 横沢貴博君 観光商工課長 地 田 繁 君 教育委員会 上下水道課長 崹 忠 君 熊川武彦君 宮 事務局長 地域交流推進 会計管理者 宮 﨑 由美子 君 宮 﨑 貴 君 長 室

事務局職員出席者

議会事務局長 土屋和久 書 記 宮崎 剛

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(松本 幸君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達して おりますから、令和3年第1回嬬恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(松本 幸君) 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎令和2年度嬬恋村各会計補正予算についての質疑、一括討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第1、令和2年度嬬恋村各会計補正予算についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより 本案について質疑を行います。

議事整理の都合により、質疑は一般会計補正予算から順次行います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松本 幸君) 異議なしと認めます。

それでは、嬬恋村一般会計補正予算(第13号)の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

- **〇9番(伊藤洋子君)** 今日も3点までというふうになるんでしょうか。全部言ってもいいんでしょうか。ゆっくり。
- 〇議長(松本 幸君) 全部で大丈夫です。

○9番(伊藤洋子君) それでは、17ページの繰入金ですけれども、財政調整と愛する嬬恋基金がこのように減額になっているわけですけれども、その辺についての考え方と、それから、その上の財産収入の貸付収入がマイナス1,000万円というのの説明をお願いいたします。

次に、26ページ、観音堂周辺整備事業設計委託料が減額になっていますけれども、その説明もよろしくお願いします。

次に、43ページ、説明の18節新型コロナウイルス感染症対策村内事業者支援、これは固定資産の軽減のだと思いますけれども、この残ったお金については、飲食何とかというのになりましたけれども、その点で、今後の考え方、この残ったお金をどのようにして変更していくか。今、商工会からも要望が出ているので、その辺のことについて説明をお願いします。それから、43ページ……

○議長(松本 幸君) 伊藤議員、ちょっとその辺で止めてもらえますか。

最初に、総務課長のほうから。

[総務課長 黒岩崇明君登壇]

○総務課長(黒岩崇明君) 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、17ページの繰入金の関係でございますが、歳出の調整をそれぞれいたしまして、全体が減額となったことによりまして、その中で財政調整基金、それから愛する嬬恋基金ということで、それぞれ減額とさせていただきました。特にこれがどうのということじゃございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、財産収入の1,000万円の減でございますが、これについては、貸付けをしております業者さん、太平洋クラブさんが主だと思うんですが、その減額が主なものとなっております。よろしくお願いいたします。

〇議長(松本 幸君) 次、総合政策課長。

[総合政策課長 佐藤幸光君登壇]

○総合政策課長(佐藤幸光君) 私のほうから、愛する嬬恋基金の減額について説明させていただきます。

当初、愛する嬬恋基金の活用事業として、1億8,770万円活用するということで予算を見ていたんですが、実際に、いろいろコロナの関係等で事業が実施できない事業が多数ございまして、実際には7,890万円を活用することができなかったということによる減になります。

それから、続きまして、26ページの鎌原観音堂の設計ですけれども、当初予算では1,000 万円をかけて、周辺の地形測量を予定しておりましたけれども、実際には、それほど予算を かけずにできるということで、不用額の減額という予算になりました。 以上です。よろしくお願いいたします。

〇議長(松本 幸君) 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

- ○観光商工課長(地田 繁君) 新型コロナウイルス感染症、村内事業者固定資産税に係る支援金のマイナス補正ということで3,324万9,000円、こちらの関係は、固定資産税に係る支援金の実績によって見込みを考えた上での減額となり、補正ということになります。
- ○議長(松本 幸君) 伊藤議員、ほかにまだ質問の事項はありますか。 伊藤議員。
- ○9番(伊藤洋子君) まず、1点目、先ほどの総務課長の説明で、財政調整の基金のほうですけれども……
- ○議長(松本 幸君) 伊藤議員、ちょっとすみません、ほかの件で、まだ、ほかの項目で質問がございましたら、そちらのほうから。
- ○9番(伊藤洋子君) ここは再質問はないんですか。
- ○議長(松本 幸君) 全部やってから再質問に入りたいと思います。
- ○9番(伊藤洋子君) そうですか。はい、承知しました。

それでは、43ページのマラソン大会補助事業の金額がないんですけれども、それは、次のところを見ても、すぐ愛妻の村づくり事業になるので、漏れたのかどうかをお聞きしたいと思います。

次に、57ページの補正に、社会体育館維持管理事業で、旧鎌原小改修工事が今載っている んですけれども、ゲートボール関係者の皆さんから聞くと、すごく待ち望んでいるんですけ れども、一応今、予算がこのように載ったというのでは、工期はどのようになっているのか、 その点についてだけお願いいたします。

〇議長(松本 幸君) 以上で質問事項はいいですか。

それでは、観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長(地田 繁君) 43ページ、マラソン大会補助事業でございますけれども、こちらの関係は、実際マラソン大会が行われてはおりませんが、それまでの費用に関しまして支出をし、その同額が宝くじTOTOの関係から収入として入ってきたという部分におきまして、プラスマイナスゼロという状況の中で、こちらのマラソン大会補助事業という表記だ

けが残っているという状態になります。

〇議長(松本 幸君) 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長(熊川武彦君) 社会体育館維持管理事業の旧鎌原小プール改修工事となりますが、これにつきましては、トイレの改修費を見込ませていただきました。

トイレは、プールの外に別建てで建てる予定で予算を立てさせていただきまして、繰越しということで予定させていただいております。なるべく早くの竣工を目指しているところでございます。よろしくお願いいたします。できれば、夏前には使えるようにしたいということで考えております。

- 〇議長(松本 幸君) 伊藤議員。
- ○9番(伊藤洋子君) 先ほどの総務課長の説明の財政調整基金の減額のほうですけれども、いつもコロナのときに説明を受けたのでは、交付金が来るまで村のお金を出さなくちゃいけないから、そういうふうにしたというふうに言ったけれども、その辺の調整かなと思ったんですけれども、そうではなかったんですか。
- 〇議長(松本 幸君) 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長(黒岩崇明君) 補正予算のときには、コロナの関係で、交付金がまだ確定していないという段階でしたので、そのときは、嬬恋村の予算とすると財政調整基金しかございませんので、そこから繰入れをさせていただいた。

その後、最終的に、いろんな調整をしまして、コロナの交付金が来たものについては、コロナの交付金が充てられる事業には充てさせていただいて、残ったお金、財調が余れば、それを今回繰入れさせていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

- **〇議長(松本 幸君)** 伊藤議員、再質問ですから、全部あったら言ってください。
- ○9番(伊藤洋子君) 先ほどの社会体育館維持管理事業のほうですけれども、繰越しというのは、5ページのほうにも書かれてあったので分かったんですけれども、そうすると、ゲートボールそのものを使えるようになるのが夏前ということになるんでしょうか。一日も早くと思ったので、お聞きしたいんですけれども。
- ○議長(松本 幸君) ほかに再質問はありますか。

教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇]

- ○教育委員会事務局長(熊川武彦君) 先ほど、ゲートボール場のトイレということで、今回 補正させていただきましたが、本体につきましては3月末の工期ということで、今年度中の 完成を目指しております。よろしくお願いいたします。
- ○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で一般会計補正予算(第13号)の質疑を 終わります。

次に、嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)の質疑を終わります。

次に、嬬恋村介護保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

- ○9番(伊藤洋子君) 9ページの2款保険給付費の中の2目、1目も含めてですけれども、 減額になっているのは、先日の予算審議と似ているのかと思ったんですけれども、一応減額 の要因をお聞かせいただければと思います。
- 〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長(熊川真津美君) ただいまの伊藤議員のご質問にお答えします。

保険給付費が約6,000万円ほど減額になっている理由ですけれども、これは年度末実績を 見込んでの減ということですので、給付費が当初見込んだ額よりも少なく抑えられたという ことの結果だと考えております。

以上です。

○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で嬬恋村介護保険特別会計補正予算(第 2号)の質疑を終わります。

次に、嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の質疑を終わります。

次に、嬬恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で嬬恋村簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)の質疑を終わります。

次に、嬬恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で嬬恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を終わります。

次に、嬬恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。 ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で嬬恋村農業集落排水事業特別会計補正 予算(第2号)の質疑を終わります。

お諮りいたします。各会計補正予算について、一括で討論を行いたいと思います。これに ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松本 幸君) 異議なしと認めます。

各会計補正予算について一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番(伊藤洋子君) 私は一般会計補正予算については、先ほどの質疑でも分かりましたけれども、コロナ関連により様々な事業がなくなったこと、その予算をやはり、今村内のコロナによる、いろいろな村民の暮らし、営業がいろいろ厳しい状況になっているのを村当局も分かっていらっしゃると思いますので、そういったところに宛てがうように組替えをするこ

とを求めたいと思いますので、そういう考えから反対とし、ほかの会計には賛成をします。

○議長(松本 幸君) ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

順次、採決を行います。

最初に、議案第2号 令和2年度嬬恋村一般会計補正予算(第13号)について採決します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(松本 幸君) 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和2年度嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について 採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和2年度嬬恋村介護保険特別会計補正予算(第2号)について採決 します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和2年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和2年度嬬恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について 採決します。 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和2年度嬬恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和2年度嬬恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員会報告についての一括討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第2、予算審査特別委員会報告についてを議題といたします。

令和3年度各会計予算は、本定例会第1日に予算審査特別委員会に付託し、審査願っておりましたが、審査が終了し、別紙配付のとおり予算審査特別委員会審査報告が提出されております。

お諮りいたします。本件に関する委員長報告は、会議規則第40条第3項により省略したい と思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松本 幸君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。

また、委員長報告に対する質疑も、全議員が委員でありましたので、省略いたします。

それでは、一括討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番(伊藤洋子君) 一般会計に反対、それで、そのほかというか、特別会計予算に賛成の 立場で討論をします。

総括質疑において、3つの柱のほかに何を重点的に取り組むのか問うたところ、台風19号と新型コロナの対策を挙げました。この2点は、もう既に取り組んでいて、現状行っていることで当然のことですし、村民の暮らしを守るためには引き続き、きちんと取り組んでいただきたいと考えます。

私は、鎌原地区周辺整備の取組が村長から発せられなかったことに愕然としました。土地 購入から道路整備、建設改修など莫大な予算をつぎ込んでおり、まだまだ計画をしっかりと 進めていく大事なときなのに、村長の頭の中には組み込まれていなかったのではないかと思 ったところです。

新年度は、東部農業の振興、雇用の場づくりなど強く取り組んでいくことを求めるところです。

新型コロナ感染では何を大事にするのかの問いには、ワクチン接種を第一に考えるという答弁です。本当にそうでしょうか。確かに接種体制など大事なことは分かりますが、ワクチンを打っても、これまで取り組んできた予防策は実施していかなくてはなりません。引き続きPCR検査など、予防につながる取組をしっかりと行うことを求めます。

また、コロナにより暮らし、営業に影響を受けている隅々のところに支援を引き続きお願いします。

質疑でも話し合ったように、どんなケースにも対応できる避難対策と、今後新たに建設する公共施設などには太陽光設備設置を求めることが、本当にCO₂対策になると思いますので、それも併せてお願いしておきます。

国保会計については、他町村より高い国保税を引き上げないことを要望しておきます。特定健診やフレイル予防の実施で給付額が減ることは、とてもいい取組だったと思いますので、引き続きお願いします。

マイナンバーに保険証を取り込むことについては慎重に行うこと、また、強制的にしないことを求めておきます。

介護保険特別会計については、まず保険料が引き下げられたことを評価し、今後も介護難

民の出ないように、きめ細かい対応をお願いします。

後期高齢者医療特別会計は、疾病予防として人間ドック健診費補助金を増額していること を評価します。引き続き、高齢者が安心して住み続けられる村づくりに取り組むことを求め ておきます。

簡易水道・上水道会計では、過年度に村長が民営化はしないと宣言していますので、いろいろと大変だと思いますが、村民の命を守る点から、水資源を大事にしていくことを求めておきます。

以上、私の討論を終わります。

○議長(松本 幸君) ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

ついては、委員長報告順に採決を行います。

最初に、議案第9号 令和3年度嬬恋村一般会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第9号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立多数であります。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和3年度嬬恋村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告は 可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第10号は原案どおり可決すること に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 令和3年度嬬恋村介護保険特別会計予算について、委員長報告は可 決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第11号は原案どおり可決すること に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 令和3年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第12号は原案どおり可決すること に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 令和3年度嬬恋村簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告 は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第13号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 令和3年度嬬恋村上水道事業会計予算について、委員長報告は可決 でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第14号は原案どおり可決すること に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 令和3年度嬬恋村公共下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第15号は原案どおり可決すること に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 令和3年度嬬恋村農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第16号は原案どおり可決すること に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

- 〇村長(熊川 栄君) 議長。
- 〇議長(松本 幸君) 村長。
- **〇村長(熊川 栄君)** お世話になりました。ありがとうございました。
- ○議長(松本 幸君) 日程第3から日程第19については、既に当局の説明が終わり、議案の 審査を願っておりますので、各議案について、順次、質疑、討論、採決を行います。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 初めに、日程第3、議案第17号 嬬恋村議会議員及び嬬恋村長の選挙 における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

- ○9番(伊藤洋子君) 私は、今でも市町村とか、そういうところが候補者が少なくて困っているときに、議員のほうにも供託金というのは、よりハードルを高くしてしまうのではないかという考え方がありますので、これには賛成できません。
- ○議長(松本 幸君) ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第4、議案第18号 嬬恋村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

- ○9番(伊藤洋子君) 条例の一番下に、いつも施行日が書いてあるんですけれども、これは 3年度以降というふうに書いているけれども、3年4月からというか、そういう明記はない んでしょうか。
- 〇議長(松本 幸君) 税務課長。

〔税務課長 滝澤文彦君登壇〕

○税務課長(滝澤文彦君) ただいまの伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

令和3年度の固定資産税が該当させるということですので、今日可決させていただいて公布されれば、その日から施行という形にさせていただければと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(松本 幸君) 伊藤議員。
- ○9番(伊藤洋子君) そうしますと、令和3年度の申請からというので、令和3年、4年、 5年の3か年になるんでしょうか。
- 〇議長(松本 幸君) 税務課長。

〔税務課長 滝澤文彦君登壇〕

○税務課長(滝澤文彦君) ただいまの伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

対象となるのは令和3年度からになるんですけれども、今の国のほうの元の法律によりますと、基本計画の同意日から5年までという形になっておりますので、実際には令和4年12月22日までに取得したものが該当になるような形になります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第5、議案第19号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方 公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第6、議案第20号 嬬恋村課設置条例の一部改正についてを議題 といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番(伊藤洋子君) まず、この課設置条例について、課が随分まとまったわけですけれども、以前、総合政策は、各課をまとめて横のつながりをつくる役割をするというところがありましたけれども、そこが未来創造課になったということでは、課のまとまりをつけて、本当に住民が来てもすぐ対応できる体制というのは、どこの課というか、副村長になるのか、その辺が組織において、住民サービス向上の中で、横のつながりをどうするのかをお聞きしたいと思います。

それから、次に、ページ数がないんですけれども、住民福祉課が健康福祉課と住民課になって、たしか今度ごみの問題は、こちらのほうになるというふうに聞いたんですけれども、それは生活環境に関することのところになるんでしょうか。その辺の確認をしたいと思います。

それから、次に、その下の交流推進課ですけれども、今現在は地域交流センターにこのお 仕事の課があるわけですけれども、今度この課はどこに配置されるのか。

その3点について、お願いいたします。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) まず、第1点目でございますが、総合政策課が、今までは企画調整部隊ということで、企画調整という言葉が国のほうでも20年前頃から大分言われました。各省庁のいろんな問題があるときに、それを企画調整するのはどこなんだということであります。現在、要は国のほうでは、内閣府のほうに各省庁からいろんな人材を吸収して、内閣府が企画調整をやっておるということであります。

伊藤議員の今言いました、横のつながりどうするんだということでございますが、課長会議を私が就任以来、新たに庁議にプラスして、課長会議を現在設置しております。原則月に 2回、課長会議をやっておりまして、その中で企画調整をしておるということでございます ので、企画調整ということについては、まずご理解いただきたいと思います。

第2点目、ごみの関係は、総合政策から今度、未来創造課になりますけれども、住民福祉とどちらにいくのかということでございますが、この件につきましては、広域で今度、ごみの焼却場を設置するということで、新たな議会も6か町村が合意をしまして、第1回の議会もこの間開催をされたところでございます。あわせまして、その部分については、総合政策課が担当するということでございます。

引き続き、もう一年、ごみの現場の課題については継続課題がありますので、1年間で相当整備をされてきましたが、もう一年、ごみの現場については、総合政策のほうに置きたいと思っております。

第3点目、交流の関係でございますけれども、一応課ということでございますので、しっかりとした人員体制、それもそろえて、交流をしっかり推進してまいりたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

- 〇議長(松本 幸君) 伊藤議員。
- ○9番(伊藤洋子君) 今、村長は、ごみの問題は広域で行うのもあるから、総合政策課と言いましたけれども、じゃ今度、未来創造課がやるようになって、身近なごみ問題、収集のこととか、そういう本当に住民に一番密接な部分を、先ほど村長、総合政策課と言ったけれども、未来創造課がやるようになるということになるんですか、全てを。
- ○議長(松本 幸君) 答弁はいいですか。

ほかにご質疑ありませんか。

土屋議員。

〇6番(土屋幸雄君) 今度、交流推進課ができると思うんですけれども、課長がジオパーク

の局長も兼務するのか、そこに嬬恋村の職員を何名配置する予定なのかをお聞きします。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 交流推進課を設置し、そこに課としての人員の配置及び、何をすべき かの詳細をしっかりと定めて、対応してまいりたいと思っております。

なお、ジオパークにつきましては、長野原町と嬬恋村で現在、当然両方の合意に基づいて やっておるわけでございますが、人員につきましては嬬恋村と、それから長野原町、両方か ら人を出して運営をしておるという実態がございます。

事務局長につきましては、引き続き課長が兼務する形で、ジオパークについては考えておるところでございます。今までの流れもございますので、新たにそこに職員をちゃんと配置をして、あと交流事業も旧総合政策課から新たに移しますので、交流の事業もしっかり行うということでございます。

人口の問題については、議員の皆さんご存じのとおり、定住している人口、その後、交流 しておる交流人口、その後、関係する人口、関係人口を増やそうということでございます。 そういう意味で、関係人口も含めて、交流がいかに重要かという意味で、地域交流課、いろ んな課題があると思いますが、しっかりと取り組んでまいりたい、こう思いますので、よろ しくお願いをいたします。

- ○議長(松本 幸君) ほかにご意見ありませんか。
 佐藤議員。
- ○5番(佐藤鈴江君) すみません、住民課の中に、例えば住民福祉、今まで公害に関することがあったわけですが、それは今後、住民課の生活環境に関することというところに入るのかどうかということと、先ほど、吾妻圏域のごみ一本化、処理の一本化があるから、その計画については未来創造課が担当するというふうに言って、あと、1年に限って、身近なごみの問題も引き続き継続するという答弁があったわけですが、何かちょっと意味がよく分からないんですけれども、それはどういうことなのか、はっきり説明していただきたいと思います。
- 〇議長(松本 幸君) 副村長。

〔副村長 加藤康治君登壇〕

○副村長(加藤康治君) まず、公害に関することでございますが、公害に関することは、ご 指摘のとおり、住民課のほうの生活に関することで網羅させていただきました。 以上です。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 今、佐藤議員の、私が先ほど1年という言葉を申しましたが、衛生班長さんに本年度、大変なご理解をいただいて、ごみのステーションについては各地区相当の整備をさせていただきました。

それと、衛生班長さんに、予算の中でも審議、報告をさせてもらいましたが、しっかりとした衛生班長のユニフォームを作るということとか、もう一年、旧総合政策課、未来創造課でしっかりとその関係の整備をして、その後、住民課のほうにその内容は移す予定で現在は考えております。

あと、ユニフォームをそろえるのと同時に、地域おこし協力隊の予算も活用して、1年間だけ整備をしっかり、その部分だけさせてもらいたいと考えております。それが整えば、いずれごみの関係は移すということで、詳細を現在考えておるところであります。ご理解をよろしくお願いいたします。

- 〇議長(松本 幸君) 佐藤議員。
- **〇5番(佐藤鈴江君)** 1年間に限って、そういうことをするということですが、そうすると、これまた条例改正というか、部署の事務分掌の担当替えをするということなんでしょうか。

私は、本来ごみとかそういったものについては、生活環境の中に入るのかなというふうに 思いますし、例えば衛生班長さんの被服費を作ったり、たまたま1年間、そういったことを したいがために未来創造課にその仕事を置くということについては、あまり意味があるのか ないのかというと、私自身の私見としては、意味がないんではないかなというふうに思いま す。

その辺について、1年というのは、1年にこだわるというところの意味がよく分からない というふうに思うんですが。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 今、2030サステナブル・デベロップメント・ゴールズ、ごみの関係が、世界的に大きな政策課題になっておるところでございます。特にプラスチックごみですけれども、ご存じのように空気中にも散乱する。それから、PM2.5ですか、今も日本の空に、相当数の量が空中に舞っているという状況のようでございます。特にプラスチックごみ

については、環境省も群馬県も我が村も、しっかりと政策的な課題として取り組んでいかな くちゃならんと、こんなふうに思っております。

特に環境問題も含めて、ごみは非常に重要な政策課題であるという意味で、経過的措置として、プラスチックごみも含めた形で、村内衛生班長を含めた形で協議をして参りたいと思っておるところでございます。ご理解をぜひともお願いしたいと思っております。

○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

佐藤議員。

○5番(佐藤鈴江君) 賛成の立場で討論させていただきたいと思いますが、先ほどから、やはり縦割り行政について問題があるということで、それについては、課を調整する課が未来創造課であるということでありましたが、先ほどのごみの件に関しても、環境問題に関しても、役場内トータルで連携をして考えていくこと。環境問題もそうだと思います。

そういった点からしても、やはりしっかりと総合政策でやるという、ごみはあっちこっち じゃなくて、住民と密接に関係するものであれば住民課が担当するということであっても、 課の連携がしっかり図れていれば、当然、住民課にあってもいいというふうには思います。

その点について、しっかりとやっぱり今後も検討していただいて、スムーズに、またしっかりと、課を統合したりすることによって、計画することによって、やはり人材育成もしっかり大事だと思いますので、その点についてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長(松本 幸君) ほかにご意見ありませんか。

伊藤議員。

〇9番(伊藤洋子君) 私は、この課設置条例を補強する意味で意見を述べさせていただきます。 賛成の立場ですけれども。

初日の説明で村長のほうから、分かりやすく、そして、人員配置をきちんと見直しして効率化することにする、住民サービスをよくするということが述べられました。

私は、住民サービスが一番の役場の役割だと思いますので、その辺が本当に全うできるよ

うに、先ほど私も質問しましたけれども、横のつながり、窓口に住民が来たらすぐにやって くれる、そういった住民にとってよいサービスをより今以上に進めるということで、ぜひこ の課設置条例の遂行をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(松本 幸君) ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第7、議案第21号 嬬恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第8、議案第22号 嬬恋村国民健康保険条例の一部改正について を議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第9、議案第23号 嬬恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番(伊藤洋子君) 条例条文では8分の2のところです、すみません。そこの6のところに減額認定証というのがありますけれども、その言葉の意味を説明していただきたいと思い

ます。

それから、8の6のところに、次の条文からの続きになりますけれども、一部負担金の全部または一部について納付されるときは、その納付される額を控除した残りの額とするが旧の条例なんですけれども、それが8の6にいって、給付される額の限度において福祉医療費を給付しないとなっているので、私としては、この9項目の分が全部福祉医療費が給付されないとしたら、すごく大変なことになるなと、福祉の意味がなくなってしまうなと思ったので、これはとてもと思っているんですけれども、この辺のところの9項目についての説明もお願いします。

〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

〇住民福祉課長(熊川真津美君) ただいまの伊藤議員のご質問にお答えします。

まず最初に、減額認定証とはということですけれども、8分の2ページをご覧いただきた いと思います。

そこの下のほうなんですけれども、6、この条例において減額認定証とは、社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る減額認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証のことをいうということですので、今回の場合、食事の給付に制限があるものですから、こういったものも含めて減額認定証といって、入院とかするときに窓口にまず見せていただくもののことですね。それによって食事の負担金が減るとか、あとは減額認定ですので、入院のときに所得に応じて、ここまで払えば、あとは払わなくてもいいとかといった、窓口負担を抑えるための証明書になります。

あと、次の8分の6のところの(1)から(9)までなんですけれども、現行のほうでは、 福祉医療費の支給対象額という7条について、ここで支給対象額の規定をしております。た だし、次の各号に掲げるというところからは、その給付される額を控除した残りの額とする ということで、一部ほかの法律によって支給されるものがありますので、優先してそちらの ほうの法律から支給をした残りを福祉医療で対応するということで、それを別の項に改めて 立てさせていただいて、内容的には同じことだと思います。今まで違う法律で負担していた ものについては、この改正があっても、そちらのほうを優先に支払いを行い、その残りの部 分を福祉医療のほうで対応しますという条文になるかと思います。

ですので、窓口の負担が今までと変わって増えたりとかはしないんですけれども、障害者 については、今まで所得制限がなかったんですが、それについては、所得制限が入ることに よって、若干この対象から外れるというふうになると思います。 以上です。

- 〇議長(松本 幸君) 伊藤議員。
- ○9番(伊藤洋子君) では、今、8分の6のところで(9)まであるわけですけれども、今 現在、ほかの法律で引かれたというのが、ここに書かれているわけですけれども、その引か れた額を手当をもらっているというか、そういう方は今現在、村内では、各括弧に基づいて いうと、何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。
- 〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長(熊川真津美君) その制度、ほかの制度で払って福祉医療のほうにというのは、ちょっとすみません、数字が分からないんですけれども、例えば身体障害者であると、 212人の方が受給対象者になっております。

また、子供については945人ですけれども、その全てが他法でできるわけではありませんで、子供の養育医療費なんかの負担については、年1人か2人ぐらいがそちらのほうの医療の対象になって、その残りを福祉医療のほうで対応しているということになります。

すみません、ほかに該当する方が何人ぐらい他法を優先されているかというのは、実数が 分かりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番(伊藤洋子君) 私は、この福祉医療費支給に関する条例の一部改正については反対の 立場です。

その理由として、福祉は、ちょっと群馬県の検討案のほうも見させてもらいましたけれど も、群馬県は本当に進んでやってきて、子供の医療費やらそういうものを積極的に進めてき て、トップレベルでしたけれども、今検討されて、このようなものが出されましたけれども、 福祉は確かに高所得者とか、そういう方には考えるというのもあるんですけれども、全ての 人が受けられるというのが福祉の原点ですので、それが僅かな人数といえども、以前よりも こういうふうに減らしていく、このコロナの禍の中で大変なときに減らしていくということが、やはり福祉として疑問がありますので、今後は村内でも困っている方が出てきたときに、こういう条例で、もしも手当というか、医療費を受けられなくなることがあったら、私としてはちょっと、困った人にという点では賛成しかねますので、そういう討論でお願いいたします。

○議長(松本 幸君) ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(松本 幸君) 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第10、議案第24号 嬬恋村介護保険条例の一部改正についてを 議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第11、議案第25号 嬬恋村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第12、議案第26号 嬬恋村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第13、議案第27号 嬬恋村指定介護予防支援等の事業の人員及 び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の全部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第14、議案第28号 嬬恋村学校開放施設使用料条例の一部改正 についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第15、議案第29号 嬬恋村総合グランド設置及び管理に関する 条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第16、議案第30号 嬬恋村放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

- ○9番(伊藤洋子君) 裏面の改正後と現行の表から見て、6が加わっているわけですけれども、これは、人数が20人以下だったら、1人の支援員で見るということと解釈することになるんでしょうか。
- 〇議長(松本 幸君) 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

〇教育委員会事務局長(熊川武彦君) ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この内容だけをそのまま読むと、20人以下におきましては、規則を別に、例えば利用者に対する安全指導とか衛生管理などの規則を定めることによって、20人以下でも大丈夫ですという内容の改正が国のほうで行われたことによりまして、合わせて嬬恋も条例を改正させていただくんですが、実際に運営するに当たりましては、もっと少数、例えば5人とか6人とか、そのぐらいになった以下のときに、1人の場合も想定されますが、今の時点では、たとえ20人になったからといって、すぐに1人というような対応を考えるつもりは、まだそんな

運用する予定ではございませんし、例えば人員が確保できれば、ごく少数になっても2人で、 現在は運営をしております。

- 〇議長(松本 幸君) 伊藤議員。
- **〇9番(伊藤洋子君)** これは東部と西部があるけれども、まさかこれを一緒にするとかということには決してならないというふうに取っていていいですか。
- 〇議長(松本 幸君) 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

- ○教育委員会事務局長(熊川武彦君) これにつきましては、東部と西部で現在運営させていただいておりますが、それは別々に運営することはこれからも変わらずに、各事業所ごとの人数ということでお願いいたします。
- ○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

- ○9番(伊藤洋子君) 各事業所ごとにやるということで、心配はないと思いますけれども、補強をさせていただいて、ここに書いてあるように、利用者の支援に支障がない限りと、あと安全対策を講じた上でということがありますので、何よりも児童たちの安全を第一に考えて運営していくことを求めておきたいと思います。
- ○議長(松本 幸君) ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第17、議案第31号 指定管理者の指定について(嬬恋自然休養村)を議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番(伊藤洋子君) 先月の質疑でされた6ページの保険の問題は分かったのでしょうか。 その点についてお聞きしたいのと、それから、仕様書のほうに補填金ということで載っているわけですけれども、そういうとき、私たち議会にも業務報告やら収支報告とか示されるんでしょうか。

その2点についてお願いいたします。

〇議長(松本 幸君) 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長(黒岩崇明君) まず、保険の関係でございますが、これについては、しっかり対応できるように、今検討させていただいておりますので、それで、前回全協の中でご指摘がございましたが、それを踏まえて、しっかりとした対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、2点目の報告の件でございますが、それについては、全協でも村長のほうから もあったんですけれども、それについては、しっかり報告をさせていただくということでお 願いしたいと思います。

○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第18、議案第32号 指定管理者の指定について(嬬恋村デイサービスセンター)を議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第19、議案第33号 嬬恋村辺地総合整備計画の変更等について を議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(松本 幸君) お諮りいたします。議事の都合により、10日まで休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松本 幸君) 異議なしと認めます。

よって、あしたから10日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(松本 幸君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時14分

令和3年第1回定例村議会(第3号)

令和3年第1回嬬恋村議会定例会会議録

議 事 日 程(第3号)

令和3年3月11日(木)午前10時01分開議

日程第 1 発議第 1号 群馬県防災ヘリコプター『はるな』墜落事故殉職者慰霊碑建立等 に係る要望(案)について

日程第 2 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第 3 一般質問

日程第 4 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番 黒岩敏行君 2番 土屋 圭吾君

3番 石野時久君 4番 上坂建司君

5番 佐藤鈴江君 6番 土屋幸雄君

7番 松 本 幸 君 8番 黒 岩 忠 雄 君

9番 伊藤洋子君 10番 大久保 守君

12番 大野克美君

欠席議員(1名)

11番 羽生田 宗 俊 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

 村
 長
 熊
 川
 栄
 君
 副
 村
 長
 加
 藤
 康
 治
 君

 教
 育
 長
 地
 田
 功
 一
 君
 総
 務
 課
 長
 黒
 岩
 崇
 明
 君

総合政策課長 佐藤幸光君 税務課長 滝澤文彦君

住民福祉課長 熊川 真津美 君 建設課長 滝沢勇司君

農林振興課長 横沢貴博君 観光商工課長 地 田 繁君 教育委員会事 務 局 長 上下水道課長 宮 﨑 忠 君 熊川武彦君 地域交流推進 会計管理者 宮 﨑 由美子 君 宮 﨑 貴 君 室長

事務局職員出席者

議会事務局長 土屋和久 書 記 宮﨑 剛

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長(松本 幸君) 皆さん、おはようございます。

区長会の皆さん、本日は傍聴、大変ご苦労さまです。

本日3月11日は、多数の犠牲者を出した東日本大震災から10年を迎える節目の日となります。嬬恋村議会として、改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。

本日午後2時46分に防災無線でサイレンが鳴りますので、その際には議場において黙禱を ささげたいと思います。皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

始めます。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達して おりますので、ただいまから令和3年第1回嬬恋村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(松本 幸君) 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松本 幸君) 日程第1、発議第1号 群馬県防災ヘリコプター『はるな』墜落事故 殉職者慰霊碑建立等に係る要望(案)についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

大久保守君。

[10番 大久保 守君登壇]

○10番(大久保 守君) それでは、発議第1号の提出理由を申し上げます。

平成30年8月10日の群馬県防災へリコプター『はるな』が中之条町の山中に墜落するという大変痛ましい事故が発生いたしました。殉職された隊員・消防職員のご冥福を祈り、彼

らの功績を後世に伝えるとともに、二度とこのような事故を起こさないことを誓うため、遺族会が要望している事項について、群馬県知事及び群馬県議会議長に対し、速やかに実現を するよう要望するものでございます。

なお、要望書(案)はお手元に配付したとおりでございます。

以上、発議第1号についての理由を説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、発議第1号は提案のとおり可決されました。

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長(松本 幸君) 日程第2、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。 本定例会第1日に、請願・陳情書等を所管の委員会に付託し、審査願っておりましたが、 いずれも審査が終了しましたので、ただいまから委員長報告を行います。

総務文教常任委員会へ付託の請願第1号及び陳情第1号、産業建設常任委員会へ付託の要 望第1号については、所管の委員会ごとに一括報告をしていただき、案件ごとに質疑、討論、 採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松本 幸君) 異議なしと認めます。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 黒岩忠雄君登壇〕

〇総務文教常任委員長(黒岩忠雄君) おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、3月8日午後1時から委員会を開会し、請願1件、陳情1件についての審査 と各課からの報告を受けました。

委員会には、議長及び委員6名、当局から村長、副村長、教育長、関係課長の出席を得て 委員会を開会いたしました。

最初に、群馬県医療労働組合連合会中央執行委員長、石関貞夫氏から提出された請願第1 号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための請願について審査を行いました。

この請願については、昨年12月議会において、同じ内容で陳情という形で提出されて、趣旨採択となっております。

請願の趣旨は、新型コロナウイルスによるパンデミックにより医療崩壊の懸念がされていることから、医療の中心的な担い手である公的病院の医師、看護師、介護職員の増員を行うこと、医療・介護・福祉の財源確保を行うこと、地域医療構想の見直しなどを行うこと、社会保障に関わる国民負担の軽減を図ることを国に意見書として提出するよう求めるものです。

紹介議員の伊藤議員からの説明では、医療機関の8割が赤字経営の中、新型コロナ感染症対策により経営が厳しい。伊勢崎などでは医療崩壊の危機にあると新聞に掲載されていた。 安心・安全な医療体制が大事であり、村議会として、この請願を採択してもらいたいとのことでした。

各委員からは、趣旨は分かる。医療従事者は大変な状況の中で応援をしたいと思う。賛同はできるが、財源が必要であることも確かである。また、所得に応じた負担の拡大についての反対など、医療体制の確保との関連に不明な部分もある。意見書を上げるまでではないとの意見があり、全員一致で趣旨採択と決しました。

次に、群馬県労働組合会議議長、五十嵐弘幸氏より提出された陳情第1号、「最低賃金の 改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について審査を行いまし た。 陳情の趣旨は、コロナ禍において人間らしい暮らしを取り戻すためには、最低賃金を引き上げることが重要となっている。日本経済の回復を図るためにも国民の消費購買力を高めることが必要。最低賃金の地域間格差をなくし引き上げ、中小企業支援策を拡充することを実現するために国に意見書の提出を求めるものです。

委員からは、最低賃金が上がることはいいことだと思うが、経営者側からの立場もある。 労働時間が同じでは生産性が上がることはなく、人件費の増加分は価格に転嫁されることに なる。中小企業が潰れてしまっては意味がない。また、都市部と山間地域の物価の違いがあ る。最低賃金を一律にすることは難しいのではないかなどの意見があり、全員一致で趣旨採 択といたしました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長(松本 幸君) 請願第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための請願について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

〇9番(伊藤洋子君) 私は、紹介議員として、この請願をどうしても採択していただきたい 思いを込めて討論を行います。

先ほど委員長報告にもありました、趣旨は分かる、そして、その次に財源が必要。財源を得るためには、ほかの請願でもそうですけれども、国のほうに意見書を上げなければ、嬬恋村議会の思いは届きません。ですから、私は本当に、今、委員長報告にもありましたけれども、コロナによりパンデミックが起こって大変な状況、医療現場の皆さんが、病院には来ましたけれども、新型コロナの補填は来ましたけれども、日々買うマスクとか消毒液とか、それから防護服とか、そういうのは本当に、今までの経営の中からお金を出すということで、マスクを本当に2日間使うとか、そういう現場の努力もあるというのを私はお聞きしました。そういったところに嬬恋村議会が支援をしないでいいのだろうか、本当にそういう強い思いがありますので、ぜひ皆さん、この嬬恋村議会からも請願を上げていただて、医療現場で困っている方、介護現場で困っている方、介護現場で困っている方、介護現場で困っている方、介護現場で困っている方、介護現場で困っている方、介護現場で困っている方、介護現場で困っている方、介護現場で

現状もあります。そうしたところに私たちも支援しようという気持ちで採択をしていただき たいと思います。よろしくお願いします。

○議長(松本 幸君) ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

請願第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための請願について、委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立多数であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

- ○9番(伊藤洋子君) 私は、この審議を傍聴させていただきました。その中で、討論の中で、 最低賃金が上がることは分かる。地方では低いわけですけれども、そういうところで、この 陳情では、都会の人たちがなかなか地方に来なくなる要因にもなっていると。そういったと ころで、地方を活性化しよう、創生しようと頑張っている点では、委員の中ではそういうこ とが出なかったのは残念でしたけれども、委員長としては、そういう点は何か考えておられ ますか。
- 〇議長(松本 幸君) 総務文教常任委員長。
- ○総務文教常任委員長(黒岩忠雄君) この問題は、最低賃金を引き上げるためには、中小零細企業支援を抜本的に強化することが不可欠ということでございます。私も報告のとおり、賃金を上げれば、事業主の皆さんが大変だということでございます。だから、趣旨は非常によく分かっていると自分なりに解釈はしております。趣旨採択はよかったと思っておりますが。
- ○議長(松本 幸君) ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

〇9番(伊藤洋子君) 私は、この陳情もぜひ採択して、国へ意見書を上げるべきだと考えて おります。

まず、仕事をするには賃金、人間らしい暮らしができる、働く人たちがそういうふうに暮らせるような賃金になることが本当に望ましいと思います。

先ほど、委員長から報告があった事業主が困るということには、陳情のほうにも書いていましたけれども、「引き上げるためには中小零細企業支援を抜本的に強化することが不可欠です」と書いておりました。それで、この陳情についてきた自由民主党の最低賃金一元化推進議員連盟の中にも、賃金を上げるためには、やっぱり中小零細企業を支援しなければいけない。

最低賃金を全国的に引き上げてやらなくちゃいけないと言っていた菅総理が今政権に入っているから、今こそこの声を上げて、やって、賃金を上げなければいけないというのは、自民党本部の推進連盟の人たちが言っているし、やはり地方へ働く人たちが来なくなっちゃう、こんなに200円近く差があったのではという声を、自由民主党の最低賃金一元化推進課本部も、推進連盟も言っているわけです。

私は今回、この自民党の推進連盟の提言には、本当にほとんどが賛同できる内容でしたので、やはり今これを上げなければ、また最低賃金を引き上げることは難しくなっていくということで、ぜひ今回もこの陳情と、それから、自由民主党の推進連盟の文書を読んだ方だったら誰もがそう思うんじゃないか、ちゃんと中小零細企業も応援しよう、地方に人が流れるようにしようという思いを込めた陳情でしたので、やはり私は、これは今こそ意見書を上げるべきだと思います。よろしくお願いします。

〇議長(松本 幸君) ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳 情書について、委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(松本 幸君) 起立多数であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 土屋幸雄君登壇〕

○産業建設常任委員長(土屋幸雄君) 産業建設常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、3月8日に委員会を開催し、要望1件の審査と各課からの報告を受けました。 委員会には、委員6名と副議長、当局からは村長、副村長、関係課長の出席を得て開会を いたしました。

初めに、嬬恋村商工会長、渡辺栄志氏より提出されました新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経営の悪化している村内事業者に対する支援の要望書について審査を行いました。

委員会では、飲食業を守る支援金と宿泊業を守る支援金は早急に支援が必要なことから、 専決予算での執行を承認したところだが、そのほかの厳しい事業者を支援する必要がありま す。関連産業も打撃を受けている。全員を拾い上げられるようにしてもらいたいなどの意見 が出されました。

審査の結果、全員一致で採択とすることに決しました。

そのほか、各課から報告事項がありました。観光商工課からは、商業・子どもを守る商品 券の申請状況、取扱い状況について説明がありました。また、総合政策課からは、嬬恋に残 っている国内最古のトラクターの展示を行う企画として、嬬恋の宝発掘事業の提案がありま した。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長(松本 幸君) 要望第1号 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経営の悪化している村内事業者に対する支援の要望書について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

〇9番(伊藤洋子君) 私も産業建設常任委員会のメンバーの1人ですけれども、やっぱり村

内にいる業者の方々の実情を少し訴えさせていただいて、これを審議する委員会の中でも、 議長から当局に早めに対応することを求めておりましたけれども、やっぱり宿泊と飲食の 方々には早急に、1月19日に専決し、20日から対応したわけですけれども、それ以外の業 者の皆さんも、その影響を受けて非常に厳しい状況にありますので、当局には一日も早い対 応、そして公平・平等な対応をすることを賛成しながら、補強していただきたいという思い で討論を行います。

以上です。

○議長(松本 幸君) ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(松本 幸君) ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第1号 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経営の悪化している村内事業者に対する支援の要望書について、委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松本 幸君) 起立全員であります。

よって、本件は産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

◎一般質問

○議長(松本 幸君) 日程第3、一般質問を行います。

土屋幸雄君外4名から一般質問の通告がありましたので、順次発言を許可します。

^ + E + # +

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長(松本 幸君) 初めに、土屋幸雄君の一般質問を許可します。

土屋幸雄君。

[6番 土屋幸雄君登壇]

○6番(土屋幸雄君) 議長の許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。 最初に、子ども医療費助成の対象範囲の拡大と多子世帯の支援について質問をさせていた だきます。

子供の医療費助成金は、子育て世帯の負担を軽減するとともに、子供たちが安心して必要な医療が受けられるよう、医療保険の一部の自己負担額を県と市町村が助成される制度であります。群馬県では、平成21年10月から対象範囲を中学生まで引き上げて、医療費の負担の軽減がなされています。嬬恋村でも県と同じく、入院・通院治療共に中学卒業までが対象範囲となっております。

これらにより、県内の医療機関での受診の際には、健康保険証と子ども福祉医療受給資格 者証を提示すれば、医療費の窓口の支払いが現物給付により、全く無料であります。子育て をしている親たちに対しては最高の手助けとなっております。

ところが、県内の小児科の医療機関が嬬恋村の近くにはなくて、遠くの渋川市や前橋まで 行かなければ受診ができません。そんな中ですので、県外であります上田市や佐久市、小諸 市、御代田町、軽井沢町などの近くの県外での受診する人たちが多くいるのではないかと思 っております。

県外では、支払いは一旦、受診した機関の窓口で医療費を支払い、後で支払った領収書を 嬬恋村の住民福祉課の窓口に行って申請をすることにより、支払った医療費を支給する償還 払いとなっています。申請により支給はされますが、立替えということで家計の負担となっ ていることも予想されます。

そこで、次の項目の何点かにわたり、質問をさせていただきます。

1番目、村民にとっては、遠くの県内より、嬬恋村と隣接する近い県外である医療機関を 選び、多くの人たちが受診している現実を見ていただきまして、県外受診をしても県内受診 と同じ現物給付ができるようにしていただきたいと思います。

2番目、県内でも、入院・通院の対象年齢を18歳まで引き上げている町村が群馬県にも9 町村ありますが、嬬恋村においても対象範囲の拡大をしたらと思いますが、いかがですか。

3番目、平成28年4月より、国と全国自治体が協力し、子育で支援パスポート事業の全国 共通展開がスタートし、平成29年4月からは47都道府県相互利用が可能となりました。群 馬県においては、ぐーちょきパスポートとして、対象、利用条件は、18歳未満、妊婦のみの 利用も可能となっています。子供または妊婦1名につき1枚を配布されております。

隣県の長野県では、これによって、お子さんが3人以上の多子世帯向けに、多子世帯応援

プレミアムパスポートというのが追加されております。

嬬恋村多子世帯応援として、第2子以降の出産金の増額を考えていくことも求めます。

中之条町の一例として、第2子からは20万円、第3子30万円、第4子以降は50万円が支給されております。長野県の一例として、プレミアムパスポートについて、税込み100円以上の品物をお買上げのとき、50円引きをしているそうでございます。また、バースデーのお祝いとして、バースデーケーキをプレゼントしております。嬬恋村でもこういうことを取り入れてはいかがでしょうか。

次に、消防団の改革と団員の待遇改善対策について質問をさせていただきます。

地域と最も密接な関係を持っている消防団の皆様は、家業及び勤め先においてお仕事等を しながら、昼夜にわたり、疲れの身も顧みず、村民の命と生活を守るために日夜、人知れず 大変なご努力、ご苦労をされております。皆様方の力強い姿に心から感謝を申し上げます。 これからもよろしくお願いをいたしたいと思います。

そんな中ですが、全国的に消防団に新たに入団する人たちが少なくなり、消防団員の減少傾向が続いてきていると思います。嬬恋村においても現実的になってきていると思います。 勤め先も、前は村内が主流であり、自営業で仕事をしている方も多くあり、加入要請あれば 消防団員に入るのが当たり前でありました。また、入団したくても入れない人たちもおりま した。

現在は、自営業で働く人たちが少なくなってきたり、働く場所が少なく、村外に出て働く 人も多くなってきています。社会的生活の変化により地域のコミュニティがなくなってきて いたり、少子高齢化社会が進んでいることなどがあると思います。原因はいろいろあると思 いますが、嬬恋村においてもこの現実を見て、何らかの対策、改善策を考える時期が来たの ではないでしょうか。

そこで、次の4点について質問をさせていただきます。

1つ目として、地域防災である嬬恋消防団が、現代社会に合うよう定数などを見直したり、 効率的な運用ができるような体制に変えていくことも必要ではないかと感じております。そ して、若い世代の人たちに魅力を感じてもらえて、入団してもらえるような方法、提案、改 革を村としてはどのように考えていくのか、まず伺います。

2点目といたしまして、団員が消火活動や災害時に出動し、従事した際に支払われる出動 手当や年俸などの待遇改善をしていくことも考えていかなければならないと思います。いか がでしょうか。 3番目として、各地区の区長さんの要請により、危険箇所や災害防止対策、安全防止対策 として出動したときにも、これらは村から出費をして、分団員に手当として支給できるよう にしていくことも必要じゃないかと私は思っております。いかがでしょうか。

4番目といたしまして、各地区で、分団に対して区から補助金を出している地区もあると 思います。何十人もいる分団を運営・維持していくには、お金もある程度必要であると思い ますが、そこで嬬恋村でも、各地区の分団に、若い世代の人たちに対して、魅力的な消防活 動に対して使えるような運営補助金を出していける予算をつけていかなければならないと考 えております。いかがでしょうか。村長に質問いたします。よろしく答弁をお願いします。

O議長(松本 幸君) 土屋幸雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 土屋幸雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

その前に、区長さんの皆さん、今日は傍聴、大変ご苦労さまでございます。

大きく分けまして、2点ございました。

第1点目の質問でございますが、子ども医療費の助成の対象範囲の拡大と多子世帯、子供が多い世帯でございますが、その支援策についてのご質問でございました。お答えをさせていただきます。

1点目、福祉医療給付対象者が県外の医療機関で受診した場合も、後日申請により償還払いではなく、各医療機関の窓口で支払いをしなくてもいい現物給付ができるようにしてほしいとのご質問でございますが、土屋議員ご指摘のとおり、窓口での立替払いはないことは、受給者にとっては負担軽減につながることと思います。できれば、全国どこの医療機関等で受診した場合も現物給付で対応できたらいいと思いますが、群馬県の担当課にも確認させていただきましたが、現在の制度上では難しいのではないかと回答をいただきました。

2点目の件でございますが、福祉医療対象者を18歳年度末まで拡大してはどうかとのご質問でございますが、群馬県では、平成29年2月から福祉医療制度の在り方検討会を開催し、全国でも有数の充実した制度を将来にわたって安定的で持続可能な制度とするため、様々な角度から検討を重ねてきておるようでございます。

福祉医療制度は、各市町村により単独事業として、助成の範囲を県の制度よりも拡充している市町村があることは承知しております。しかしながら、群馬県の在り方検討会でも議論されましたとおり、限られた財源の中で、この制度が真に支援を必要としている方に必要な

支援が行き届く制度であり続けること、将来にわたりまして安定的でかつ持続可能な制度であることを考えますと、現段階で範囲を拡大することは難しいと考えます。また、今後は、 他市町村の動向を確認しながら検討する必要があると考えております。

3点目のご質問でございますが、多くの子供がおるご家庭、多子世帯対応策・応援策といたしまして、第2子以上の出産祝い金を増額してはどうかとのことでございます

現在、嬬恋村では、出産をした場合には、出産の祝い金42万円が国から届きます。第1子、第2子は5万円を支給しております。第3子については10万円、第4子以降につきましては15万円の、第5子も第6子も15万円をお祝い金として届けさせていただいております。まだ検討段階ではございますが、見直し案が具体的になりましたら、議会の皆様に説明をさせていただきたいと考えております。

また、ぐーちょきパスポートのご質問ですが、現在、県内でパスポートを利用できる店舗は5,981店、嬬恋村内では18店となっております。このサービスは全国展開されており、平成29年4月からは47都道府県で相互利用が可能となりました。

協賛店舗の特典につきましては、それぞれの店舗の負担となりますので、村が特別の特典をつけるには、仕組みづくりの検討が必要となるかと思います。また、市町村の役割としては、対象者にぐーちょきパスポートを配布すること、当該市町村内の協賛店舗等の周知に努めることとなっておりますので、今後はより一層、村内の協賛店舗の周知を行ってまいりたいと考えます。

続きまして、大きな2問目でございますが、消防団の改革と団員の待遇改善対策について のご質問でございました。

第1点目でございますが、消防団員の改革と団員の待遇改善対策についてのお答えをまず させていただきます。

1つ目の地域防災組織である嬬恋消防団が現代社会に合うように定数などの見直しを、効率的な運用ができるような体制に変えていくことも必要ではないか。また、若い世代の人たちに魅力を感じてもらえて、入団してもらえるような方法、提案、改革を村としてどのように考えていくのかというご質問でございました。

嬬恋消防団は明治28年(1895年)に設立され、126年という長い歴史がある団体でございます。嬬恋村消防団の設置等に関する条例でございますが、これは昭和53年に制定されておりますが、消防団内部組織及び所掌事務が定められています。

ご質問の定数の見直しについてでございますが、ご指摘のとおり、これから少子高齢化が

ますます進み、消防団員の減少が懸念されている状況でございます。しかし、消防団は地域 防災組織の要であり、昨今の自然災害は激甚化するばかりであります。これに対応するため には、マンパワーが必要不可欠です。

その例といたしまして、令和元年10月の台風19号において、嬬恋消防団は10月11日から27日までの17日間で、延べ628名の出動をしております。また、昭和53年12月13日、条例第30号 嬬恋村消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の第2条におきまして、定数が300人と明記されており、見直すに当たりましては、各分団や各区の皆様のご理解を得る必要がございます。

今後、嬬恋消防団と十分な協議をし、慎重に進める必要があると考えております。そして、若い世代の人たちに魅力を感じて入団してもらえる方法や改革を提案できるよう十分に調査し、嬬恋消防団と一致団結して、現在の定数を維持できるよう模索していきたいと考えております。

2つ目の団員が消火活動や災害時に出動して従事した際に支払われる出動手当や年俸など の待遇改善をしていくことを考えなければならないと思っているのかというご質問でござい ました。

嬬恋消防団の報酬及び報償費は、昭和53年12月13日の条例第30号 嬬恋村消防団員の定員、任命、給与、服務に関する条例第12条、13条に明記されております。現在の吾妻郡内の状況を踏まえますと、現状維持が適当ではないかと考えております。しかし、消防団員の皆様には、生業がある中、火災、災害、人命捜索と、ありとあらゆる場面において出動していただいておる状況を踏まえ、今後の社会動向に注視し、検討していく必要があると考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

3点目の各地区の区長さんの要請により危険箇所の災害予防対策、安全防止対策として出動したときにも、村費、村のお金を出して、分団員に手当としてしていくことも必要ではないかとのご質問でございましたが、現在、各区長さんからの要望による出動案件につきましては、出動報告書を提出していただき、出動人数の出動報酬を支出していると確認しております。各分団での認識の違いが出てしまわないよう、改めて全分団に周知し、格差が出ないようにしたいと考えております。

4点目の各地区での分団に対して、各区からの補助金を出している地区もあると思いますが、嬬恋村でも、各地区の分団が若い世代の人たちに対して、魅力的な消防活動費に対して使えるような運営費補助金を補助金として出せる予算づけを考えてもらいたいとのご質問で

ございますが、各区による各消防団への補助金の金額や方法が異なるかと思います。嬬恋消防団の現状を把握するとともに、最初の質問でもありましたが、現在の若い世代がどのようなものに魅力を感じ、充実した消防団活動がどのようなものなのかを調査いたしまして、環境整備に協力したいと考えておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(松本 幸君) 再質問以降は一問一答で行います。

七屋幸雄議員。

○6番(土屋幸雄君) 私は、医療の問題はちょっと素人ではございますが、初期的な質問を させていただきます。

公的医療保険制度では、医療機関の窓口で就学前の子供が2割、小学生からは3割の自己 負担を支払うのが仕組みだと思っております。そんな中でありますけれども、群馬県の医療 費の負担額、今助成している群馬県の補助金の分と嬬恋村が負担している補助金の分は、ど のぐらいの比率になっているのか、まず最初に伺います。

〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

- **〇住民福祉課長(熊川真津美君)** ただいまの土屋議員のご質問にお答えします。 福祉医療に係る負担金は、県が2分の1、村が2分の1となっております。
- 〇議長(松本 幸君) 土屋幸雄君。
- ○6番(土屋幸雄君) 償還給付では、医療機関で一旦支払いをして、村の窓口で領収書を出せば全額が支給されると思います。現物支給になっている場合は、嬬恋村がみんな医療機関に支払うのか、その辺のところもちょっとお聞きします。
- 〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

- ○住民福祉課長(熊川真津美君) ただいまの土屋議員のご質問で、福祉医療費の支払いについてですけれども、まず、群馬県の国保連合会のほうに医療機関から請求が上がりまして、そちらのほうから村に一旦全額請求されます、福祉医療分については。それを年度末に、実績に応じて県のほうに2分の1を請求しまして、村のほうに半分入ってくるという仕組みになっております。
- 〇議長(松本 幸君) 土屋幸雄君。

○6番(土屋幸雄君) 先ほど村長の答弁では、県外では現物給付はちょっと難しいという答弁でございました。だけれども、これも、受給証を発給しているのは、嬬恋村長名で医療給付の保険証を発行していると思うんです。嬬恋村がある程度、こういうことはやっぱり、村から県に対しても、嬬恋村の独自性を考えて、県外に、何せ4市2町1村に隣接しております。本当に群馬県の中央に行くより長野県のほうが近い、医療機関にかかるのも、やっぱりそれが当たり前というか、近くですぐ診てもらえる。そういうことがやっぱりできるような姿勢を、これからも考えていかなきゃならないと思うんですけれども、考えていくということを村長はどう思っているか、ちょっと質問させていただきます。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 今、ワクチン接種が問題になっております。嬬恋村の村民が嬬恋村内でワクチンを接種した場合は現物給付、嬬恋村の村民が前橋市で接種した場合には、群馬県国民健康保険団体連合会がそれを最終的に処理をするという状況になっています。嬬恋村の村民が長野県でワクチンを接種した場合は、国民健康保険中央会が決済をするというシステムであります。

土屋議員のおっしゃるとおりでございます。嬬恋村村民の特に西部の方々は、上田の医療センター、あるいは、産婦人科でありますと上田の角田病院、あるいは最近ですと、骨折関係とかですと上田の病院に行ったり、あるいは御代田の病院、さらには、高度医療の関係ですと、ドクターへリでは佐久厚生病院、佐久病院に、歴史的にも年配の方々が多く利用しているという状況があります。したがいまして、土屋議員のご質問のとおり、群馬県内で渋川や、あるいは前橋に行くと。日赤もあったり、群大病院もありますが、近くに行った場合の村民が非常に多いのは現実でございます。

ご指摘のとおり、現物給付的なものは、上田であろうが御代田であろうがで受けた場合に やれると、これが実現すれば、こんなすばらしいことはないと私は思っております。担当が 先ほど答弁させてもらいましたとおり、県のほうにも確認させましたが、現実にはこのシス テム、考えは嫌なほど分かりますけれども、なかなか現実的には難しいという回答でござい ます。同じく、太田市、館林市、嬬恋と同じ面積に人口が物すごく多いと。ところが、これ は、埼玉の足利のほう、あるいは熊谷ですね、隣接するそちらに行く方も非常に多いと。同 じ課題を抱えておるわけでございます。

国の政策として、広域にわたった現物給付体制ができることを私も強く望んでおります。

今後におきましては、群馬県国民健康保険団体連合会、今、理事長を仰せつかっております けれども、強く県並びに国のほうには要望してまいりたい、こう思っております。よろしく お願いします。

- 〇議長(松本 幸君) 土屋幸雄君。
- ○6番(土屋幸雄君) 嬬恋村は上田定住自立圏に加入しております。嬬恋村にないものは上田定住自立圏に求められるということがあると書かれているの、それで、上田市と契約をすれば、いろんなことが結べばできるということがあると思うんですけれども、やっぱり医療費の問題なんかも、小児医療じゃなくても、大人の福祉医療なんかも、みんな立替払いが多いと思うんだけれども、こういうことはやっぱり特例として、嬬恋村も上田の市町村と病院とか話し合って、こういう特別なことはできないんですか、本当に。何のために上田の自立圏に入っているんですか、嬬恋村は。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 現在、嬬恋村は、上田市を中心市とする、上田市の人口が15万8,000 人、それから、2番目に人口の多いところは東御市、現在人口は2万7,000人、その隣の立 科町、長和町、青木村、坂城町、そして県境を越えた嬬恋村は、上田市を中心市とする定住 自立圏に入っております。この意義は、例えば第1点、一番大きな利点は、道路のネットワ ークでございます。

平成の大合併が終わって、国のほう、総務省でございますが、定住自立圏構想をしっかりと、合併がならなかったところについては考えましょうということで、超有名なのは飯田市を中心とする長野県の11市町村でございますが、長野県は進んでおって、上田市を中心とする定住自立圏ということであります。

そのメリットは、今言いました一番大きなメリットは、上信自動車道でございます。その他、有害鳥獣対策、あるいは保育の関係ですと、こちらに住んでいて、長野県上田市の保育所に行くというようなところは利活用させてもらって、非常にメリットがあると思っています。それから、旧真田町の温泉センターの温泉施設がありますが、西部の方は結構行っておりまして、定住自立圏によって、そういう政策も推進されておるということでございます。

今、土屋議員のおっしゃるとおり、医療について、国立病院でありました上田病院が現在、 上田医療センターになりました。そのすぐ裏には、あれだけ巨大な金をかけて産婦人科もで きました。ぜひとも、そういうところと嬬恋村は、現物給付ができる体制ができれば非常に いいと思っております。この件も、定住自立圏の中で以前も話したことがございますが、現 実は冒頭申しましたように、なかなか難しいという現実でございます。

引き続き、制度改正ができるものかどうなのか、群馬県の健康福祉部、あるいは厚生労働 省、こういうところには、意義はよく分かっておりますので、しっかりとお願いをしてまい りたい、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(松本 幸君) 土屋幸雄君。
- ○6番(土屋幸雄君) 子ども医療について、もう一点質問させていただきます。

18歳まで拡大をするというのも、さっきの答弁では難しいということでございます。だけれども、9町村も、市町村というか、町村だけであれなんですけれども、現実にしているところがあるんです。嬬恋村だって、こういうことができないことはないと思いますね。ここに、榛東村と上野村は18歳までも現物給付となっています。こういうことができるんであれば、こういう特例があるんじゃないの、だから、こういうのは。する気があれば、こういうことだってできると思います。ほかの町村は、償還払いで18歳までをしております。

こういうことはやっぱり真剣に、どんどん、今、健康保険は、群馬県の健康保険連合会はしているんだと思うんだけれども、嬬恋村は2年か3年前に県に移管されたんだと思うんですけれども、その前には現物というか、いろんな医療費を嬬恋村が補助、嬬恋村というか自治体が補助していると、昔、ペナルティーというのが保険医療であったと思う。それが2018年に解消されました。小児医療、小児というか、就学前の子供たちに対しては対象外となっていると思うんですけれども、その辺を考慮すれば、また、就学前の子供たちが上田の医者にかかるとか、そういうことだって特別なこととして、できないことはないと私は考えているんですけれども、その辺のところも、これから村長はよく、いろんなことを詰めていただいて、嬬恋村の村民にとっては、やっぱりこういうことが一番、本当に嬬恋村のためになる、親御さんの助けにもなる。本当に、すぐ診てもらえると、上田の宮坂さんとかそういうところへ飛んでいくわけなんですけれども、そういうところへするのが、本当に嬬恋の行政のしていくことじゃないかと私は思っております。

その辺のところはどうですかね、村長。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 嬬恋村は、昨年1年間でお亡くなりになった方が141名、そして、お生まれになった方が40名だったかな、だと思います、三十何名かな、でございます。そうい

うことで、超少子高齢化に現実はなってきておるところでございます。

それに伴いまして、我が村では、子供の医療者は無料化、群馬県内でもトップランナーで無料にしました。ただし、今、土屋議員のおっしゃるとおり、中学生まででございました。その後、医療費につきましては、ほかの町村もだんだん増えてきまして、今、上野村、榛東村の話が出ましたが、18歳ということで、医療費が18歳無料化の自治体が9町村あるというのは現実だと思っております。

今後におきましても、他の動向を見ながら、今、土屋議員の言うとおり、嬬恋村はトップランナーで医療費を無料化にしたと。それから、憲法26条に、義務教育はこれを無償とするという宣言規定がございますが、それに応じて交通費も無料化しました。子育てのために医療費の無料化と、交通費の無料化と、それから義務教育の無料化を図ってまいりました。

今、義務教育は無料化ということでございますが、嬬恋村内で小学生、中学生、義務教育の無料化、義務教育でございますので、その範囲においては、運動着だけはご負担させてもらっていますが、特に重要な医療費の問題、土屋議員が今ご指摘のところについて、トップランナーで走ってきたんですけれども、今後も他の町村の動向も確認しながら、できるならば考えたいと、前向きに考えたいと、こう思っております。制度設計が必要だということもありますので、ここで私がやりますということをちょっと宣言できませんが、前向きに検討したいと、こう思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

その他、詳細部分を担当課長から説明させます。

〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長(熊川真津美君) 先ほど、県のほうに確認をさせていただいてということでしたけれども、県の担当者の方に確認しましたところ、この制度自体、医療機関がレセプトというものを、請求を支払元のほうに出すんですけれども、群馬県の福祉医療制度と、県内でも若干皆、多少ずつ違うというところ、長野県の福祉医療制度も違うということでありまして、大変この福祉医療制度、複雑になっているということでした。

医療機関がレセプトの請求をするときに、今入っているコンピューターを改修しなければいけないでありますとか、医療機関のほうに大変負担がかかってくるという心配もあるということですので、行政だけではできるものではないという判断のようです。これは、医師会のほうと相談させていただいて、そういった手続ができるのかどうかということも大前提になってくるのかなというふうにおっしゃっておりましたので、できれば事務の担当者として

- も、現物給付をしていただければ助かるとは思うんですけれども、現状ではそういったことと、全国的なこの制度の統一されたものでないということから、なかなか難しいというようなお話でしたので、ご理解いただければありがたいと思います。
- 〇議長(松本 幸君) 土屋幸雄君。
- ○6番(土屋幸雄君) 県とかいろいろ調整してもらって、これからは医療費がそういうことができるように、ぜひとも村の努力はこれから惜しまないでやっていただいて、それで実現できるようにしてもらいたいと思います。
- 〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 医療費の問題は西高東低であります。お医者さんの数、あるいは、長野県のほうは長寿命で日本一とかいろいろありまして、医療費が都道府県によって違います。負担額も違います。今担当が言いましたように、医療機関にかかりますと、お医者さんがレセプトを書く、これは幾らですよということを書くわけですが、それが群馬県では399万円、約400万円、年間に支払い関係が来ます。これは、普通の個人の病院であろうが、国保診療所であろうが、西吾妻福祉病院であろうが、群馬県内で医療機関にかかった場合は、歯医者さんも含めて、あるいは整骨師も含めて、全てのものがレセプトになってくるわけでございます。これは、でかい病院であろうが、小さい病院であろうが、個人病院であろうが、全てそういう形になっております。そうしまして、都道府県でシステムが違うという欠点がございます。

いつも何かのときにお答えさせてもらっていますけれども、全国のそれを統一化しようという動きがございます。それから、今、病院にかかるのも、国民健康保険だけではございません。協会けんぽで医療費を払う方もいらっしゃいます。それから、75歳以上になりますと、皆さんご存じのように後期高齢者で、その証書を持って医療機関にかかるわけでございます。公務員の皆さんは公務員共済のカードを持って医療機関にかかると、こういうことでございます。それらの全てを、国民健康保険団体連合会もありますけれども、協会けんぽもあるわけでございます。したがいまして、そういうものを統一化しようということは、令和6年度までに、今、全国的には行われておるということでございます。

医療費の格差は全然違います。西高東低と言われております。高い県もあれば安い県もあると、こういうこともありますので、ただ、土屋幸雄議員の言う意味はよく分かります。嬬恋で長野県側の病院にかかっている方は非常に多いわけでございますので、この辺の政策課

題につきましては、しっかりと県・国、あるいは長野県ともしっかり連携しながら取り組むべき政策課題だと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(松本 幸君) 土屋幸雄君。
- ○6番(土屋幸雄君) それでは、時間が少なくなってきたので、次の質問にさせていただきます。

消防団のあれなんですけれども、定数は現在300名で、実数は今251名ということでございます。この定数を300名に、これからは満たせる見込みがずっとあるのかどうか、それをまず伺います。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 嬬恋村の消防団員の定数は条例で、先ほど申しましたとおり決まっております。嬬恋村議会で、議会の議決を経て、300人という定数に現在なっております。ただし、土屋幸雄議員のおっしゃるとおりでございます。

例えば、大きな集落といっては何なんですが、人口の多い鎌原が33名、田代分団が33名、 ところが、昔は今井分団も人口が多かったんですね。それで、嬬恋村が今33名になっている と思います。それで、嬬恋の中で、今井地区で33名集めるということは大変なことなんです ね。

それから、小学校統合の話もちょっと関連、直接関係はございませんけれども、嬬恋村内の人口は、お亡くなりになった方、生まれた方、先ほどちょっと言いましたが、高齢化と同時に、西部のほうは出産者が多い、子供が多い。東部のほうが子供が少ない。だから、東部小学校は、これからは2クラスはできない状況が続いてきております。そういう意味で、昔できた条例で定数というのを割り振ってはおりますけれども、まあまあ何とか分団長が苦労して、区長さんのご指導いただきながら、定数の33を維持できるところもありますが、できないところもあると。

それから、皆さんご存じのとおり、嬬恋消防団、長い長い歴史があるんですけれども、本当に門貝地区の分団と西窪地区の分団が統合されました。このときも、今、土屋議員の言うとおり、本当に歴史と伝統あるんだから、分団を解消するのはやめてくれということで、特に門貝地区の方も、人口は昔多かったんですね。それで、分団もしっかりしておったんですね。そういう意味で、定数の問題については、以前から非常に大きな問題があったということでございます。

それと、例えば、年末に激励に各分団を、歳末のときに行きますけれども、例えばですけれども、門貝分団に最後に行くと、OBの方々が、分団員が4名のところにOBの方々が15名ぐらい出て、あれするんですよね。応援団ということでOBが来て、何とか継続してくれということでございました。

でも、みんなで各分団、消防団が会議をして……

[「時間がなくなっちゃう」と呼ぶ者あり]

〇村長(熊川 栄君) 短くしろということでございますが、そういうことで、以前からも課題であり、今後も課題だと思っております。

それには、条例改正が必要でございますので、各分団、各区長さん、あるいは消防本部の メンバーとよく協議を、今もしておりますが、今後の政策課題の一つであるということは間 違いございませんので、検討してまいりたいと思っています。

- 〇議長(松本 幸君) 土屋幸雄君。
- ○6番(土屋幸雄君) 分団の定数に対してなんですけれども、上毛新聞、令和3年1月6日 の新聞に、玉村町が消防分団を10から5にして、それで団員数も減らす。それで、減った分 を機能別団員を求めるという新聞が出ておりました。

嬬恋村も定数が変えられないなら、こういうことも、実質250にして、あと50は機能別団員を求める。消防を引退した人たちが村には残っていると。そういう人たちに、各区に何人か配置してもらえば、火災があったときでも何でも、そういうときは、みんな知っているわけだから、いろんな対応ができると思う。こういうことも、やっぱり、いろんなことで考えていかなきゃならない問題に直面しているんじゃないかと。だから、玉村町はこういうことを始めたんだと思います。

それとあと、嬬恋村は今、消防団の入り手がいない。女性の団員もやっぱり取り込むということが書いてあります。魅力ある消防団にするには、女子の団員を増やしてもらえば、また魅力があって、違う分野で広報してもらうとか、そういう機能を女性たちにしてもらえば、いろいろあるかと思うんだけれども、そういうこともこれからは考えていかなきゃならないと思うんだけれども、村長はどう考えているのか、ちょっと。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 群馬県の消防防災課は、私にぜひとも300人の定数を守ってもらいたいという強い要請がありました。というのは、浅間山があり、白根山があり、活火山がある

ので、何としても、県としても応援できることはしますからという要請がございました。各 分団の分団長とも、その件は協議を何回も何回もしてきております。

その中で、嬬恋村の特色は、婦人消防隊、昭和39年に設立されて、婦人消防隊の人数が群 馬県一であるという状況です。それから、地区によっては子供消防隊というのもあります。 消防団の皆さんの幹部と、子供消防隊どうなんだという意見もやったことがありますが、な かなか現実には難しい。

それから、企業に勤めている、あるいは農協に勤めておる、あるいは役場に勤めておる、 こういう方も、分団を集めるときについては、ぜひともご協力をいただきたいという要請を して、必要な人数なのでということでお願いもして、分団員の確保、消防団員の確保に現在 も努めてきておるところでございます。

そういう意味で、県のほうの要請、あるいは婦人消防隊があるということも踏まえて、やっぱり各消防団の本部役員も、真剣にそれは考えておるところでございます。今後もあるべき姿を追求して、機動力のある、規律のある、また各地域を守る分団の分団員の確保にはしっかり努めてまいりたい。

ただ、300人というのが本当に大変だという地区がありますので、これについては、我々が決めるんじゃない、消防本部、本部役員も含めて決めることでございますので、よく協議をしてまいりたいと、こう思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(松本 幸君) 土屋幸雄君。
- ○6番(土屋幸雄君) 総務課長に伺います。

今、分団員で、出動手当は1回につき1,700円が出されていると思うんですけれども、これは分団員に直接支払われているのか、分団に支払うのか。その辺のところ、ちょっとお願いします。

〇議長(松本 幸君) 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

〇総務課長(黒岩崇明君) 土屋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

嬬恋村消防団の報酬及び報償費の支給に関する規則というのがございます。それによりますと、第3条では、「報酬は当該分団長を経て、当該報酬の受給者にそれぞれ支給する」となっておりますので、村からは分団長一括でお支払いをさせていただいて、各分団から団員のほうへ払うような仕組みになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(松本 幸君) 土屋幸雄君。

○6番(土屋幸雄君) これからは、やっぱり入り手が少ないというのは、こういう個人のお金は個人の正当なあれだと思うんですけれども、やっぱり個人に渡るようにこれからもしていかなければ、今の若い人には分からないと思う、分団によって、今、1,700円が分団の運営費になっているところがうんとあると思うんだよ。こんな不透明なことをしているから団員が集まらない。やっぱり明確な、いろんなことをちゃんと決め直していかなければならない時期に来ているんじゃないかと私は思っております。

それで、あと、上毛、2月10日に「消防団員出動手当を7,000円」にというのが出ておりました。「総務省消防庁は9日、消防団員が消火活動や災害救助に従事した際に支払われる出動手当について、1回当たり7,000円程度とすると有識者会議で示された」ということで、3月中には結論を出したいということです。こういうことができれば、嬬恋村もこういうことは、7,000円にしていける、条例を変えなくちゃ駄目なんだけれども、そういうことをしていく姿勢はあるのですか、どうか、お聞きします。これは村長ですか、総務課長。

〇議長(松本 幸君) どちらですか。

総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

- ○総務課長(黒岩崇明君) 今、7,000円というような、すごい金額を聞いて、ちょっとびっくりしておるところですけれども、今後、その辺も含めて、各分団ですとか、そういったところと協議をしながら、最終的には消防団で決めていただくような話になろうかと思いますけれども、そういったことで対応させていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
- 〇議長(松本 幸君) 土屋幸雄君。
- ○6番(土屋幸雄君) あと1点だけにしますが、時間がないんで。

分団に補助金を出すというのは、先ほど村長が言ったんだけれども、検討すると言ったのか、ちょっと聞き漏らしたんだけれども、よく分からなかったんだけれども、このことが一番、分団をしていくには、こういうことを改善して、分団に村が補助金を出せば、年俸とかそういう出動手当を没収なんていうことはないと思うんだけれども、こういうこともやっぱり変えていかなければ、今の現実に合わないと思うんだけれども、その辺の考えはどうですか。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

- ○村長(熊川 栄君) 先ほどの答弁でございますが、各消防団への補助金の金額や方法が現在、これは区が持っている場合ですね、区が出している……
- ○6番(土屋幸雄君) だから、区じゃなくて……
- 〇村長(熊川 栄君) 村のほうですね。

村のほうは、消防の関係は、村が、我々が決めるんじゃないんですね。一緒に決めるものなんですね。嬬恋消防団の本部役員と、あるいは各分団の意見を聞いて、私が決めて、おい、こうだよというわけにいかん、したがいまして、いつも協議はさせてもらっています。本部と分団長会議というのを定期的にやっていますので、そこでも担当レベルでは当然議論されておると思っております。実態をもう少し私も確認して、ちょっと確認できない部分もありますので、しっかり確認して、必要性があるんであれば考えてみたいと思っております。

ちょうど今日、区長さんも来ていますが、今、自主防災組織を群馬県中、全部つくれということでつくりました。それと、消防の関係も当然、区とも連携してやらなくちゃならん活動でございますので、多くの方の意見を聞きながら、関係者の意見を聞きながら、あるべき姿を追求してまいりたい。どうしても必要なら、必要なお金は公平・平等に、補助金も含めて検討を加えていく必要があると思っております。そういうことでご理解いただきたいと思います。

- 〇議長(松本 幸君) 土屋幸雄君。
- ○6番(土屋幸雄君) 消防団の最高執行官は村長が握っていると思うんです。やっぱりいろんなことが、やっぱりそういうところに指示を出して、いろんなところで協議して、これからは、駄目なところはいろいろ変えていくという姿勢が必要じゃないかと私は思うんだけれども。
- 〇村長(熊川 栄君) 協議しているよね……
- ○6番(土屋幸雄君) 協議しているじゃなくて、そんなことじゃなく、ただ私は皆さんと意見をして、そういうふうにして……
- 〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 土屋議員のおっしゃるとおりで、今日区長さんもいますし、自主防災 組織もできました。そして、本部役員及び各分団会議というのを定期的にやっていまして、 今、土屋議員の言った案件もテーマに上っておると私も伺っております。したがいまして、 本当に必要なものについては、必要なものは考える必要があると、こういうふうに思ってお ります。

さっき言った、いろんな点を適宜、今質問のあったことについては全てが課題であると思って、私もおりますので、課題であると思っていますので、今の補助金の関係も含めて、協議をしっかりしてまいりたいと、こう思っております。よろしくお願いします。

- 〇議長(松本 幸君) 土屋幸雄君。
- ○6番(土屋幸雄君) 今、いろいろ答弁がございましたけれども、いずれにしろ、消防団員が何かいろいろ入りやすい、嬬恋消防団に入って活躍してみたいと、そういう雰囲気づくりは村がちゃんとして、消防団もそうなんだけれども、示していかなければ、改革も必要だと思うんだ。そういうことをしてもらうことを望みまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- ○議長(松本 幸君) 以上で、土屋幸雄君の一般質問を終わります。

◇ 佐藤鈴江君

○議長(松本 幸君) 続いて、佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

[5番 佐藤鈴江君登壇]

○5番(佐藤鈴江君) 議長の許可を得ましたので、大きく2点にわたり、一般質問をさせていただきます。

最初に、感染症対策についてです。

全国的に新型コロナウイルス感染拡大のスピードがなかなか収まらない状況の中、大変な 危機感を持って医療体制や様々な対策にご尽力をいただいている職員の皆様に最大の敬意と 感謝を申し上げたいと思います。

今、最も求められるものは、ワクチンの安定的な供給と治療薬の開発であります。予防接 種政策は、つらい人を助けるではなく、つらい人を出さない政策だと思います。

ワクチン接種は、免疫をつけるためでありますが、完全に発症しないものではありません。 日頃の感染予防は必須だと思います。特に高齢者の発症は重症化を防ぎ、結果として医療費 抑制にもつながるものです。

現在、任意のワクチン接種では、一部公費負担の助成は、インフルエンザワクチン、肺炎

球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンがあると思います。コロナと同時流行を防ぎ、重症化リスク軽減のため、昨年は、定期接種でないインフルエンザワクチン接種が、65歳以上が無料で受けることができました。肺炎球菌ワクチンも、肺炎にかかりやすい65歳から5歳刻みで、村からの通知を受けた方が公費負担が受けられます。接種状況はどうなっているでしょうか。 5年に1回の定期接種を促した肺炎球菌ワクチンの方に対しては、どのような対策を取っていますか。

コロナワクチン接種では、初めてのワクチン接種で、不安を解消のため、村としての安全 性や周知の方法はいかがでしょうか。

大人の予防接種として、帯状ほうしんワクチンの一般公費負担をお願いしたいと思います。 帯状ほうしんは、50歳以上の発症が65.7%を占めており、80歳以上で3人に1人がかかる と言われています。水ぼうそうは、平成26年から1歳から3歳まで定期接種となり、発症す る子供は減少しています。高齢になり免疫力が落ちると発症の可能性が高く、症状も強い痛 みが帯状に広がり、焼けるような痛みがあり、腫れが引けた後も痛みが残り、その後も長期 にわたり、苦しみ悩んでいる方が村内にもおります。帯状ほうしんは保健所への報告義務は ありませんが、罹患者はどのくらいおるか、教えていただきたいと思います。

かつては生ワクチンしかなく、免疫の持病がある人は接種できない方も、現在、不活性ワクチン、生ワクチンなど2種類のワクチンがあり、任意接種は1万円程度かかるようです。 村としても、全額助成は厳しいとしても、一部でも公費助成で、一人でも多くのつらい人を出さない政策をお願いしたいと思いますが、村長の見解を伺います。

続きまして、子育て支援についてお伺いしたいと思います。

コロナ禍における教育環境も大きく変化し、GIGAスクールの取組についても何回か質問をさせていただきました。現在は、インターネットをはじめとするネットワークが社会を支える重要なインフラとなり、多くの仕事がネットワークを中心とするものへと移り変わっているように思います。そんな中にあって、子供たちは正しく読み書きし、自学自習できる力を養っていくことが今後ますます重要になってきます。

2021年度群馬県予算では、ニューノーマル GUNMA CLASS PJ (グンマ・クラス・プロジェクト)として予算化され、小学校1・2年生は30人以下、小学校3年生から中学生までは35人以下とされているところです。このコロナ禍で分散登校などから、教師も生徒も少人数学級のよいところを認識できたとの声があります。また、全員協議会でも話題になりましたが、幼稚園、保育所、小学校においても、3密を避け、少人数学級の要望が

多く保護者からも寄せられています。今後の村の取組と村の課題を伺いたいと思います。

公共施設再編計画も、この議会で示されました。2023、2024で嬬恋会館の建て替えの計画が示され、今後、図書館等も課題に上がってくると思いますが、近年、活字離れが指摘される中、子供たち及び村民も読書に親しんでもらえるような図書館運営が望まれるところであります。

数学者である新井紀子さんは、AI時代、デジタルトランスフォーメーション時代にあっての問題点を指摘されております。書物の中に、「AIvs. 教科書が読めない子どもたち」との書籍がありますが、日本の中高生の多くが中学校の教科書の文章を正確に理解できないという調査結果があります。このことからも、幼少期、小学校低学年はもちろんですが、学習する楽しさや本に親しむ楽しさの中から創造力を養う取組が必要だと思います。その意味から、現状に合ったクラス編制と読書通帳の作成を提案させていただきたいと思います。見解をお伺いしたいと思います。

以上2点にわたって、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(松本 幸君) 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 佐藤鈴江議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして2点の質問でございました。

第1点目は、感染症対策についてでございます。まず、感染症対策についての件でお答え をさせていただきたいと思います。

その中で、まず1点目でございました肺炎球菌ワクチンの接種状況ですが、この制度は26年度から始まりました。平成26年度から平成30年度までの5年間の平均接種率は38.6%となっております。

2点目、5年に一度の定期接種を逃した方への対策はどのようになっているかでございますが、村の補助要綱では、定期接種以外の方が接種した場合も、生涯に1回だけは補助対象とできるようになっております。周知の点で不足している感がありますので、今後、広報等で周知させていただく予定です。

3点目でございますが、コロナウイルスワクチン接種に対する不安解消対策、安全性の周 知方法でございますが、ワクチンに対する安全性や効果など、接種を希望される方への情報 提供や説明は、国の情報を基に丁寧に行っていく所存でございます。新型コロナウイルスワ クチン接種情報を作成し、その時点での村の進捗状況や、国が示す安全性、ワクチンに対する情報などを掲載し、各地区に回覧等をお願いするとともに、村のホームページでお知らせしようと考えております。また、必要に応じて周知方法の検討を行い、住民の皆さんが安心してワクチン接種ができる体制を整えていきたいと考えております。

4点目、帯状ほうしんワクチンの一部公費負担についてのご質問でございますが、まず罹患率でございますが、議員のご指摘のとおり、保健所への報告義務がないため、正確な罹患者数は分かりませんでした。しかし、発症者の傾向として、80歳までに3人に1人が発症するというケースもあるとのことでございます。特に50歳を過ぎてから発症する傾向もあるようでございます。

帯状ほうしんを発症すると、ぴりぴりとした痛みが現れ、場合によっては視力の低下、顔面神経痛など、重い後遺症が残ることがあると報告されております。また、帯状ほうしんが治った後も、長期に痛みが残る場合もあるそうでございます。このようなことから、接種費用の補助を行っている自治体もあるようでございます。

現在、2種類のワクチンがあり、接種費用、接種回数、予防効果、持続期間など、それぞれに長所・短所があると言われております。議員のおっしゃるとおり、つらい人を出さない政策の一つとして、今後、さらにしっかりと学び、検討を加えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

第2点目でございますが、大きく分けて2点目の件、子育て支援についてのご質問にお答 えをさせていただきます。

ニューノーマルの下における少人数学級……失礼、この件につきましては、教育長のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

〇議長(松本 幸君) 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長(地田功一君) 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

ニューノーマル下における少人数学級についての今後の課題について及び読書通帳の提案 についてお答えいたします。

まず、少人数学級編制についてですが、群馬県はこれまで、県独自の少人数クラスプロジェクトとして、さくらプラン、わかばプランを推進してきました。これは、小学校1・2年生を30人編制学級、小学校3・4年生及び中学1年生を35人学級編制とするものであります。そして、来年度からは、このプランを見直し、国の学級編制基準に先駆けて、ニューノ

ーマル GUNMA CLASS PJ (グンマ・クラス・プロジェクト) として、公立の 小・中学校全学年において35人学級編制、ただし、小学校1・2年生についてはこれまでの 30人学級を維持しますを実施することになりました。

この目的は、主にコロナ禍における教育環境への対応とGIGAスクール構想におけるICTを活用した新しい学びを実現するためのものです。このことにより、学校現場においては、より3密を避ける環境ができること、併せて個別指導がしやすくなること、また、学級全員の答案や理解度を示す情報をリアルタイムに教員が把握できることなど、一層のきめ細やかな指導が実現することになり、よりよい学習環境が整備されることになります。

しかしながら、学習や指導を進めるに当たっては、学級編制の人数はもちろんですが、特別な支援の必要な児童・生徒への対応や学習内容、学習形態、学習方法等に応じた指導体制が重要であり、必要です。

よって、県に対しましては、これまで同様、学校や学年の特性・特殊性等に応じた県費に よる特配、いわゆる加配でありますが、その加配の積極的な要望、配置に努力するとともに、 本村においては、これまで同様、必要に応じてマイタウンティーチャーや学習支援員、スク ールサポートスタッフ等の適切な配置を推進していきたいと思います。

課題としては、教員免許状や専門性、指導経験、経歴等の有無など、配置に適した人材確保が難しいところです。特に教員免許状更新制度により、退職後や一時的離職後における教員免許状の失効も少なくなく、学習・指導に係る村費職員の人材確保については、今後一層厳しくなることが予想されます。

次に、図書館運営に係る読書通帳についてお答えいたします。

初めに、学校図書館の利用に関する村内児童・生徒の状況について、学校や学年差はありますが、小学生1人当たりでは年間約15冊程度、中学生においては僅か2冊程度となっています。そして、進んで読書に取り組む児童・生徒、そうでない児童・生徒の二極化はもとより、読書量における個人差が大変顕著に見られます。このことから、本村における読書活動の推進は重要課題の一つと考えます。

さて、議員のご指摘のとおり、近年、中・高生、それどころか大学においても、文章が正確に理解できないとの話題を耳にします。大きな問題であると考えます。読書は語彙を増やし、読書力を向上させ、創造力を高めます。あわせて、心の教育にも重要とされています。特に幼少期からの継続的な読書は、教育をはじめ、青少年の健全育成に大変大きな役割を果たします。

ご質問の読書通帳についてですが、これは個人の図書館における貸出履歴を記録したものであり、読書への意識や意欲の向上、読書活動の自己管理等、有効と考えられます。この読書通帳については、学校によって、図書カードや貸出しカード、読書シート・ファイル、貸出し一覧等、名称やスタイルは違いますが、現在、それぞれの学校で作成し、活用がされているところであります。

今後は読書推進の一対策として、目的や役割に応じての機能化を図ったり、読書カード等の改善・充実等、有効活用を促していければというふうに考えています。よろしくお願いいたします。

〇議長(松本 幸君) 再質問以降は一問一答で行います。

佐藤鈴江さん。

○5番(佐藤鈴江君) 着座のまま失礼します。

それでは、コロナワクチン感染症対策について、まずはお聞きしたいと思います。

嬬恋村では集団接種という説明が、今朝ほどもありましたけれども、例えば持病をお持ち の方とか障害者の方等について、個別接種はお考えなのかどうか、お聞きしたいと思います。

〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長(熊川真津美君) 佐藤議員のご質問にお答えします。

障害を持たれた方でありますとかという方の個別接種ですけれども、現在のところでは、 村内の医療機関では、個別接種はちょっと難しいのではないかというふうに言われておりま す。かかりつけ医の先生が個別接種を対応できるということであれば、そちらのほうで接種 していただくということも可能かと思います。

ただし、村で、そこの病院をここだということは、まだ医師会のほうからも連絡がありませんので、できませんので、そういうことをお望みの方には周知をしていきたいと考えております。

- 〇議長(松本 幸君) 佐藤鈴江さん。
- ○5番(佐藤鈴江君) コロナワクチンに関しては、村内接種が基本だとは思いますが、例えばこの吾妻地域では、嬬恋村は西吾妻福祉病院を控えて、広域的に取組をしているわけですが、そういった個人的な方が広域的な病院で接種することが可能かどうかということをお聞きしたいと思います。
- 〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

- ○住民福祉課長(熊川真津美君) ただいま、西吾妻福祉病院での接種は可能かということかと思いますけれども、現在、草津町、長野原町、中之条町六合地区と嬬恋と西吾妻福祉病院で検討を進めておりまして、集団接種のほうにも、先生、お手伝いに来てくださるということも可能であるというようなお話も伺っていますし、まだこれ決定ではありませんけれども、やはり地域の中核病院ですので、個別接種もありかなというようなお話は伺っていますが、まだこれは確定ではありません。でも、西吾妻福祉病院でも接種ができる体制には、西吾妻地域で検討しております。
- 〇議長(松本 幸君) 佐藤鈴江さん。
- ○5番(佐藤鈴江君) そういったコロナワクチンの接種体制についても、やはり村民に対する周知という点についても、そういった細かなことにわたっての周知が必要だというふうに思います。

やはりコロナワクチンにおいて、高齢者が感染した場合、重篤化する危険性が大きいわけであります。その後の生活において、大きく生活の質が低下する危険性もあります。高齢者の感染予防、また高齢化社会において、予防接種が、集団接種会場までの移動手段、そういったことについても配慮していかなければならないと思いますが、その点について、村のお考えをお聞きしたいと思います。

〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長(熊川真津美君) 高齢者の移動手段につきしては、今朝方の区長会のほうでもご質問がありました。田代地区とか大人数のところは、地区の公民館でということも考えておりますが、やはり東部地区につきましては、それが若干かないませんので、今、移動手段については検討して、足がない方については、村のほうで対応できるように考えているところです。

以上です。

- 〇議長(松本 幸君) 佐藤鈴江さん。
- ○5番(佐藤鈴江君) 現在、幼児期の予防接種は、子供の成長に合わせ、保護者が個別接種 しているか集団接種をしていると思いますが、自身の判断による成人や高齢者がワクチンの 重要性の意識が低いのが現状だと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症への恐怖からワクチンへの関心が高まる中、共に新型コ

ロナウイルス感染症ワクチンの開発が現在進んで、供給も始まっているところであります。 新型コロナウイルス感染症ワクチン以外で、今現在、高齢者への予防接種は何があるのか、 その公費負担は幾らになっているのか、お聞きしたいと思います。

〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

[住民福祉課長 熊川真津美君登壇]

○住民福祉課長(熊川真津美君) 大変申し訳ありません、高齢者に対してのワクチン接種ですけれども、私の、すみません、全部を把握しているわけではないんですけれども、まずインフルエンザのワクチン接種、これにつきましては、先ほど議員からもお話がありましたように、令和2年度につましては、群馬県が負担をしてくれたということで無料です。通常ですと、1,000円負担で例年は行っております。

また、高齢者の肺炎球菌のワクチンもしているところですけれども、これにつきましては、 先ほど村長の答弁にもありましたが、国が指定する5歳刻みの年齢以外の方も接種を受けた 場合につきましては、生涯に一度補助金を出せるということで、自己負担は3,000円になっ ております。

すみません、その2つぐらいしか、私の中で今ちょっと分からないんですけれども、大変申し訳ありません。

- 〇議長(松本 幸君) 佐藤鈴江さん。
- ○5番(佐藤鈴江君) あと、大人の予防接種ワクチンとして、子宮頸がんワクチンがあると思います。これについては、ニュース等で話題になったところでありますが、副作用があったということで、大きく予防接種が減少している傾向にはあると思いますが、確かに子宮頸がんの予防に対しては、子宮頸がんワクチンは有効性があるということも産婦人科の先生もおっしゃっておりますので、その点について、嬬恋村としては今後どのように対応していくのか、お聞きしたいと思います。
- 〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長(熊川真津美君) 議員ご指摘のとおり、子宮頸がんワクチンにつきましては、 やはり副反応が大々的に報道されたところから、なかなか村としても積極的に周知はしてい ないところですけれども、今後、内容といいましょうか、確認しながら、また近隣町村、そ ういったことも含めて、有効性のことも含めて、周知することも考えていきたいと思います が、リスクがあるということなので、なかなか積極的には出られないところかなと考えてお ります。

- 〇議長(松本 幸君) 佐藤鈴江さん。
- **○5番(佐藤鈴江君)** それでは、続いて、任意接種ではありますが、帯状ほうしんワクチン についてお聞きします。

我々の世代から高齢者のほとんどが、子供の頃に水ぼうそうを発症しています。1987年からは幼児への水ぼうそう予防ワクチン接種が可能になり、2014年からは水ぼうそう予防ワクチン接種が定期化されています。子供が水ぼうそうを発症することが減り、そのために、子育て世代の親が水ぼうそうウイルスに暴露されることが少なくなってきました。免疫を持っている大人が少なくなってきていることから、子育て世代及び高齢者において、帯状ほうしんが増加傾向にあることが報告をされているところであります。

一般的に、加齢に伴い免疫が低下することで、帯状ほうしんを発症する人の数が増えている現状はありますが、嬬恋村として、どのくらいの罹患率があるのか把握をしていらっしゃれば、お聞きしたいと思います。私の把握しているところですと、20年1月1日現在で、約100人程度の罹患者がいるんではないかというのをちょっとお聞きしたことがあるんですが、どのように把握しているか、お聞きしたいと思います。

〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

[住民福祉課長 熊川真津美君登壇]

- **〇住民福祉課長(熊川真津美君)** 大変申し訳ありません、ちょっとその数字については調べることが、こちらのほうでできませんでしたので、今、佐藤議員がおっしゃられた100名というものを基準に、今後考えていけたらと思います。
- 〇議長(松本 幸君) 佐藤鈴江さん。
- ○5番(佐藤鈴江君) もし帯状ほうしんに罹患した場合については、医療費に当たっても、 その後の医療費に当たっても、痛みが収まらないということで、帯状ほうしんは治ったんだ けれども、ずっと痛みがあるという、そういう人たちの現状が、嬬恋村でもいらっしゃるこ とも私も把握をしております。

その中で、やはり医療費としては、年間約20万円程度、1人当たりかかるんではないかと言われています。そういったことからも、しっかりと帯状ほうしんの必要性と、またワクチンがあるんだということを村民の皆さんにも知っていただく機会をつくっていくということが今後大事になってくると思いますので、その辺の啓発についても、よろしくお願いをしたいと思います。

帯状ほうしんの原因は、子供の頃に感染した水ぼうそうのウイルスです。このウイルスは、水ぼうそうが治った後も体内の神経の中に潜み、加齢や病気等で免疫が低下すると再活性化して、帯状ほうしんとして発症するそうです。50代以上の方、ほぼ100%の人が水ぼうそうを経験し、このウイルスが体内に潜伏している。そのため、ほとんどの成人や高齢者が帯状ほうしんの発症のリスクを抱えているということであります。

今後、やはり村としても、多分1回の接種で1万800円ぐらいかかって、ワクチンによっては2回接種が必要だということで、2万円以上のお金が個人負担であると、かかってしまうということであります。その点について、一部負担でも公費負担で願って、やはりそうやって苦しんでいる人たちをなくすということが必要ではないかというふうに思いますが、ここは政策として、村長の見解をお伺いしたいと思います。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 我々の世代といいますか、今日ここにいる方は、ほとんど水ぼうそうにかかったと思っています。佐藤議員の今のお話ですと、1回は収まっているけれども、免疫力、体力、抗体力が落ちれば、また再度出てくる可能性があるというお話でございました。詳しいことは私、分かりませんけれども、それに対してワクチンがあるということであるなら、もう少し実態調査を担当に指示をしまして、必要ならば、1万800円と申しましたが、それも含めて、2回で2万1,600円ですか、あと人数等も、もう少し調査をしっかりさせてもらって、もし必要なら考えてもいいことだと思っております。村民の健康のことでございますので、まず調査をさせて、しかるべく前向きに検討したいと、こう思います。よろしくお願いします。

〇議長(松本 幸君) 佐藤鈴江さん。

○5番(佐藤鈴江君) この問題について、最後に質問させていただきたいと思いますが、やはり新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、生活様式や基礎疾患の有無、価値観によって、任意接種は選択できる時代になってきたんですが、残念ながら成人、高齢者のワクチンに対する認識が低いというのが現状であります。

このコロナ禍においても、多くの方がワクチンの有効性を知る機会になったのではないかと思います。ワクチンで予防できる疾患の啓発が今後ますます重要であると思いますので、 今回、公費負担がまずできなかったとしても、しっかりと帯状ほうしん、ワクチンがあるんだということを啓発していく必要があるんだというふうに考えます。 また、高齢者が医療機関への交通手段確保が不便な地域ほど、ワクチンで予防できる疾患への対処が必要だというふうに思います。まして、嬬恋村みたいに医療機関が遠いということであれば、そういったワクチン接種は有効な医療費抑制につながると思いますので、今後しっかりと村としても、こういった啓発活動をしていくということが大事になってくると思いますので、その点について、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、子育て支援についてですが、ニューノーマル GUNMA CLASS PJ(グンマ・クラス・プロジェクト)の中で35人学級は分かったわけですけれども、嬬恋村において現実、小学校1年生、2年生の学級数、また4月からの学級数の編制について、お聞きしたいと思います。どのような形になるのか、お聞きしたいと思います。

〇議長(松本 幸君) 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長(地田功一君) 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

来年度、新1年生なんですが、東部小学校については1年生が26名、これ1クラスになります。2年生が29名、これについても1クラスです。西部小学校について、1年生は35名です。これは2クラスです。2年生については20名、1クラスということになります。

それで、全体的には、東部小学校については、全て1クラスであります。ちなみに、3年 生29名、4年生27名、5年生34名、6年生28名。

それから、西部小学校においては、3年生が31名で、これが1クラスということになります。4年生については40名、これは2クラス、5年生25名、1クラス、6年生37名、2クラスということです。

やはり、全協でも話題になりましたけれども、特に西部小学校の31名というのがあるんですが、今度の3年生ですね。これは、実は31名だと、昨年度は2クラス、それが35人学級になりますので、1クラスということになります。これについては、村として大変お世話になっていますが、マイタウンティーチャーや、あるいは支援員さん等を投入しながら、子供たちの抵抗感や、あるいは保護者の方々の、いろいろな心配というようなところも解消しながら、何といっても、子供たちがしっかりと、きめ細やかに学習できるような体制というのが一番大切ですので、そのような形で対応していければというふうに考えています。

- 〇議長(松本 幸君) 佐藤鈴江さん。
- ○5番(佐藤鈴江君) それでは、東部こども園はじめ、西部幼稚園に関しても、2クラス編制のところもあると思いますし、年齢によっては1クラスになってしまうというところがあ

ると聞いています。それについての現状報告、また4月からの体制を教えてほしいと思います。

〇議長(松本 幸君) 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

- ○教育委員会事務局長(熊川武彦君) ただいまのご質問ですが、西部幼稚園におきまして、 3歳児、4歳児、5歳児とも全て1学級となりますが、特に4歳児につきましては、現在の 3歳児ですが、2学級となっておりまして、それが1学級になりますので、ご父兄の方から も、ちょっと心配だという声もございます。村としましては、担任のほかに、副担任という ような名前では、正式な名前ではないんですけれども、もう一人教諭をつけまして、2人体 制で運営していく予定でございます。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(松本 幸君) 佐藤鈴江さん。
- ○5番(佐藤鈴江君) やはり保護者の不安も、今まで2クラスあったのが1クラスになるというのは不安があるというふうに考えます。それと同時に、先ほど教育長の答弁からも、特別に支援が必要な児童がいらっしゃるということで、それに対しては村単での対応をしていただけるということでありますので、そういった点からも、しっかりときめ細やかな支援が必要だというふうに思います。

また、GIGAスクールが始まることによって、1人も取り残さない教育が必要だという ふうに思います。それについては、GIGAスクールを担当する先生方にとっても初めての 経験でありますし、そういったところをしっかりと対応できるような仕組みづくり、また社 会的に、そういった知識のある方を迎え入れることも必要だというふうに思いますが、その 辺について、教育長のお考えをお願いします。

〇議長(松本 幸君) 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

〇教育長(地田功一君) 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やはり新しい取組になります。そして、来年度からは1人1台のタブレット端末が、小学校1年生から中学校、全ての子供たちに渡ります。スキルはもちろんなんですが、使い方等についても、やはり個人差がかなり心配されるところであります。そんなところにおいては、やはり支援とか、あるいはサポートをしてあげるという環境をつくっていく必要があるというふうに考えます。

まず、職員については随時、これからなんですが、現段階においては、嬬恋中学校のほう

は職員にはタブレット端末が渡りましたので、それについて、現在研修している最中だということであります。中学校については、技術の専門家がいますし、これまでも教室等で、そういったICTを活用した授業をどんどん進めてきておりますので、さらに充実した形で取り組んでほしいというふうに考えています。

小学校については、やはり体制というか、小学校の組織体制から考えて、なかなか専門性というところは、ちょっと弱いところがあるんですが、これについては、やはり県もその辺のところ、まずは人をつけたいというような話から、今年度というか来年度なんですが、教育DX推進スタッフ、これを町村に、各1名ずつということで配置をしていただけることになっています。

なかなか技術的に、それから専門性というところでお願いしているんですが、ただ、週18時間の勤務ということになりますので、なかなか専門性を持った方を確保できるのが難しいんですが、おかげさまで、そういった免許云々ということじゃなくて、これまでもそういったものに取り組んできている方、それから、特に小学校1・2年生、3年生、低学年を、それを使うに当たって、やはり個人差の中で、追いついていけない子が出てくる可能性が十分考えられますので、そういったところに、十分ではないんですが、入っていただくというような方法を考えています。

また、先ほども申し上げましたとおり、マイタウンティーチャーはもちろんなんですが、 空き時間の先生方等も含めて、来年度1年間については、大変大切なスタートとなりますの で、学校組織挙げて、タブレット、要するにGIGAスクールに対応していきたいというふ うに考えています。

〇議長(松本 幸君) 佐藤鈴江さん。

○5番(佐藤鈴江君) こういったデジタル化時代、テクノロジーが一気にじゃなく、だんだんに進んでいくこの世の中にあって、やはりデジタルだけでは駄目、学校を卒業して読み解く力、そういった力がないと、自学自習できる、また文章を理解できる力がないと、今まで自分がやっていた仕事が、テクノロジーが進化することによって仕事がなくなってしまうという時代が、今後考えられるということであります。

そういったときに、スティーブ・ジョブズも自分の子供にはiPadもiPhoneも持たせなかった。それはどうしてかというと、読み解く力、そういったものが必要で、機械でできないことをしっかりと自分で考え、やるという力をつけていくことが、今の世の中、大事なんだということで、併せて読書通帳という形を提案させていただくわけですけれども、

やはりAIだと、例えばiPhoneに向かって、「おいしい中華料理店はどこですか」と聞いたら、どこどこ、A店というと、それでは、「一番まずい中華料理店はどこですか」と聞くと、同じ答えが返ってくる、その程度の今の状況だということであります。そういった点について、やはり読解力を養う、本に親しむ機会を持つ、そういう点が大事だというふうに思います。

そうやって、例えば伊勢崎市の例ですが、読書通帳なんですけれども、今は文部科学省が 事業委託するICT情報通信技術を活用した読書通帳もあるわけですけれども、これは嬬恋 会館等建設予定があるということでありますので、今後の課題で、そういったものにしっか りと取り組んでいけるような公共施設造りも、今後望まれるんであろうなというふうに考え ています。

それについて、まず総務課長にお聞きしたいと思いますが、公共施設再編計画が今回示されたわけですけれども、補正予算で公共施設修正策定計画が予算計上、500万円ちょっとされていたと思いますが、公共施設のプロジェクトチームが庁内にできたという、前に報告を受けました。その中で、公共施設を、ただ何年に建て替えをします、どこどこをしますというんではなくて、どういう施設をどこに建てて、また、どういう計画を持ってしていくのかということが大事になってくるんだと思います。

その中で、庁内のプロジェクトチームではどのような意見が出て、今後、どのような村の 方向性としての職員の意見があったのか、お聞きしたいと思います。

〇議長(松本 幸君) 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長(黒岩崇明君) 全員協議会の中で、公共施設の個別管理計画というのをお示しを させていただきました。それを計画するに当たって、職員の課長補佐クラスの皆さんを集め て、各課の意見集約をさせていただいて、今回お示しした個別施設管理計画というのを作成 をさせていただきました。

今後については、個別管理計画が全てということではなくて、今後、じゃどの施設をどう やって造ろうかというのは、令和3年度以降のことになろうかと思いますけれども、今後、 そこも含めて、いろんな調整をして、どういう体制で、どういったことで、佐藤議員がおっ しゃるような方向を決めていくかというのをしっかり検討して、どういった組織でやってい けばいいのかというのも含めて、やっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと 思います。

- 〇議長(松本 幸君) 佐藤鈴江さん。
- ○5番(佐藤鈴江君) 一つ例を申し上げたいと思いますが、兵庫県の明石市というところがあって、ここは子供に対しての子育て支援が充実したところで、全国からも大きく視察に行かれているところであります。その中にあって、子供にとっては、親が育てるんじゃなくて、社会で子供を育てるという観点から、誰一人取り残さない、そういう子育て支援を行っているというところであります。

その中で、泉市長が行った施策の中で、やはり図書館造りをメインにした、市の子供たちの育成をしたというのが、私が読んだ本の中で書かれていました。その中に、ただ公共施設の中で図書館を造るというだけではなくて、その中に子育て支援を一括した、お母さんたちが自由に行ける子育て広場とかも併せ持って造られたというふうなことが載っていました。

そういったことが、今後、公共施設をどんどん建てるというわけにはいかない時代になってきましたので、そういった複合的な施設と共に、村民の使いやすい、また子育てをしている世代のお母さんたちに使いやすい施設建設が必要なんだというふうに思います。

その点についてもしっかりと議論をして、やはり役場なり、そういった文化会館施設的なものを造る村の方針は早急に決めていかなくちゃいけないし、10年、20年後、そういったところで、嬬恋も先ほど村長が答弁していただきましたけれども、子育て支援についてはかなり無料化をされている。また、明石市についても、かなり無料化が同じようにされています。だけれども、あそこは唯一、人口が増しているんですね。それは、無料化にするだけでは駄目なんだけれども、子育て支援として充実した支援体制があるというところが、若い世代の人が移住をしてきて、人口が増えているということであります。嬬恋村も無料化にしたんだけれども、人口が増えていないという要因はどこにあるか、村長がもしお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 子育て支援に関しまして、図書館の話、また明石市のお話、大変貴重な話だと思いました。

実は数年前、千代田区なんですけれども、姉妹都市やっていますが、ここ、私が村長に就任したときは4万6,000人だったんですね。3年前ぐらいが6万3,000人に増えた。これ、何でかといったら、子育て支援のために、議会の議員の皆さんも理解をしていたただいて、超高層ビルはできるんですが、保育関係も充実させ、待機児童がゼロ。これが超有名になっ

て、横浜の林市長がそれを始めたんですが、千代田区もそれに乗って、大企業のお母さんた ちがそこへ行って住みたいと。実は、それをモディファイして、隣の港区あるいは中央区も、 若い方が住んでいったということでございました。

それを見ていて、若い人が来るというのはすばらしいことだと。今、佐藤議員のご指摘のいただいた、嬬恋は何で増えないのか、村長、考えはどうかという話でございました。

先ほど申しましたように、生まれる子供が30人台、お亡くなりになる方が140人台という 現実を見て、私も本当に責任感じるといいますか、何とかしたいなと思っております。産業 振興をしっかりやらなくちゃならんな、あるいは魅力のある、本当に子育て施策をしっかり 充実させて、嬬恋って医療費も無料化、教育費も無料化、ここまで実現しているんで、もう 少し拡充して、なおかつテレワークもできる、あるいは第1次産業で働くこともある。コロ ナで大分、主体的な失業者は多いと言われております。そういう中で、そういう方々が嬬恋、 こちらにお越しいただいて、働く場所もあるけれども、なおかつ子育ても充実しているとい うことで、こちらに村内に多くの方、若い方が目を向けられる施策は今後もしっかり取り組 んでまいりたい。特に医療費の無料化等拡大、あるいは学習関係、教育関係の無料化、この 辺をはじめとして、またしっかり考えてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(松本 幸君) 佐藤鈴江さん。
- ○5番(佐藤鈴江君) それでは、最後に読書通帳のことなんですけれども、伊勢崎市の例を 申し上げたいと思います。

先ほどは、情報化通信施設も使って読書通帳を作るという、これは将来の検討課題にしていただきたいと思いますが、手作りの読書通帳というのがあって、例えばA4を、私もちょっと作ってきてみたんですが、伊勢崎市では、こういったA4のところを半分に切って折り込んでいくような読書通帳を手作りで作っていて、この中で、伊勢崎の特化した、嬬恋であれば嬬キャベちゃんとか、愛妻のシンボルマークとか、いろいろ資料館とか、浅間のジオパークの写真とかも入れたりした手作りの読書カードを伊勢崎市では作っていて、いろんな種類の、何種類かの読書通帳を作っていて、子供たちが選べる。また、読んだ本を自分で記録して感想等も書けるような、簡単なこういったものがあって、読書通帳、いっぱいになったら、またそこの最寄りの図書館なり、図書館というか、まだまだ嬬恋は図書室ですので、そういった施設が充実していませんが、そういった手作りの読書通帳ならすぐできるんだというふうに思います。それはかわいい、嬬キャベちゃんだったり、イラストを入れて作ることは可能だと思いますので、この辺についてはすぐ取り組んでいただいて、やはり読書に親し

むという機会をつくっていただきたいというふうに思いますが、よろしくお願いをしたいと 思います。

今後、必要な人材としては、教科書や新聞などの図案を含めた、言語化された情報を正確に読み解く力が、今後大人になって必要だというふうに思いますので、そういった観点からも本に親しむ機会を、何らかの関係で、中学生が先ほど少ないというふうに言われましたけれども、そういった人たちの読書環境を増やす。そういう取組を今後、村として、また教育委員会としてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(松本 幸君) 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

〇教育長(地田功一君) 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

やはり読書、読み・書き・計算、特に読むことについては不易の部分です。教育の中では 核となる部分であります。教科国語の中で、きちっと本を読む、理解する、そういった学習 はもちろん行っていますが、やはり日常的な、そういった活字を目にする機会というのが大 変大切かなというふうに思います。

中学生は部活動等で、なかなか学校図書館のほうには足が向かないんですが、いろいろ調べてみますと、朝読書というのを年間を通して毎日やっていますし、学級文庫というのを設けて、そこで本を読んだりもしています、小学校も同じなんですが。しかしながら、やはり、いろいろなタブレットを含めて、そういったICTのふうな、ここは流行という部分になるんだと思うんですが、どうしてもそちらのほうに流されやすい、そういう環境が、残念ながら生じているのかなというふうに思います。

議員おっしゃるとおり、読むことはとても大切であります。そういった意味で、学校教育はもちろん、社会教育の中においても、前向きに取り組んでいく必要があるというふうに思います。なかなか、あしたすぐこうなるというわけにはいかないところはあるんですが、いろいろ担当者、あるいはその持ち場、持ち場において工夫をしていただきながら、前向きに進めていきたいというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

〇議長(松本 幸君) 佐藤鈴江さん。

○5番(佐藤鈴江君) 最後にお願いです。

今までの学校教育というのは、数字で測れる、見える学力が第一に考えられてきたんだというふうに思います。それを高めるための学校教育でもあったと思いますが、これからは、 見えない学力をつけていく力が養われていかなくちゃいけないというふうに思います。 今後、コロナ禍において、様々な社会現象が変化していく中にあって、多様性の社会であったり、共生社会であったり、想定外の未来、災害があったりとした、その中に生き抜く力は、見えない学力にあるんだというふうに思います。そのために、しっかりとしたそういった理解力を高めていく、また人のことを思いやれる教育が必要なんだなというふうに思いますので、その点しっかりと、読書環境であったり、また学校教育のGIGAスクールの対応であったり、しっかり今後も取組をお願いしたいと思います。

以上、質問を終わらせていただきます。

○議長(松本 幸君) 以上で、佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。
休憩します。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時09分

○議長(松本 幸君) 再開いたします。

◇ 伊藤洋子君

○議長(松本 幸君) 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。 伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

〇9番(伊藤洋子君) 日本共産党の伊藤洋子です。

今日3月11日は、東日本大震災及び福島第一原発事故の発生から10年目の日になります。 当時、多くの方々がお亡くなりになりました。そして、福島では、今なお1万7,000人もの 方々が避難生活を余儀なくされているとのことです。一日も早い復興・復旧を願っていると ころです。

さて、3月議会は、来年度予算の審議と併せて、今回は新型コロナ感染対策の審議をする とりわけ大事な議会です。私は、村民の皆様から預かった税金を、より多くの方々の暮らし と営業を守れるものにしたいという気持ちで、補正予算と来年度予算の審議に臨みました。 令和3年度予算は8日に可決されました。今後、予算が本当に村民の皆様のために公平に 執行されることを望みます。

私は、村民が主人公の村政を目指して議員活動しております。このことを基本に、一般質問を行います。

1点目は、男女共同参画社会について、村長の考えを伺います。

現在、国・地方自治体が、男女共同参画社会を目指して取組を行っているところです。私 は嬬恋村村議会議員として、この取組が一歩ずつ前進することを期待し、嬬恋村が子供、大 人、高齢者の男女問わず、幸せに暮らせる村になることを願っています。

今回は、社会趨勢から男女共同参画社会について、3点質問します。

1つ目、現在、世界が男女共同参画社会に向けて、様々な取組や調査をしているときです。このようなときに、オリンピック・パラリンピック組織委員会の会長であった森喜朗氏の女性蔑視発言は、大きな波紋を起こし、会長を辞任することになりました。このような国・自治体の取組と逆方向の行為を行ったことに関して、村長はどのように考えるのか、お聞かせください。

- ②嬬恋村として、管理職に女性職員の登用の目標値があるようでしたら、お答えください。
- ③西部幼稚園、東部こども園、保健室など、女性職員の多い職場における職務給の扱いは どのように考えているのか、お答えください。
 - 2点目の質問に移ります。

特別障害者手当の周知と手続を簡単な制度にすることについてです。

村民の方々は、新型コロナにより収入が減ったり、コロナ対策で経費がかかったりして、これまで以上に大変な状況になっているものと考えます。家族に介護を必要とする方がいらしたり、障害の方がいらっしゃる方々の負担を軽減できればという思いで質問します。

国の制度で、特別障害者手当という1か月2万7,350円支給される制度があります。この制度を村はどのように取り組んでいるのかについて、3点質問します。

- ①村はこの制度について、どのような形で知らせているのでしょうか。
- ②この制度について、担当課より資料を見させていただきましたが、難しい内容だと思いました。利用される方には、必要な書類をそろえるなどの手続は、今現在どのようにされているのでしょうか。
- ③この制度について、私自身も最近知ったばかりです。障害者手帳がなくても、要介護度 4及び5程度だと、支給対象になる可能性があるとのことです。今後は、そうした方々に封

書で知らせるとか、ケアマネさんの担当者と共同で手続を支援するとか、検討していただけ たらうれしいです。答弁をお願いいたします。

3点目の質問は、鎌原観音堂周辺整備事業についてです。

平成28年度から全庁を挙げて取り組み始めた鎌原観音堂周辺整備計画は、ハード面では順調に進んでいると思いますが、ソフト面ではまだ不十分と考えます。中でも、これまで莫大な予算をかけながら、村民や観光客の利用者が少なく経営が厳しい食事処水車と直売所あさまのいぶきの今後について質問いたします。

①水車ですが、来年度の使用料を契約どおり30万円とすることは確認しております。契約には、地元産を生かした食事処とうたわれています。この点について、今後、嬬恋村らしい郷土色を醸し出す特徴ある食事処となるように、指定管理者と話し合う考えはありますか。

②あさまのいぶきについて、先日、運営協議会の報告の中に、狭い入口、見えにくい看板 についてありませんでした。議会の村創生特別委員会の話合いでは、すぐにでも取り組んで ほしいという発言が多くあったものです。

この2点については、村が責任を持って、少しでも早く取り組んで、今後の集客につなげるべきと考えますが、当局の考えをお聞かせください。

③あさまのいぶきの販売手数料の負担軽減のために、村が半分補助する事業を来年度も継続するという報告もありました。村の見通しとして、何年継続するのかお答えください。

④鎌原観音堂周辺整備は、村の魅力を発揮する観光スポットとして始めたものです。整備途中ですが、一つ一つ完成したところが、村の顔として事業を行うことが次への集客につながります。水車もあさまのいぶきも指定管理者任せにしないで、意見交換しながら、魅力あるエリアにすることが村の責任です。村長の本気度を具体的にお示しください。

以上、それぞれの質問に誠意ある答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長(松本 幸君) 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 伊藤洋子議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございます。

オリンピック・パラリンピック組織委員会の森喜朗前会長の女性蔑視発言について、村長 のお考えをお聞かせくださいという御質問でございました。

伊藤洋子議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の会長であった森喜朗氏の発言についてでございますが、女性蔑視差別発言により国内外から厳しい批判を受けて、辞意を表明されました。オリンピズム根本原則の第6項に、「オリンピック憲章の定める権利及び自由は、人種、肌の色、性別などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」とございます。また、東京大会の3つの基本コンセプトの中で、多様性と調和を理念として、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うと大会とするとなっております。

現在、日本全体が男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいる最中であり、当村としても努力しなければならないと考えております。森発言につきましては、今申したとおりでございます。国内外からも批判を受けて、辞意を表明したということであります。私も遺憾だなと思っております。

第2点目でございます。

男女共同参画社会を目指しての取組について。

西部幼稚園、東部こども園、保健室など、女性の多い職場における職務給与の扱いは、ど のように考えているのかの質問でございました。

西部幼稚園、東部こども園、保育室など、女性の多い職場における職務給の扱いはどのように考えているのかとのご質問ですが、現在、嬬恋村では、幼稚園教諭及び保育士について、募集条件に男女の要件はございません。しかし、応募者は女性が多いのが現状となっております。また、職務につきましては、来年度より園長、所長が参事として課長と同等職に、主任教諭及び主任保育士は課長補佐職となります。係長教諭と係長保育士を設けるように条例等の整備を進めております。

なお、この昇任につきましても、男女の区別なく昇任対象としております。

また、今後におきましては、今回条例等を整備しますので、群馬県の教職員が教育事務所等行政機関での勤務もあるように、役場の一般職への異動も検討しており、例えば教育や福祉行政など、一度現場の外から見ていただき、また現場に復帰するような人事も検討しています。そのときには、現在条例等の整備を進めています職務によりまして、係長や課長補佐等の任用も考えられると思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、特別障害手当の周知と手続を簡単な制度にのご質問でございました。

伊藤議員のご質問にお答えをします。

1点目の特別障害者手当制度について、どのように周知しているかのご質問ですが、広報

つまごいや村のホームページで周知しているところでございます。

2点目の利用される方には、必要な書類をそろえるなどの手続はどのようにしているかと のことですが、特別障害手当の認定は県で行っており、各市町村の福祉担当窓口が申請書の 進達を行っています。窓口に相談にお越しの方には、必要書類の説明をさせていただき、申 請者により書類をそろえていただいております。

3点目、要介護4・5の方も対象になる可能性があるので、対象者に通知したり、ケアマネと共同で申請の手続を支援してはどうかとのご提案でございますが、ケアマネの研修会等で制度の周知を行うことはできると思いますが、個別の通知の発送につきましては、混乱を招くことも予想されますので、今後検討したいと思います。

続きまして、鎌原観音堂周辺整備事業についてでございます。

本件を論じる際に、指定管理制度について若干触れさせていただきます。

伊藤議員もご指摘のとおり、指定管理制度は平成15年、小泉政権下における骨太改革路線の一環として、自治体の財政難と経営効率化の観点から民間活力の導入を進めるため、地方自治法の一部を改正し、導入された制度でございます。

本制度は、管理者の指定により、公の施設の管理権限を当該施設を受けた者に委任するもので、指定管理者は処分に該当する使用許可を行うことができるものとされ、自治体は設置者としての責任を果たす立場から、指定管理者を監督することとなるものでございます。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なりまして、まず、①でございますが、利用者からの料金を自らの収入として収受すること、②で条例により定められた枠組みの中で、地方公共団体の承認を得て自ら料金を設定すること、③といたしまして、個々の使用許可を行うこと等が可能となったところでございます。

本施設の指定管理に当たりましては、嬬恋村食事処水車の指定管理に関する協定書によりまして、民間事業者たる指定管理者のノウハウを活用しつつ、地場産品を使用した飲食物を提供すること、また、加工品等の販売を行うこと等により、飲食の場としてだけではなく、交流の場としての地域の活性化に大きく寄与することを協定書第2条において、お互いに確認しておるところでございます。

さらに、同協定書第3条では、指定管理者は管理業務の実施に当たって、求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重する。設置者である村は、本業務の利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとすることを明記しているところでございます。

全員協議会の場においても申し上げましたとおり、公共性と利益の創出という従来の管理 委託制度とは一線を画した制度であることを申し添えます。

最初の質問、水車の契約には地元産を生かした食事処とうたわれていたが、今後、嬬恋村らしい郷土色を醸し出す特徴ある食事処となるよう、指定管理者と話し合う考えはあるのかについてでございます。

私は個人的にも、折に触れ水車を利用させていただき、指定管理者との話合いの機会を持つとともに、信頼関係の構築に努めているところでございます。今後におきましても、機会を捉え、伊藤議員が申されるように、特徴のある食事処となれるよう努めてまいりたいと存じます。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

2番目の質問、あさまのいぶきの狭い入口、見えにくい看板の件でございますが、早く取り組んで集客につなげるべきと考えるがどうかというご質問でございますが、さきの全員協議会にて説明させていただきましたとおり、鎌原観音堂周辺整備に係る全体計画を基本に進めてまいりたいと存じます。ご理解いただきますよう、よろしくお願いします。

3番目の質問、あさまのいぶきの販売手数料に係る半額の助成制度は何年継続するのかというご質問でございますが、本制度は、農産物等直売所あさまのいぶきへの農産物出荷に対する奨励であり、東部地域を中心とした農産物の生産拡大及び東部農業の活性化を図ることを目的としておりますので、あさまのいぶきへの農産物出荷が増え、多数の品目が確保できるまで、また、あさまのいぶきの運営が軌道に乗るまで、当分の間、運営協議会の意見を賜りながら進めてまいりたいと存じます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

4番目の質問、水車もあさまのいぶきも指定管理者任せにしないで、意見交換しながら魅力あるエリアにすることが村の責任である、村の本気度を示していただきたいというご質問でございますが、伊藤議員のお考えと全く同感でございます。伊藤議員の申されるとおり、随時意見交換を行いながら、官民一丸となって、魅力あるエリアにするべく進めてまいりたいと存じます。ご理解いただきますよう、よろしくお願いします。

最後になりますが、水車の指定管理者であります有限会社西窪様並びに農産物等直売所の 指定管理者であります有限会社卸売センターサンエイ様、お二方にあっては、厳しい経営が 予想される中、不退転の決意を持って応募していただき、鎌原観音堂周辺地域活性化の一翼 を担っておられます。

ご承知のとおり、1都3県においては緊急事態宣言が延長されるなど、コロナ禍による厳 しい経営環境が続いており、まだまだ先が見えない状況ではございますが、鎌原観音堂周辺 地域の活性化に向け、民間のノウハウを最大限に発揮していただき、日々ご奮闘されておられるお二方に対しまして、大所高所からご指導いただく身となり、後方よりご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

〇議長(松本 幸君) 再質問以降は一問一答で行います。

伊藤洋子さん。

- ○9番(伊藤洋子君) すみません、最初に1点、答弁漏れで。
 - 一番最初の②番について、答えをお願いします。
- 〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 大変失礼いたしました。

男女共同参画について問うの中で、嬬恋村として管理職に女性職員の登用の目標値があるのでしょうか、お答えくださいというご質問でございます。

管理職として、私は常々、202030と申してまいりました。女性の会議いろいろありますが、きょうも若妻会の会もございました。そこでも、男女共同、人間は男女平等である、人間の基本的人権である男女の平等は、現代の社会における基本的な人権であるというお話もさせてもらっておるところでございます。

202030とは、2020年まで、女性がしかるべき地位に就くべきあれが30%目標という政府の目標でございますが、現在、我が村でもしっかり取り組んでおるつもりでございます。群馬県庁が現在12.6%、幹部職員でございますが、嬬恋村は現在16.7%という数値でございます。今後においてもしっかりと取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん。
- ○9番(伊藤洋子君) 大きな1番の①番については、村長のほうも、そういうオリンピックの意義、また男女共同参画意義についてはご存じのようですし、その思いも一緒だということですので、特に再質問というのはないんですけれども、やはりジェンダーギャップ指数が151か国中121番だという日本において、本当に男女平等というのは、そのことを取り組んでいくと大きなことだと思いますので、引き続き村長には、そうした施政を堅持していただきたいと思います。

それから、大きな1番の②番ですけれども、今答弁いただきまして、2030年までには

30%ということで、今現在、村は16.7%ということでは、またそれも日々の積み重ねで、 ぜひ女性の登用を考えていくことを希望しておきます。

それで、③番目なんですけれども、申し訳ないんですけれども、ちょっと早くて聞き取れなかったんですけれども、園長が参事と何とか、そこら辺が、主任が何とかと、そこら辺がちょっと聞き取れなかったので、ゆっくり言っていただければと思います。

〇議長(松本 幸君) 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

- ○教育委員会事務局長(熊川武彦君) ただいまのご質問ですが、③の西部幼稚園、東部こども園の職の関係ですが、来年度、令和3年度より、園長、所長が参事、役場でいう参事として課長と同等職に。主任教諭及び主任保育士が課長補佐と同等となります。また、その下に、現在教諭だけなんですが、係長教諭と係長保育士を設けるよう、条例等の整備を進めております。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん。
- **〇9番(伊藤洋子君)** 今の事務局長の報告で、令和3年度からこういうシステムになるということは、現場にも知らされているんでしょうか。
- 〇議長(松本 幸君) 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇]

- ○教育委員会事務局長(熊川武彦君) この件につきましては、東部こども園、西部幼稚園の職員共々、検討を重ねてきた結果でございます。
- 〇議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん。
- ○9番(伊藤洋子君) そうしますと、今、給料表をちょっとメモってきたのを見ますけれども、例えば課長級だと6級とかということで、その中のまた号俸があると思うんですけれども、その辺が、役場庁舎内と同様に進められるというふうに捉えていいわけでしょうかという質問ですけれども、よろしくお願いします。
- 〇議長(松本 幸君) 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

- ○教育委員会事務局長(熊川武彦君) ただいまの、例えば課長につきましては6級、参事、 課長補佐については5級というような運用、役場の庁舎内職員がやっているのと同等かとい うご質問だと思いますが、そのように運用する予定でございます。
- 〇議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん。

- **〇9番(伊藤洋子君)** 先ほどのところで、園長、所長というと、所長というのは保健室のほうのことなんでしょうか。
- 〇議長(松本 幸君) 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

- ○教育委員会事務局長(熊川武彦君) ただいま、私は教育委員会事務局長でして、ただいまの所長といいますのは、こども園の中に東部幼稚園と保育所がございますが、その保育所の所長という意味でございます。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん。
- **〇9番(伊藤洋子君)** そうすると、私としては、保健室のほうについてもお聞きしたいんですけれども、それについては、どちらの課が答弁されることになるんでしょうか。
- 〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長(熊川真津美君) 伊藤議員のご質問にお答えします。

保健師につきましては、今、管理職としては1名、管理職がおります。包括のほうに2名 保健師がおりまして、保健室のほうに4名いるかと思います。その中で、管理職は1名となっております。それにつきましては、年齢構成もありますので、特に保健室だけ管理職が遅れているとかというようなことはないと承知しております。

- 〇議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん。
- ○9番(伊藤洋子君) 先ほどの説明で、答弁で村長のほうから、保育士とか幼稚園教諭のほうも、もしかしたら一般職のほうの異動も考えられるというふうなことの説明がありましたけれども、私としては、保育士とか幼稚園教諭は、専門職としても尊重されてほしいと思うんですけれども、異動についてはもちろん、本人の意思とか何かを確認して行うと思うんですけれども、それをしなければ一般職のほうの職務給とかのほうになれないということではないということだけ確認したいんですけれども。
- 〇議長(松本 幸君) 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長(黒岩崇明君) 今、住民福祉課長のほうがお答えいただきましたけれども、例えば保健師さんが役場の庁舎に入ってくると、役職がつくようになるんですね。そうすると、例えば係長ですとか主査ですとか、課長補佐であれば、先ほど言いましたように5級というような、課長になれば6級というような役職になりますので、保健師のまま庁舎のほうへ入

ってくるということはないと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん。
- ○9番(伊藤洋子君) すごくこれ難しいので、ただ自分としても、以前保育士という専門職を持っていると、庁舎の仕事に入るというよりも現場でというときに、本人の意思を確認してから、もちろん行うのかどうかということをお聞きしたいのと、それでは、保育園とか幼稚園にいれば、職務給の例えば課長とか参事とか、今、参事になるというふうに言ったから、そういうことはないと思うんですけれども、異動のときには必ず本人の意思を確認するというところだけは、ちょっと答弁していただきたいと思います。
- 〇議長(松本 幸君) 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

- ○総務課長(黒岩崇明君) ただいまのご質問ですけれども、庁舎内の職員については、個人的な希望というか、意見徴収なんかは取りますけれども、あとは管理職ですとか村長の意向で、異動のほうはさせていただいております。ただし、保健師さんとかそういう、幼稚園の先生もそうだと思うんですけれども、資格を持っていらっしゃる方については、ある程度、希望なりがあったりとか、どうしてもという場合には、意向調査をして異動させようなことになろうかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
- 〇議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん。
- ○9番(伊藤洋子君) ぜひ、やっぱりそういう意向調査というのを受けていただいて、それが外の保育園とか保育所とかも幼稚園にいても、本庁舎にいる方との給料表とか何かで差別がないような、そういう方向をぜひ考えていってほしいということを要望しておきます。

次に、大きな問題の2番目にいきますけれども、①番目に、先ほど村長の答弁で、広報とかホームページで知らせていると言いましたけれども、それはいつから知らせていましたでしょうか。

〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長(熊川真津美君) この制度につきましては、いつからというのは、ちょっとはっきりしないんですけれども、村のほうのホームページには、相当前から手当のことも出ていますし、これ県の制度ですので、群馬県のホームページのほうにも以前から出ているということです。

若干付け加えですけれども、広報につきましては3月号、この15日に配布されますところ

には、一応お知らせはつけてあります。

- 〇議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん。
- ○9番(伊藤洋子君) じゃ、私が知らなかったほうがあれなのかなと思いましたけれども、ホームページにはずっと前から載っていたということで、それで、広報に載せるのは今回の3月号が初めてということだと思いますので、その辺はあまり、どっちでもいいことなので、それは深く問いませんけれども、小さな②番目で、ホームページを、私は県のほうのホームページを見たり、担当課からも見せていただきましたけれども、かなり難しいんですけれども、今現在、その制度を利用している方が3名と聞きましたけれども、そういった方々には、どのような経緯で、どのようなお世話というか支援をしながら、3名の方が利用されているのかお聞きしたいと思います。
- 〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長(熊川真津美君) この制度につきましては、障害者手帳を交付するときに、 担当のほうから説明はさせていただいているということで、先ほど村長からの答弁にもあり ましたけれども、必要書類等につきましてはご本人にそろえていただいて、役場のほうに出 していただいて、県のほうに取り次ぐというようなことになっております。配る際には若干、 細かな説明と共に、必要書類でありますとか、こういった方が該当になりますというような ことはお知らせはしているということです。

以上です。

- 〇議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん。
- ○9番(伊藤洋子君) 今、課長の答弁で、障害者手帳を渡すときに説明したり、いろいろしているというんですけれども、これは村のほうでもご存じかもしれないんですけれども、障害者手帳を持っている方だけじゃなくて、要介護4・5の方も対象になるということが、国会のほうでもそのことがきちんと確認されていますけれども、それで私が調べましたところ、要介護4・5というと、昨年の決算書で見ると、112名の方がいらっしゃるので、そうすると、その方たちがもしかしたら対象になると、障害者手帳を持っていなくても対象になると言われているんですけれども、そういった点では私は、こういった方々にやっぱり封書なり、もしかしたらあなたはこういう対象になるかもしれませんので、書類は所得証明とか障害者程度を診断書を持ってとか、そういうのを知らせてあげたらいいんじゃないかということを思うわけですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長(熊川真津美君) ただいま伊藤議員のご意見ですけれども、確かに手帳を持っていなくても、この制度の対象になるということです。要介護4・5の方で在宅ということになりますと、今、伊藤議員がおっしゃられた数より大分少なく、在宅でお過ごしになられる方は大分少なくなるということになるかと思います。こちらのほうで調べますと、30名弱かなという感じというふうに聞いております。

手帳を持っていらっしゃらなくても該当になるということなんですけれども、その判定が確かに複雑になっております。県のほうに確認しましたら、これは手帳を持っていなくても、要介護であろうがなかろうがということで、先生の診断書がまず大切になるということですので、こういった周知が若干手薄だなということは今回感じましたので、そういったことも含めてやりながら、先生の診断書を頂いて申請していただくような形で周知していきたいなと考えております。

- ○議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん、手を挙げてから発言をお願いします。
- ○9番(伊藤洋子君) 課長の答弁では、こういう30名弱というか、それくらいの対象と思われる人には、診断書を添えるとか、たしか所得証明とかいろいろ必要なので、周知していきたいということで、それはぜひお願いしたいんですけれども、今一つ気になったのが、在宅だけが対象というふうに言いますけれども、私がちょっと調べたところでは、グループホームとか、サ高住とか、それから特別養護有料老人ホーム、そういうところは在宅と同じ扱いになるというふうに載っていたので、そういうところはもう一度調べていただいて、やはり1か月2万7,350円というのは本当に、そういう介護を抱えている方、障害者をお世話している方にとっては、とても大事な手当になると思いますので、その辺はよく調べて、今後も支援、ケアマネさんとも一緒になって支援をしていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。
- 〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

〇住民福祉課長(熊川真津美君) この手当の支給要件としましては、障害の程度が表に示されております。また、二十歳以上で社会福祉施設に入所していない方、病院診療所または介護老人保健施設等に継続して3か月を超えて入院または入所していない方というような支給要件があります。今、伊藤議員がおっしゃられましたサ高住でありますとか、そういったも

のが、介護保険上の入所施設ではないというようなこともあるかなと思いますので、施設の 違いについては調べさせていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん。
- ○9番(伊藤洋子君) では、この点については、先ほども申し述べましたように、私も随分、この方が対象になるかどうかというのは難しい基準でしたので、分かりやすい方法で、この書類とあの書類とこの書類というふうに、また教えていただきたいし、それも広報等で知らせて続けることを要望しておきますけれども、もう一点だけ。

特別障害者控除は5年間遡れるんですけれども、この手当は5年間遡りとか、そういうことはあるのかどうか、分かりましたら教えてください。

〇議長(松本 幸君) 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

- **○住民福祉課長(熊川真津美君)** 大変申し訳ありません、そこの部分は調べてありませんので、また後ほど回答させていただきたいと思います。
- 〇議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん。
- ○9番(伊藤洋子君) 3番目の大きな質問に移ります。

先ほど村長から、①番目についての答弁がありました。自分も8回も行ったとかというふうに、前回の質問でも言われましたけれども、だから伊藤議員も行くようにと言ったんですけれども、私、その後、それを考えましたけれども、やはり村長が8回行った、伊藤が1回行ったとか2回行ったとかの問題じゃなくて、あそこの鎌原周辺整備をやって、みんながあそこに行きたくなる場所にすることが、本当に大きな私たちの課題なのかなと思いますので、村長として8回行かれた中で、このままで水車はいいな、このままの運営でと思われたのかどうなのか。その辺の村長の感想を、まずお聞かせいただきたいと思います。

- ○村長(熊川 栄君) ちょっと、質問の趣旨がよく分からないんで……
- **〇9番(伊藤洋子君)** 8回行ったというんですけれども、それでは一昨年度、お客様が少なくて使用料を引き下げたりしたけれども、このままで本当にいいのかなと思わなかったのか、思ったのか。現状のままでやっていいと思ったのかどうか。その辺、村長の感想はいかがだったでしょうか。
- 〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 時折、あさまのいぶき、あるいは水車へ行っております。水車については、延べでいえば相当行っているなと思っております。

また、時折あそこは、たまたま告別式等もありますので、時間調整しながら、本当によく、 寄らせていただいております。また、中でどういうものが売れているのかとかも聞かせても らったり、また自分自身も気に入ったものがあれば、特にニンニクが好きなんでニンニクだ とか、地元産の新しいものがあれば、買わせてもらったりもさせていただいております。 これでよろしいでしょうか。

- 〇議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん。
- ○9番(伊藤洋子君) それじゃ、そういうふうにニンニクを買われたとか何かと言いますけれども、一昨年使用料を、議会の了解も得ないで引き下げたわけですけれども、その理由が、お客様が台風で少ない、コロナで少ないという、そういうときに、もっとこうしたらいいかなとか、そういう改善したいなとか、全然感じられなかったんでしょうか。行かれて、どう感じたのでしょうかというのをお聞きしたいんです。村長が水車に行って、このままの運営状態でというか、お店状況でいいんでしょうかと思ったんでしょうかというのを聞きたいんです。
- 〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) ちょっと質問の趣旨がよく分からないんですが、私は私なりに、あそこへ行けば、1,000円札をぽっと入れれば、ぱっと今日はこれが食べられますよというのを買って食事したりして、自分なりにちょこちょこっと、口頭では奥さんには伝えさせてもらったりもさせてもらっています。お互いに切磋琢磨して、悪い点があれば、お話をさせてもらうのが筋だと思っております。ただ、直接的に言うのも大変失礼だと思っていますから、いつも社長のほうはふだん会えませんので、社長は社長なりに、お会いしたときに世間話の中で、こんなことをこうしたらどうかなという話はさせていただいております。以上です。

〇議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん。

今、村長の答弁からもちょっとありましたけれども、直接言うのは、社長さんもいらっしゃらないからというのがありましたけれども、私も前回の質問のときに、条例には村長が指示できるというふうに書いているから、村長言えるんじゃないかという質問しましたけれども、でも自分でまた考えてみて、やはり村長の言う、直接言うのはというのも分かりました

ので、私としてはあそこの場所を、本当により多くの人に来てもらうということでは、お店のほうにも寄り添って、今、例えば、あさまのいぶきも運営協議会ができて話し合っているけれども、やはり皆さんの知恵を集めてやれる場所に、やれるようにするシステムづくりもいいのかなと思ったんですけれども、だから、分かりやすく言えば、運営協議会をするときに当事者の声も聞ける場所として、水車の運営協議会というと、いいのかどうか、その表現は分からないんですけれども、そんなこともやってもいいかなという思いがありましたけれども、いかがでしょうか。

〇議長(松本 幸君) 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

〇農林振興課長(横沢貴博君) お答えします。

伊藤議員のご提案の、運営協議会を設置したらどうかということでよろしいでしょうか。 そのご提案についても、検討はさせていただければと思っています。

- 〇議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん。
- ○9番(伊藤洋子君) 私がなぜこれをお話ししたかというと、実は私は、あさまのいぶきの指定管理者と話し合うこと、ちょっといろいろお聞きしたいことがあったので、直接お話しました。そうしましたら、なおのこと、1月14日の運営協議会の様子が手に取るように伝わってきて、指定管理者としてはこんな思いでというので、とにかく生産者の出品物を1個でも1品でも増やしたい、その思いでいるということが、本当に手に取るように分かりましたんで、やはり運営協議会という、本当、みんながここを何とかしたいという思いで、意見を出し合う、声を出し合うというのは、こんなふうに指定管理者とも近づいて、よりよいものにしていこうという場になったんだなというのを感じたものですから、水車のほうにも、時々私は担当課にも、こういうふうなのはどうなのかしらと行くことがあるんですけれども、いや、直接言うのは言いにくいんですよというふうに、すぐ言葉返されてしまうんで、そういう場があったらいいかなと思ったんで、この提案をさせていただきました。

次の質問ですけれども、あさまのいぶきの入口と看板についても、村長は先ほど、全体計画を見てということでありましたけれども、全体計画としては、議会のほうにも図案は出されましたけれども、それを何年までにというか、一番気になっているのがあの辺の看板のことなんですけれども、トイレ表示もなく、農産物というのはおしゃれな看板ですけれども、農産物の場所なのかというのも分かりにくいというので、私は少し自分自身は焦っているんですけれども、それでは地域交流センターの存在とか、そういうあさまのいぶきの農産物直

売所だという、そういう本当に来る方にお知らせする看板だけでも、何か1年でも早くやれるということはできないんでしょうか。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 全体のサイン計画でございますが、現在検討させていただいております。全員協議会のほうでもちょっとお話しさせてもらったかもしれませんが、あそこには教育委員会のサインが全部で25か30ぐらいあります、教育委員会のサインが。そのほかに、交流センターというサイン、あるいは鎌原観音堂という大きなサイン、それからあさまのいぶきというサイン、いっぱいサインがあって、これは何なんだという統一性のない部分があるということでもあります。それらを全体を踏まえて、ジオパークの看板もありますし、看板が乱立しているんだけれども、あるゾーンをしっかりサイン計画した事例というのは多数国内にもありますので、もう一度根本的に見直して、迅速に統制の取れたデザイン計画、サイン計画を今検討しておりますので、ゾーニングについては総合政策課、過日全員協議会で示させていただきましたが、サインについてはそういう方向で進めてまいりたいと思っています。

その中で、一部先日の全協でお話しさせてもらいましたように、浅間のよく見えるゾーンということで、あの辺は地主のほうも切っていいよという方向がございますので、あそこらにテラス席に整備をするとか、あとエントランスについては、北側から入るということはあまりよくないという意見も多々聞いておりますので、その辺も含めてサイン計画、含めて今、計画練っておりますので、早急に迅速に対応してまいりたいと思っております。

なお、地方創生拠点整備交付金申請をする予定でおりますので、何としてもいいプランを 早急にまとめながら、できることは一歩一歩しながら、計画は計画でしっかりまとめて、政 府のほうの交付金を頂けるべく、しっかり努めて前に進めたいと思っております。よろしく お願いします。

- 〇議長(松本 幸君) 伊藤洋子さん。
- ○9番(伊藤洋子君) それでは、あそこは発端が、あそこに多くの人たちに来てもらえる、 寄ってもらえる、そして雇用の場を少しでもやる。それと、あさまのいぶきについては農産 物を、東部農業の人たちの農産物を増やすというか、それで生きがいにもするという、そう いった大きな目標がありますので、そこら辺に向かっては、先ほど言いましたように、本当 に人に来てもらいたいというのは、多くの人たちの意見を寄せられる場所を設定して、本当

に誰もがそこにいっぱい来てほしいという思いは一緒なわけだから、その思いのところで、 一生懸命みんなの意見を寄せるというのをやっていただきたいということを申し述べたいと 思います。

それは、冒頭に述べましたけれども、村長が何か言った、伊藤が何か言ったとかじゃなくて、そういう個々の話合いじゃないということを伝えて、みんなでそこをよくしていこうという思いで私はやっていただきたいので、この質問をあえてさせていただきましたので、今後、なるべく早くお客様がたくさん来る、今はコロナでいないんですけれども、なかなか来れないけれども、それでもあそこに行ってみたいという人を一人でも増やすような取り組みに、自分も一生懸命やりますけれども、当局にもそのことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長(松本 幸君) 以上で、伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

◇ 大久保 守 君

○議長(松本 幸君) 続いて、大久保守君の一般質問を許可します。 大久保守君。

[10番 大久保 守君登壇]

〇10番(大久保 守君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、何点かにつき質問をさせていただきます。

まず第一に、嬬恋村公共施設等総合管理計画についてであります。

嬬恋村も、平成29年3月に嬬恋村公共施設等総合管理計画を作成し、議会にお示しをしました。そして、今議会において、嬬恋会館の建て替え計画に関する基本的な考え方についてという資料を議会に出されました。建て替えに向けての経緯や嬬恋会館検討委員会の視察の結果報告、庁内での検討された内容が記されておりました。また、当局は、それ以前に議会へ、公共施設個別管理計画についてと題した、建物の構造軀体の耐震基準や診断結果を基に建物の健全性を評価した資料を配付しております。

このように、当局も公共建物の建て替えが長寿命化のための改修なのか、模索をしている ところであると議会も受け止めておりましたが、1月27日の群馬建設新聞に、嬬恋会館の建 て替え事業が21年度にもスタートという記事が1面トップで掲載されました、当局はこの3 月議会で、先ほど述べた資料を配付しておりながら、1月時点では、プロポーザル方式で商工課に貸してある建物も含めてなどと記事は書かれており、三原の現状の場所に建設するかのごとく、議会に相談もなくそこまで進んでいるとしたならば、議会軽視であり、村人の心を置き去りにした村長の独りよがりだと言わざるを得ません。

確かに三原区より、542名の署名と共に嬬恋会館建設に関する要望が12月定例会で出され、 趣旨採択となっております。区の皆さんのお気持ちは理解できますが、村民等しく考えてい くものだと私は思っております。また、私は、公共施設を考えるとき、災害時に本部となる 役場庁舎から考えていくべきであると常々意見を述べております。

そこで、1点目として、建設とするならば、敷地の広々としたところに出て複合施設とすべきだと私は思いますが、なぜに村長は先行して、三原ありきでこのような記事を出されたのかお尋ねいたします。

2点目として、台風19号の際、避難所として利用されましたが、吾妻川の増水により身の 危険を感じて、鎌原等に移動された方がおられるとお聞きしております。また、検討委員会 で、河川等の災害の心配のある場所は避けるべきとの意見も出ております。村長は、どうし ても現場所でなくては駄目なのでしょうか。お尋ねいたします。

次に、村のPRについてであります。ちょうど1年前、そして2年前に同じ質問をさせていただいております。

嬬恋村の知名度は、やはりキャベツに代表されますが、群馬県のどこにあるのか、どんな観光名所があるのか知られておりません。最近では、北関東3県のワースト争いで話題にはなりますが、喜んでいいものか、悲しんでいいものか、微妙なところです。でも、このようにテレビ放映がされれば、知名度は格段と上昇します。

当時の質問で、テレビ放映をしたらどうですかとの質問で、多額の金額がかかるので即できるとは言えないが、ユーチューブのようなものに載せるのも一つの手でありますと答弁なされました。

そこで、1点目として、「嬬恋晴レルヤ」はユーチューブに載せて、多くの人たちに見て もらっておりますが、その後、放映だとか、他の作品だとか、村をアピールする事業はあっ たのかどうかお尋ねいたします。

また、私たちが子供の頃、ミコト牛乳という銘柄の牛乳パックがありました。今では嬬恋かるたの「ら」で、そのことが歌われております。子供の頃は、なぜミコト牛乳か分かりませんでしたが、私の解釈からすれば、村名にもなっているヤマトタケルが弟橘媛を嘆く叫ん

だ言葉から取ったのかなと思っております。その後、嬬恋牛乳となり、現在ではその姿すら 見ることができません。

長野原町では、豊田牛乳さんが北軽井沢牛乳の銘柄を今でも販売されております。これも一つの認知していただくツールだと思っております。当時、嬬恋牛乳が消滅した際、榛名酪農業協同組合連合会に、パックを再度作ってもらえないか相談したのですが、無理であるという答えでありました。もし今でもスーパー等で嬬恋のパッケージがあれば、村のよいPRになると思っております。

そこで、2点目として、敏腕な熊川村長の時代に復活させることはできないのか、お尋ね いたします。

以上、大項目2点で、明快なる答弁を待っております。よろしくお願いします。

○議長(松本 幸君) 大久保守君の一般質問に対する答弁を求めます。 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 大久保議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、嬬恋会館建て替えの検討についてお答えをさせていただきます。

嬬恋会館の建て替えの検討につきましては、役場庁舎にて、嬬恋会館建設検討委員会を平成28年11月1日に職員による組織としまして設置し、4回の検討委員会と2回の視察を実施し、検討を重ねてまいりました。また、嬬恋会館検討委員会を平成30年5月1日に、嬬恋村議会議員、区長、教育委員、社会教育委員、公民館連絡協議会、文化協会、スポーツ協会、老人クラブ連合会、連合婦人会、吾妻会、学校長による幅広い方に委員をお願いした組織としまして平成30年5月1日に設置し、平成30年5月30日から平成30年12月27日までに検討委員会を5回実施し、検討を行いました。

その結果といたしまして、必要な施設や想定されます利用者数などを検討し、建て替え場所につきましては現在の嬬恋会館所在地とし、商工会の事務所につきましては、平成30年12月議会での採択を受け、商工会の意見を尊重し、嬬恋会館内とすることとしました。費用につきましては、積立てを行ってきました基金等を活用し、設計につきましては、プロポーザルにて実施する方向で検討してまいりました。

なお、令和元年と令和2年には、三原区長より嬬恋会館建設に関する要望書が提出され、 三原区での建て替えや、東部小学校に隣接していることから図書館等の設備の充実が要望さ れ、いずれも提出された12月議会におきまして趣旨採択となっております。

また、議会にて、役場庁舎を含めました施設再編の個別計画が必要とのご指摘を受けまして嬬恋村公共施設総合管理計画の嬬恋村公共施設個別施設計画素案を、令和3年第2回全員協議会にてお示ししたところでございます。

今後、具体的な進め方につきましては、スピーディーに検討してまいりたいと思っております。またパブリックコメント等もしっかり取りながら、進めてまいりたいと思っております。

続きまして、嬬恋村の知名度を上げるための方法として、テレビ放映をいかがかというご 質問でございます。

平成29年の3月議会において、大久保議員から、テレビ放映により村をPRしたらどうかとのご質問をいただいております。その後の知名度アップの取組でございますが、今年度は嬬恋村農協により、これまで関西地区で行っていたテレビCMを関東地区のフジテレビ系列において、キャベツと観光宣伝を兼ねたテレビCMを実施していただいております。これは嬬恋村イメージアップ事業として、村も補助を行っております。このほかにも、フィルムコミッションの協力により、幾つかの番組で紹介されております。このような積み重ねによって知名度が上がってきているとも思われます。

毎年、地域ブランド調査として、市区町村の魅力度ランキングが発表されておりますが、 嬬恋村は全国で255位、県内では草津町の29位に次いで第2位でございました。軽井沢町は 全国で20位ということで、間に挟まれている嬬恋村は、一層の努力が必要と考えておるとこ ろでございます。

引き続き、テレビCMに限らず、天気予報やドラマ、旅番組に取り上げてもらうことや、インターネット動画配信など、村の魅力を効果的に伝える工夫をしていきたいと思います。

次に、嬬恋牛乳のパック生産をしてもらうことはできないのかというご質問でございました。議員申されますとおり、以前は嬬恋牛乳とミコト牛乳として販売され、給食でも利用されておりました。最近では、製造工程が集約され、大半は高崎市の榛名酪連で北軽井沢牛乳として製造されているようでございます。また、パッケージのデザインも、幾つかの段階を経て今に至っているものと思われます。

現在、村内には6軒の酪農家がおりますが、そのうち、独自に牛乳やチーズ、ヨーグルトなどを製造販売している方もおります。このような特産加工品に村が支援し、嬬恋村のPRを兼ねたパッケージにしていただくことも、一つの案ではないかと思っております。

今後とも、嬬恋村の知名度や魅力度を高め、住民が嬬恋村に誇りを持ち、住み続けたくなる村づくりに努力してまいりたいと考えております。ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

- ○議長(松本 幸君) 再質問以降は一問一答で行います。 大久保守君。
- ○10番(大久保 守君) 一つは、村長答えがなかったんですけれども、なぜ群馬建設新聞に1面トップでこのような記事が載ったのか。全く議会も知らない内容が、どうして21年度から始まるような……プロポーザルを、なぜ群馬建設新聞に1面にトップで出るようなことがあったのか、その答えがないんですが、まだ。
- 〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 私も、実は先日、大久保議員とお会いしたときにお話しさせてもらいましたが、全く私も知りませんでした、何でこうなったのかと。ただ、プロポーザルとか、総合政策で考えている企画の部分もあったりしたんで、総合政策課、あるいは教育委員会の社会教育担当等にも確認をしましたが、事前に、こういう形で載っけてくれとかというあれは一切していないという状況でございました。

ただし、建設新聞さんですけれども、データをずっと持っているらしいです。というのは、 実は昨日、建設新聞の記者がお見えになられまして、本日建設新聞のトップに、今朝だったな……昨日か。ごめんなさい、おととい成立して、昨日ですね、昨日のトップに出ておりました。聞いてみたら、各市町村の、建設新聞はデータをずっと蓄積しておるんだそうでございます。私も知らなかったんですが、来まして、総務課のほうでは、予算の成立したという時点で、中を見せていただきたいという問合せがあって、いつも閲覧はさせているんだそうでございます。それで、ああそうか、それで昨日トップに出たんだなということを私も知りました。これは35市町村、全部そういうデータを蓄積化しておるというふうに、記者さんに確認しましたら、そう申しておりました。

以上そういうことで、当初確認しましたけれども、庁内からは一切それは分かっていないということでございましたので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(松本 幸君) 大久保守君。
- **〇10番(大久保 守君)** 村長は、蓄積が新聞社にあるからとはいっても、誰かがゴーしな

い限りは出ないですよね。誰かが書いてくれとか、いいですよとかいうようなことがない限りは、あれほど詳しい内容は出ないんじゃないかなと思うんですよね。どなたかが、それなりの答弁をしているんじゃないかなと思うんですけれども、そういうのもなかったんですか。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

- **〇村長(熊川 栄君)** 私が庁内、私を含めて庁内を確認した範囲では、一切ございませんで した。よろしくお願いします。
- 〇議長(松本 幸君) 大久保守君。
- **〇10番(大久保 守君)** なければしようがないんで、出たという話だけになっちゃうんですけれども、ただ一つ、21年度からスタートという、今村長が、23年度でしたっけ、かな、スタートするような話もあったんですけれども、少なくとも議会のほうは、場所にしても大きさにしても、まだ全て理解をしていないわけですね。今回初めて、嬬恋会館の建て替え計画に関する基本の考え方という資料を出したわけで、これでようやくこういうものが、基本的に委員会があって、やるのかなという話になってきたわけですよね。

ただ、例えば町内の施設の報告書というようなのを読むと、少なくとも廊下や通路を外して980平米というような書き方してあるんですね。現在ある平米数が1,345あるんだと。あまりにも極端に、誰が考えたって、こんな少ない平米数でできるわけないだろうと、300人の人が入るホールがあるとすればですよ。とてもそういうような考えの中で、果たしてこれができるのかなと。

また、逆に委員会、うちの同僚議員が委員長をやっているんですけれども、それにしても、それをだんだん自分が、建築かんでいるもんですからしてみても、3,000平米から建物が必要になってくると思うんですよね、ホワイエから、機械室から全て、楽団のものから全て入れると、3,000平米近いものが必要であると私は思うんですけれども、これは、どれがいい悪いというような話じゃないんですけれども、ただ委員会の中で、先ほど述べたように、危険な場所、河川等の災害のある場所は外してくれという、はっきり書いてあるものがあるんですね。そういう点はどう思われますか。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 通告にはなかったんですが、河川の話は以前、平成30年12月27日、 年末でございましたが、6時30分より、第何回目だったですかね、第5回ですね、嬬恋会館 検討委員会議事録ということで、委員長は今、現副議長であります佐藤鈴江議員でございますが、そこに、先ほど申しましたスポーツ協会、あるいは文化協会等の関係者、あるいは教育長、あるいは地元の区長、あと青少推の会長さん等も入って、社会教育の先生方も入りまして議論をしました。その中でも、その意見、川が危ないねという話が出ました。

それ以降ですけれども、実際台風が来たのは、その翌年の10月ということでございました。 そういうことを踏まえて、あそこに、実は危ないなと、私も実は危惧をしておりましたが、 三原区の方もはじめ、現在の避難所計画では、西窪区並びに門貝区も嬬恋会館に避難するん だということでございました。特に三原の方々、一部でございますけれども、台風来ると危 ないねという意見確かにございまして、本当に、さっきも言いましたように私も危惧してお りましたが、あの台風でも、あれだけの人が避難をして、大丈夫だったんだなという話がご ざいました。それと、三原区の役員さんの話も聞きましたら、何とか大丈夫だねと、こうい う話を三原区の役員さんからも聞いて、区長さんからもそういうお話を、水の害の件でござ いますが、聞いております。

その中で、会合、会合を積み重ねてきておるわけですけれども、将来的にはプロポーザルでやるんですねという話合いも、その中でも出てきております。私からも、やるんであれば、一番いいプロポーザル方式で時間をかけて、またパブリックコメントもしっかり取りながらやるべき課題だという話も、そこでも私はさせてきていただいております。

それと、公共施設の関係ですけれども、今回は個別計画を、8日の全員協議会で皆さんに配付させていただきました。これ、夕べも私もまた見直してきましたけれども、しっかり中を読んでもらいますと、今後10年間で5億円ずつ、50億円かけて整備していこうと。また、嬬恋会館につきましては、あと2年後から着手して2年間で造り上げようと、こういう計画になっております。

なお、大久保議員もご存じのとおり、ちょうど10年前でございますが、東日本大震災があった後、国土強靭化計画が発令され、あわせて、全ての基礎的自治体は公共施設再編も検討しなさいというのが平成25年だったと思います。それに基づきまして、平成29年3月には議会に全体計画の提示をさせてもらったと。そして今回、個別計画で、壊すべき建物は、これとこれとこれが案ですよという掲示もしてあります。それから、嬬恋会館につきましては、いつ幾日からこうやって、5億円ずつ10年間やると50億円かかりますよという、こういうプランが、先日提示させてもらったプランであります。

例えばでございますが、壊すべきところというのは、今は壊すのにも解体にもお金がかか

りますので、旧東小学校の体育館とかプール、こういうものは既に予算を成立させてもらって、議会にも了解をいただいておるわけですけれども、そのように、あとは、どうしても使っていない建物があって、それも解体するという一覧表も出ております。例えば万座温泉のセンターも、全然使っていないということで、解体の方向ということに一応なってきておったり、全員協議会でも話しましたが、平和不動産の中にも19建物がありますが、こういうのはお金がかかっても計画的に解体すべき話であると、こういうことでございます。

したがいまして、ひとつひとつ、一応手順は踏んで、議会にもお話をさせてもらって、29年3月、そして本年の3月に個別的な具体的な建物の計画について、ざっくりとした計画の素案を提示させてもらって、8日に報告をさせてもらったと。また、中をよく読んでもらうと、それなりに検討を積み重ねてきておりますので、ご確認をしていただけたらと、こう思います。よろしくお願いいたします。

〇議長(松本 幸君) 大久保守君。

○10番(大久保 守君) 村長、いろいろ話されましたけれども、例えば、今言った個別計画とか実施計画がありますよね。個別計画を見ると、ここにたまたまコンクリートの圧縮度が出ていたり、Is値が出ているんですね。圧縮度で、例えば嬬恋会館は24.8Nパー・ミリ平方で、役場は1.6なんですね。ちょっと難しい話で申し訳ないんだけれども、ほとんどコンクリートが駄目だという話ですよ、役場は。通常でも21を使わなきゃいけないのが16しかない、強度が。嬬恋会館はまだ24ある。すると、まだもつんですよね、24というのは通常ですから、21が通常以上ですから。役場は16しかないとなると、いつ地震が来て、こんなのぶっ潰れるか分からないんですよ。そういうのを村長が出しているんです、個別で。

ということは、どっちを先に建てるかというのは分かりますよね。それで、ましてや実施 計画では、劣化度の順位は役場が2位、嬬恋会館は6位か7位なんですよ、劣化度の順位が。 ということは、役場を先に建てなさいという話ですよね、これは。

どうですか、村長。自分で出してきた資料ですよ。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 嬬恋村ということで出していますので、私の名において、責任を持って出している書類でございます。

超専門的な言葉で、私、全く今のところは素人の部分がございます。しかしながら、今までの積立ても、役場と嬬恋会館につきましては、最初の年が5,000万円、翌年が1,000万円、

翌年がと、嬬恋会館が1回多かったんですが、嬬恋会館について3億3,000万円ですかね、 嬬恋村役場については2億何千万円だったですか、3年にわたって積立てもしてきたという 経緯がございます。

いずれにせよ、耐震の補強をしないで建て替えをしようということで、皆さんの議会の了解も得て進めてきておると。なおかつ、これから、高度成長期に造ったものについては、基礎的自治体全て、こういう計画をつくって、今進めておるという状況でございます。

嬬恋村においても、大久保議員が以前から役場という話をしておりますが、現在、上信自動車道に合わせて、どこに何を造るべきかという話につきましても、議長からも、全体的な方向性みたいのが欲しいねという話もありましたので、過日全員協議会で、大きな今までの流れの話もちょっとお話をさせてもらったところでございます。

例えば青山についても、既に5,300万円、議会の全員の承諾を得て、あそこの用地交渉をするべく測量もかけてきたというようなところもございます。また、上信道の方向が定まってくるに従って、田代地区の道路の在り方とか、大笹区は公民館をまとめてもいいという方向の、今の区長さんなんかの意見もありますので、それらをしっかり尊重しながら、全体的な青写真と全体的な財政計画をしっかりつくって、またパブリックコメントをつくって、一歩一歩着実に進めていくというのが私の基本的な考え方でございます。また、その時期に来ておるということでございますので、全体計画、そして、私が過日示しました、8日の全員協議会で書類を公表させていただいたということでございます。

ただ、今、大久保議員の申しますコンクリートの強度の問題とか、ちょっと技術的過ぎまして、全くちょっと私、素人の部分がありますが、その辺はまたよく精査をしてみたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(松本 幸君) 大久保守君。

○10番(大久保 守君) 村長、今、パブリックコメント取ってどうのこうのとか言いますけれども、上信道が来る、そういう話もいいんでしょうけれども、じゃ、嬬恋会館だって、そこに乗るわけじゃないですか。役場だけがそこに乗る話じゃないんで。図書館もあれば保健センターもあるとか、いろんな話がある中で、こうしようという話であれば、嬬恋会館だけが何で独り歩きしているのか。

議会だって、土地云々という話になったときに、いいとは出ませんでしたよね、全協をやったときに。羽生田議員なんか、うちのセンザイ畑より狭いやなんて言っているぐらいだから、そういう狭いところで300人の駐車場を造って、果たしていいのかという話ですよ。ま

してや土砂の災害地でしょう、あそこは。指定地ですよね。特別指定地だって、その上にす ぐあるんだから。どうなんですか。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 安全性についての今の水害の議論は、先ほど申しましたとおりで、当時の5回やった検討委員会の中でも出ました。一部出ました。先ほど申しましたように、私も非常に心配しておりましたが、土砂法ができまして、群馬県下は全国47都道府県でも、早くイエローゾーン、レッドゾーンができたという実績もございます。しかしながら、今は見直しをちょうどしているときでございますが、台風19号が終わって、また我が村でも、あそこについては一応、避難所の一番大きな避難所であるということが現実で、また安心であったということの認識を、地区の皆さんは現在持っておるところでございます。

それと、全体計画の話ということでございますが、今、大前区は大前インターが、ほぼ県のほうから了解をもらったというお話も先日させてもらいましたけれども、田代区については、日本一のキャベツの村、出荷の集中的に多いところということもありますので、平面交差部分じゃなくて立体のほうがいいねという意見もありますので、それも踏まえながら、県ともまた、しっかり協議を進めてまいりたいと思っていますし、鎌原地区につきましては、先ほど申しました周辺整備計画もありますけれども、インターチェンジもあると、こういうことでございます。その辺も、そういう認識を今持っておりますので、今こそハード面、ここにちょっとハード面入っておりませんけれども、建物だけでございますが、建物については、以前総務課長が申したとおり、全体計画、そして個別の建物計画ということで、今回お示ししたということでございます。

今後もしっかりと、各地域、また議会、またパブリックコメントも取りながら、今まで積立てもしてきておりますので、なおかつ、耐震をしないで建て替えようということで今日まで来ておりますから、粛々と、なるべくスピード感を持って、村民の皆さんの意見を聞きながら進めてまいりたい、こう思っておるところであります。よろしくお願いします。

〇議長(松本 幸君) 大久保守君。

○10番(大久保 守君) 建物についてはこれで終わりますけれども、せっかく建て直すんですよ、改修じゃなくて。こんな広い嬬恋で、3,000平米ぐらいの土地に建ててどうするんですか。そう思いませんか、村長。300人入れるホールを造るんですよ。そこへ図書館をつける、何平米必要なんですか。遊び事じゃないんですよ、みんな村民は。新しく建てるんだ

から。道も新しくなる、全て新しくなるものを既設のところへ建てるなんていうのはおかし いんじゃないんですか。もっと平米数があればいいですよ、平米数が土地に。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 今までの経緯を見ますと、3,000平米、土地3,000平米かな、課長、3,000平米か。何平米……土地、3,000平米。ちょっと、ここで今、各論的なこと言われても、ちょっと私も答弁困りますが。

あと、三原区のほうの方は、あそこに建ててもらいたいという要望があったとおりでございます。また区長さんも、熱烈にお願いしたいという意見もございました。また、ご存じのように、商工会につきましては、場所はどこかは問いませんが、一緒の建物の中に入りたいという議会の議決もございます。

それで、私の個人的な考えということじゃないんですけれども、三原区の皆さんも東部の皆さんも、嬬恋高校の存続、それからJR吾妻線の存続、これがないと、東部は本当にみんな消えてしまうと、こういう危機感を持っておるところでございます。それで、そういうこと考えますと、グランドデザインのところに拠点的に、エディケーションゾーン、教育ゾーンを嬬恋高校存続のためにも、あのゾーンはあのゾーンで、しかるべくコンパクトに必要なものを整備すると。

それから、青山につきましては、過日国土交通省に説明していただきましたが、あれだけ 国土交通省がやっておりますので、あそこに投資金額に見合うものをしっかりと整備してい くと。

それから、鎌原周辺は、先ほどから議論のあるとおりで今後もやっていくと。

それから、大前区につきましては、日本で最初の橋を大前橋9億円で造りましたが、その上につきましては、現在調査をして、インターチェンジへの道を、調査費もつけていただいて、承認もいただいております。また、県のほうの担当の方々についても、大前の細原地区におけるインターチェンジ、ここで何とかいいだろうというお言葉もいただいております。

全体的にそういうものが進んできていますので、なおかつ上信道につきましては、鳥居峠について8キロ、3キロということで、今調査は始まっておるという状況もございます、今こそコンパクトに、また整理すべきものを整理しながら、バランスよく各地域のバランスを取りながら、また公園という要望、あるいは図書館という要望もありますが、一度12月にまとめた、佐藤議員さんが委員長でまとめた中には、図書館が欲しいとかと、こういう一覧表

をまとめてもらってございます。それらを踏まえて今日まで来ておりますので、そんな方向で今後も進めていくのが一番いいであろうと思っております。

同時に、各団体、あるいは各地域、皆様のご意見も、パブリックコメントもしながら進めていくのが当然だと、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〇議長(松本 幸君) 大久保守君。

○10番(大久保 守君) ただ、考え方の中で、あそこに建てるというのが一つも出てこないんですよね、基本的な考え方の中で。あそこへ建て替えるという言葉がないような気がするんですけれども。ですから、やはり新しく建てるんであれば、きちんと精査したところへ持っていく。それは東部であろうが西部であろうが、私は構わないと思うんですよ。

ただ、あまりにも3,000平米ぐらいの土地に、300人のホールですよ。そこへ駐車場つけて図書館をつける、複合施設を造る。とてもとても無理じゃないですかね。と私は思うんですよ。それはプロが設計すれば、どうなるか分からないんですけれども、まあ無理でしょうね。

だから、基本的な考え方、委員長もここにいるんですけれども、どうも私が見る限りは、 三原地区へ建てろという言葉はないような気がするんです。それは多分、写真がついている から、そこへつけろという話かもしれませんけれども、一応、土地書いてあるから、そこに したいという話なんでしょうけれども、ただ見る限りは、三原という言葉は出てこないよう な気がするんですけれども。

よく本当に精査して、村民が納得するようなものを造っていただきたいというのが意見で あります。これはこれで、平行でしようがないと思いますが、お願いいたします。

次に、PRということで、「嬬恋晴レルヤ」、これ自分も何度も見ているんですけれども、音楽といい、画面といい、キャベツの畑といい、あれは見事だなと思ったんですけれども、ああいうものを多く作って、村が作っているのはあれぐらいなんですか。ほかにいないんですかね。嬬恋で個人的に作っているユーチューブの記事はいっぱいあるんですけれども、嬬恋村で作ったあの「晴レルヤ」は、なかなか出来がとてもいいかなと思ったんですね。

その後、何か仕掛けるようなものは、何かないんでしょうかね。

〇議長(松本 幸君) 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

〇総合政策課長(佐藤幸光君) 大久保議員さんの質問にお答えしたいと思います。

「晴レルヤ」の件では、議員の皆様に大変お世話になりまして、ありがとうございました。

1万回をあっという間に超えまして、まあまあ成功だったのかなというふうに思っております。今後についても、動画のほうは、やっぱり力を入れていくべきだと考えております。

あとは、鹿澤館の「お別れ内覧会」というものを開催したんですけれども、それも予告の動画、ユーチューブを出したこともあるんですけれども、これから、今のところ考えているのは、村が独自に動画を作るとなると大金かかりますので、PR動画のコンテストみたいなものを開催して、部門は作者にそれぞれ考えていただいて、多数集めて、いろんな部門ごとに1位、2位、3位をつけるような、そんなちょっと仕掛けをしたら、お金をかけずにいい動画が集まるんじゃないかなということは、ちょっと今考えておりますので、その辺はちょっとやっていきたいなと考えております。

以上です。

- 〇議長(松本 幸君) 大久保守君。
- **〇10番(大久保 守君)** 今、課長言うとおり、コンテストをして最優秀なものを使うとい うのも、それはなかなか考えとしてはいいかなとも思いますし、なるべく嬬恋が多く画面に、 画面というか、マスコミに出るというのが非常にいいのかなと思いますね。

ここに上毛新聞さんもいるんですが、最近、上毛新聞さんに載る数が、嬬恋、ちょっと少ないのかなというような気もするし、何かあれば呼べばいいんかななんて思うんですよね。 やっぱり、今日も嬬恋出ていたな、昨日も出ていたよねなんていう話になれば、やっぱり媒体を使うということは、それは一つの策ですから、今課長が言ったとおり、そういうふうな面白いことをして進めていってもらえばいいと思いますんで、よろしくお願いします。

それから、最後、ミコト牛乳って、なかなか牛乳パック、当時、嬬恋牛乳がなくなるときに、議会も榛名のほうへ問いをかけたんですけれども、やっぱりパックを作るというのが大変お金がかかるんだというんで、すぐすぐできるものじゃないとなって断念したんですけれども、力のある村長、どうですかね、もう一度榛名牛乳へ仕掛けていくというのは。

〇議長(松本 幸君) 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長(熊川 栄君) 何か私もちょっと、やったら面白いのかなと思っている部分もあります。たまたま住んでいるすぐ近くに酪農もありますし、毎朝、北軽牛乳の大きなタンクが来て、ローリーが来ておりますので、何か面白いものできないのかなというような気も持っております。

また、西吾妻、浅間牧場も一緒に、県と観光振興もありますが、あそこもクラスター、ク

ラスターって、また違った意味のクラスターで、畜産関係を集積するという20億円プランも 今、あそこやっておりますから、また、地域おこし協力隊が北軽にはたくさん来て、牛飼い をしておるというグループもおりますので、全体で西吾妻はちょっと、そういうものを考え ることも面白いなという気はしております。

しかしながら、今現在は、担当が申したように、今、吾妻酪連ですかね、榛名酪連ですか、あそこにほぼ一本化されていると、乳牛はですね。そういう状況もございますので、その辺もよく調査しながら、北軽の皆さん、あるいは村内の皆さんとも協議して、乳牛も面白いなという認識を持っておりますので、ちょっと調査をさせてください。よろしくお願いします。

〇議長(松本 幸君) 大久保守君。

○10番(大久保 守君) 村長言ったとおり、北軽井沢では10億円以上かけて、全てオール機械の今、乳牛場ですかね、造っている方もおられます。また今度、またもう一つできると言っていたかな。そのぐらい北軽では、乳牛のほう、頑張っている方がおられるんで、ぜひとも嬬恋だけでもなくて、乳牛者、比較的嬬恋にも乳牛者いるんですけれども、どっちかというと、あがつま農協へやっぱり牛乳を出すせいか、あがつま農協がかりになっちゃうんですけれども、ぜひとも嬬恋から、そういうようなパックができるんだったらば、ひとつ村長考えていただきたいというのが一つと、先ほど申したとおり、公共施設はやはり皆さんが使うものですから、きちんとした手はずを踏んでやっていただくというのが一番だと思いますんで、ひとつそれを意見として要望しておきます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長(松本 幸君) 以上で、大久保守君の一般質問を終わります。

時間になりますので、ちょっと休憩します。

46分にサイレンが鳴りますので、全員で黙祷をお願いします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時47分

○議長(松本 幸君) それでは、再開いたします。

◇ 上 坂 建 司 君

○議長(松本 幸君) 続いて、上坂建司君の一般質問を許可します。

上坂建司君。

[4番 上坂建司君登壇]

○4番(上坂建司君) 議長の許可が下りましたので、2点ばかり一般質問させてもらいます。 JRと村の今後の取組について、まず1点。

現在、万座鹿沢口の地下トイレを利用しているが、このままでいいのか。村で駅南側にトイレを新築、待合室等も含めて、村で管理することはできないか。

近い将来、再び特急列車乗り入れの要望の以前に、村として駅周辺に、できる範囲の奉仕 活動を積極的に取り組むべきと考えるがどうか。

また、この駅は複線でないので、特急列車を待機することができない。現在、終点の大前駅にトイレ設備やJR列車乗務員の休憩室を村の予算で設置し、JRに協力する等の助成も考えられないか。

また、現在、万座鹿沢口の駅名を嬬恋駅と改める等、新たな嬬恋村のアピールを兼ねた観光村としてのイメージアップを図る等の発展の発想を新たな視点で見直す考えがあるのか、 お伺いしたいがどうか。

2つ目に、今後の鹿沢温泉郷のことです。

鹿沢・湯の丸線は、5月連休前には通行は復旧できると思います。今後は早急に湯尻川の 復旧・復元を図るべきと思う。釣場の整備と遊歩道の整備を優先し、たまだれの滝とその周 辺をミニ公園として活用したらどうだろうか。

現在、利用を中止しているいこいの広場をキャンプ場としての再利用し、鹿沢温泉郷園地として観光施設化を図るべきと考えるが、当局の考え方を伺いたい。

今後の鹿沢温泉郷をどのようにしたらいいと思っているのか。構想があるのなら明快な答 弁を求む。お願いします。

○議長(松本 幸君) 上坂建司君の一般質問に対する答弁を求めます 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

〇村長(熊川 栄君) 上坂議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

2点ございました。

まず、第1点目でございますが、万座鹿沢口、大前駅等の整備をということに関する質問でございます。

まず初めに、現在、万座鹿沢口駅のトイレを利用しているが、このままでよいのか。また、村で南側にトイレを設置、トイレを新設、待合室を含め村で管理はというご質問でございま したが、併せてお答えをさせていただきます。

万座鹿沢口駅のトイレでございますが、現在、JR側の理解を得て利用させていただいておりますので、今後も利用させていただきたいと思います。利用可能時間は、現在、深夜12時頃までとなります。営業時間内であれば、観光案内所でもトイレは利用可能でありますので、今後も気軽にトイレを利用していただけるよう周知してまいりたいと思います。

また、セブンイレブンは24時間営業であり、もちろんトイレの使用は可能であります。現在の状況から、トイレに関しましては、不足しているのではなく、足りているのではないかと思われます。現在、新築等は考えておらないところでございます。

また、以前には、現在の中居屋重兵衛の碑が建つ土地の建物寄りに公衆トイレがございました。トイレの利用状況や管理上の問題等からも、高校生における青少年育成に支障を来すような案件もありまして、取壊しに至った経緯があることから、今後、新築の検討がなされるようであれば、過去の教訓を生かし、しっかりとした管理運営することが大事だと考えております。

次に、村として、駅周辺にできる範囲の奉仕活動に積極的に取り組むべきと考えるがどうかというご質問でございますが、現在、任意団体として、万座鹿沢口駅周辺活性化協議会がございます。以前は、村が事務局として活動していただいた経緯がありましたが、一度解散し、平成30年度に再結成してくれました。年齢的にも高い方が多く、自分たちができることで万座鹿沢口駅周辺をきれいにしていきたいとの強い意志により再結成され、奉仕活動に取り組んでいただいております。この方々と共に、村も協力しながら、今後も取り組んでまいりたいと思います。

次に、大前駅にトイレや乗務員の休憩室を村の予算で整備したらどうかとのご質問でございますが、これまでの経過から、JR側から理解を得られないと考えております。現在、駅のホームにあるトイレや待合室は、JR東日本によって管理されています。今年度は大前駅周辺の草刈りやイルミネーションの設置を行いましたが、目的は上坂議員の言われるとおりであります。今後もJR吾妻線に感謝し、利用者を増やす方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、万座鹿沢口駅の駅名を嬬恋駅に改めたらどうかとのご質問でございますが、過去に も検討したことはあるようでございますが、駅名の変更には様々な変更が伴うことから、1 駅の駅名変更に億単位の費用がかかると言われております。

万座鹿沢口駅は、昭和46年に大前駅と同時に開業となりましたが、駅名を決めるのに難航 し、折衷案として、万座と鹿沢の両方を取り入れることになったそうであります。また、駅 名が万座と鹿沢の間に、中黒と言われる点が入りますが、全国でも中黒が使われている駅名 は、JRでは唯一、万座・鹿沢口駅だけだとのことであります。

また、大前駅は終着駅でありますが、明治29年には鳥居峠を越え、長野県の豊野駅まで向かう上信鉄道が計画がございました。さらに、大正11年には、国会で鉄道建設の議案が議決されましたが、翌年の関東大震災で計画は消えてしまい、2回とも実現に至らなかった歴史がございます。

終着駅となってしまった歴史とともに、大前駅は大きく前に進む駅、大きく前、大と前ですね、大きく前に進める駅として、縁起のよい駅名を生かし、人生再出発の駅として誘客を図るのもよいかと考えております。

上坂議員が言われますように、新たな視点でJR吾妻線をアピールしていきたいと思いますので、今後ともご提案いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、鹿沢温泉の今後の発展についてのご質問でございますが、初めに、たまだれの滝周辺でございます。釣場の整備と遊歩道の整備を優先し、たまだれの滝と周辺整備をしてミニ公園活用したらどうかというご質問でございますが、県道東御嬬恋線の災害復旧工事は進んできておりますが、湯尻川に関しましては、現在でも復興計画の進んでいない状況にあります。ですが、たまだれの滝に渡れるよう、橋だけは新年度予算にも計上させていただき、計画をしております。

湯尻川を見れば、いまだに台風19号により甚大な被害を受けたまま、倒木が横たわる状況であり、景観を損ねております。このような状況から、釣場の整備と遊歩道の整備の優先とミニ公園整備は厳しい状況であり、今後、湯尻川等広範囲に整備が進むようであれば、ミニ公園も検討可能と考えます。まずは、川の中の倒木も含め、環境省と協議しながら、状況を改善できるよう努めてまいりたいと思います。

次に、いこいの広場をキャンプ場として再利用し、鹿沢温泉郷園地として観光施設化を図るべきではないかというご質問でございますが、いこいの広場に関しましては、現在までに 幾つかの県外企業からオファーを受けております。グランピングが注目を浴びたことも要因 になっているように思います。また、コロナ禍にあっては、キャンプ場に人気が出てきている現状もあります。

しかし、村が直接キャンプ場運営することは難しいことであり、また現時点におきまして、整備するために村が予算を投入することも疑問を感じるところでございます。できれば、優良企業が指定管理者等で運営してくれるよう、今後も企業誘致を図ってまいりたいと思います。

最後に、鹿沢温泉郷の構想はあるかというご質問でございますが、現在、鹿沢温泉郷の構想はございません。上坂議員がおっしゃるとおり、鹿沢温泉郷の構想は大事であると考えています。それには、鹿沢観光協会の方々と協議をしていくことが重要と考えます。

ですが、台風19号による鹿沢館の閉館、その後、コロナウイルス感染症による影響、また 最近では、長い間鹿沢温泉でご尽力いただきましたツチヤミノルさんがお亡くなりになるな ど、鹿沢地区において大きな痛手であります。

現在の鹿沢地区を考えると、昔から比べ施設の数も減り、後継者問題も深刻でございます。 また、コロナ禍にあって、非常に厳しい状況と考えます。今後は状況を見て、鹿沢温泉郷の 構想も含め、鹿沢温泉観光協会の方々としっかり連携を図りながら、観光振興を図ってまい りたいと考えます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

- ○議長(松本 幸君) 再質問以降は一問一答で行います。 上坂建司君。
- ○4番(上坂建司君) 村長の考え方はよく分かりました。ぜひ前向きに今後も取り組んでいただきたいと思います。

また途中で何かありましたら、私が再質問して、いい知恵があれば、私も協力したいと思っています。よろしくお願いします。今日はこれで結構です。

○議長(松本 幸君) 以上で、上坂建司君の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長(松本 幸君) 日程第4、閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。
各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件について、会議規則第74条の規定に

よって、お手元に配付しました申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査申出がありました。 お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松本 幸君) ご異議ありませんので、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(松本 幸君) これにて、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 よって、令和3年第1回嬬恋村議会定例会を閉会いたします。 大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

議 長 松 本 幸

署名議員 黒岩忠雄

署 名 議 員 伊 藤 洋 子